

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

監査公表	ページ
○包括外部監査の結果に関する報告	1

## 監査公表

### 監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により包括外部監査人紫藤秀久から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別冊（令和4年度包括外部監査結果報告書）のとおり公表する。

令和5年3月31日

高知県監査委員 下村 勝幸  
同 金岡 佳時  
同 奥村 陽子  
同 五百蔵 誠一

令和4年度

## 包括外部監査結果報告書

少子化・子育て支援対策事業について

令和5年3月

高知県包括外部監査人

紫藤 秀久

# 目 次

<b>第1 監査の概要.....</b>	<b>3</b>
1 監査の種類 .....	3
2 監査テーマ .....	3
3 監査対象期間 .....	3
4 監査の体制 .....	3
5 利害関係 .....	3
6 監査テーマを選定した理由.....	3
7 監査の着眼点 .....	4
8 監査の結果における表記方法について.....	4
9 本報告書における用語の使い方について.....	4
<b>第2 高知県における人口減少の現状、将来予測及び課題について.....</b>	<b>4</b>
1 高知県の人口 .....	4
2 高知県人口の将来展望の概要.....	5
3 自然増減の状況.....	6
4 社会増減の状況.....	8
<b>第3 包括外部監査の対象～高知県の少子化・子育て支援対策事業概説.....</b>	<b>13</b>
1 はじめに .....	13
2 「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」 .....	13
<b>第4 包括外部監査の結果.....</b>	<b>17</b>
1 出会い・結婚～出会いの機会の創出.....	17
2 妊娠・出産～安心して妊娠・出産できる環境づくり.....	21
3 安心して子育てできる環境づくり、子育て家庭のリスクに応じた適切な支援.....	39
4 働きながら子育てできる環境づくり～ワークライフバランスの推進.....	60
5 官民協働による少子化対策を県民運動として展開.....	68
6 女性の活躍の場の拡大.....	71
<b>第5 指摘及び意見.....</b>	<b>74</b>
1 民間事業者が現に提供しているサービスについては、まず新規事業としての立ち上げとその継続ありきではなく、現有の民間サービスの活用可能性について検討すべきである（指摘） .....	74
2 事業の目標設定や効果測定方法を更に工夫すべきである（意見） .....	75
3 事業の広報手段を更に工夫すべきである（意見） .....	75

<b>第6 総括的な提言.....</b>	<b>76</b>
1 効果を上げている他国や他自治体の取り組みを参考にし、必要に応じた事業の選択と集中を進めるべきである .....	76
2 仮に人口減少に歯止めがかかる場合でも自治体を維持していくためのシナリオを準備すべきである .....	77

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 監査テーマ

少子化・子育て支援対策事業について

### 3 監査対象期間

令和3年度を中心とし必要に応じて過年度及び令和4年度についても対象とした。

### 4 監査の体制

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 包括外部監査人  | 紫藤秀久（弁護士） |
| (2) 外部監査人補助者 | 中西法貴（弁護士） |
| (3) 外部監査人補助者 | 武内良平（弁護士） |

### 5 利害関係

外部監査人及びその補助者において、監査対象との間で地方自治法第252条の29に定める利害関係はない。

### 6 監査テーマを選定した理由

- (1) 人口減少は先進国全体の課題であるだけでなく、日本においても最重要課題の一つである。日本の中でも少子高齢化、人口減少が最も進んだ自治体の一つである高知県において少子化対策が喫緊の課題であることは言うまでもない。
- (2) 令和2年の国勢調査によると、県内女性の「50歳時未婚率」は21.1%で首位の東京に次いで全国2位、男性は全国6位の29.5%であった。全国平均（女性 17.8%、男性 28.3%）や四国内の愛媛県（女性 18.3%、男性 26.7%）、徳島県（女性 17.5%、男性 26.2%）、香川県（女性 15.6%、男性 25.0%）と比べても相当に未婚率が高い。

(3) 令和3年の全国年間出生数は81万1,622人であり、令和4年の年間出生数の概数はついに80万人を割り込む見通しである（厚生労働省発表）。国の推計よりも早く少子化が進行している。

(4) 令和3年の県内出生数は4,090人で、前年よりは増えたものの、少子化の影響等により、令和4年4月1日時点の県内人口は68万人を割り込むこととなった（県発表）。

(5) 県としても手をこまねいている訳ではなく、國の方針を踏まえ、2015年に「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、期毎の人口目標数を定めたうえで、様々な少子化対策事業を進めてきた。高い未婚率の問題については、婚活センター制の導入や出会いを促す交流サイトの開設など婚活支援事業を実施している。婚姻後も女性が社会に参画し家庭の経済を支えることができるよう女性の活躍を支援する事業を実施している。また子どもを産み育てる意欲を後押しするため、妊娠・出産・子育ての支援に関する多くの事業を開展している。

(6) 県の実施するこれら少子化・子育て支援対策事業が、より効率的に、適正に実施され、目標とした効果を上げることが出来ているかは県民全てに関わる重要な関心事である。そこで本年度の外部監査では本テーマを取り上げることにした。

(7) なお、本テーマで取り上げる婚姻をするかしないか・子どもを持つか持たないかの決定は個人の自由意思に委ねられるべき事柄であり、本監査はこれらの当否について判断するものではない。もっとも、婚姻率が減少し続け、合計特殊出生率<sup>1</sup>が人口置換水準を割り続ければ、その論理的帰結として人口がゼロになり高知県ひいては日本自体が消滅することになる（婚外子の増大や移民による人口維持の議論は時期尚早と考える）が、そのような事態を望まないのが圧倒的多数派であろう。したがって、本包括外部監査においては、婚姻率や出生数の増加を一応是とする前提で各事業をみていくこととする。

<sup>1</sup> 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

(8) また、多面的な課題を内包する少子化問題の解決は容易ではない。効果が出るまでに相当の期間を要する対策もある。したがって、現時点で目標値に達しない、目指した効果を生んでいないことを理由に事業として失敗であると早計に判断すべきではない。とはいえ、公費を投入する県の事業は都度実効性をチェックしながら見直しを繰り返していくべきであり、本監査における指摘がその端緒となることを望むものである。

## 7 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に基づき適正に実施されているか。
  - (2) 各事業が住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて実施されているといえるか（地方自治法第2条第14項参照）。
  - (3) 各事業が組織及び運営の合理化に努めて実施されているといえるか（地方自治法第2条第15項）。
  - (4) 各事業の目標管理、効果測定及び分析等は適正に行われているか。

## 8 監査の結果における表記方法について

本報告書第4及び第5における監査結果のうち何らかの問題点について述べる部分については、「指摘」「意見」「（特段の記載なし）」に区別して見解を述べる。「指摘」は監査の着眼点の観点から強く是正・改善をもとめるものであり、「意見」は「指摘」には至らないが改善が望ましいもの、特に記載がなければ「意見」に至らない提言、提案等である。

## 9 本報告書における用語の使い方について

- (1) 平成 31 年度については、理解し易さを優先して令和 1 年度と表記した。表中の元号については平成はH、令和はRと表記した。

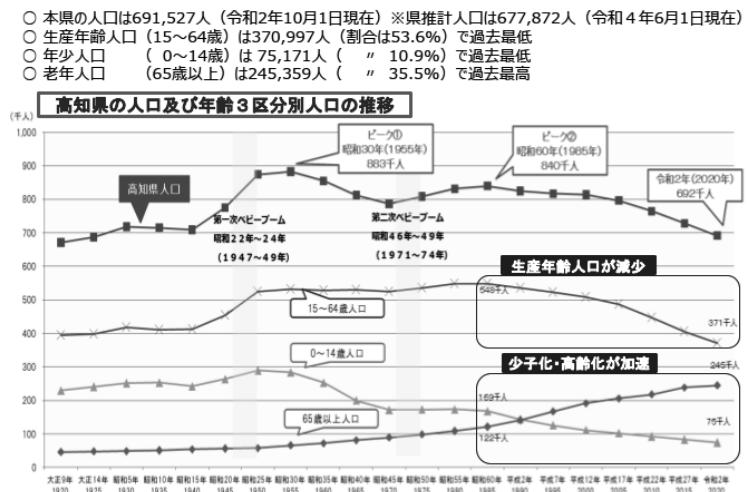
(2) 本報告書において事業名等で頻繁に登場する「ワークライフバランス」については「ワーク・ライフ・バランス」と表記する例もあるが、本報告書では前者に統一した。

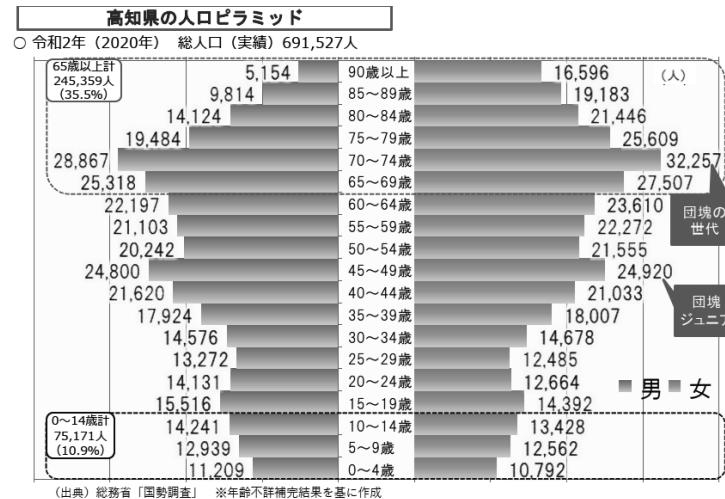
## 第2 高知県における人口減少の現状、将来予測及び課題について

国の統計等をもとにした、高知県の人口減少の現状は以下に述べるとおりである。人口の推移、人口の将来予測、自然増減及び社会増減の状況の順に概説する。

## 1 高知県の人口

令和4年1月1日現在の高知県の人口は全国で3番目に少ない69万3,369人で、対前年の人口減少率は全国6位であった（総務省発表）。さらに高知県推計人口によると、令和4年4月の人口は67万人台まで減少した。これは大正時代と同程度の規模ということである。人口増減の推移は下記图表を参照されたい。



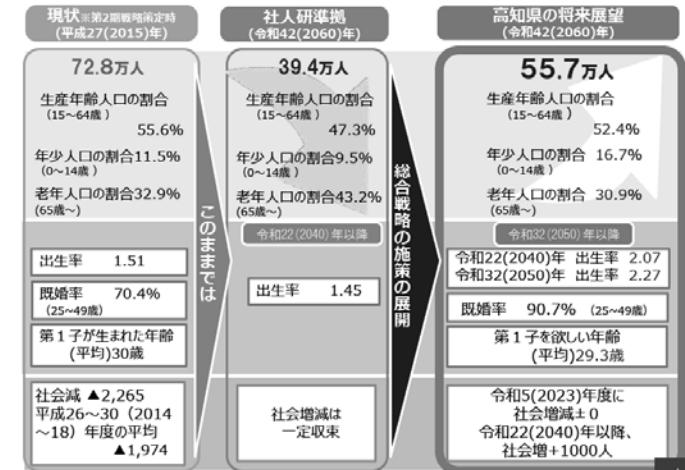
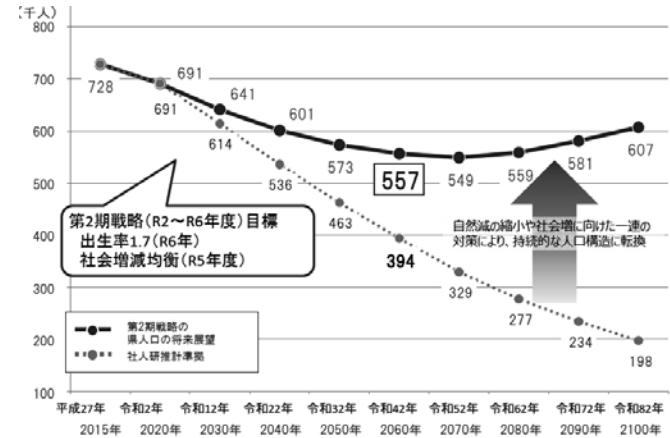


## 2 高知県人口の将来展望の概要

出生数は、主に①出生率(合計特殊出生率)、②既婚率、③第一子出産年齢に影響を受ける。9、11、12ページのグラフの推移を見る限り、合計特殊出生率は1.4台で推移し、50歳時の未婚割合は上昇、及び既婚率は下がり続け、第一子出産年の母の平均年齢は高止まりの傾向にある。これらが示すのは、何ら対策を取らなければ、本県の出生数は今後も減り続けるということである。そして(減少人口数以上の移住者等がない限り)その論理的帰結として、いずれ県人口はゼロになる。もっとも、ゼロになるのを待つまでもなく、生産年齢人口の割合が過度に低下すれば、自治体としての機能維持が困難になるであろう。中山間地域ではすでに現実になろうとしていることである。

県の戦略は、何らの対策も打たなければ、県人口が2060年には39.4万人にまで減少するという将来予測をもとに、本包括外部監査が対象とする少子化対策事業を含む人口減少対策の効果により、これを55.7万人までの減少に留めようというものである。そしてこの人口の将来展望の実現に向けて、出生に関する目標として出生率を掲げている。この目標は県民の結婚と出産に関する希望をかなえる

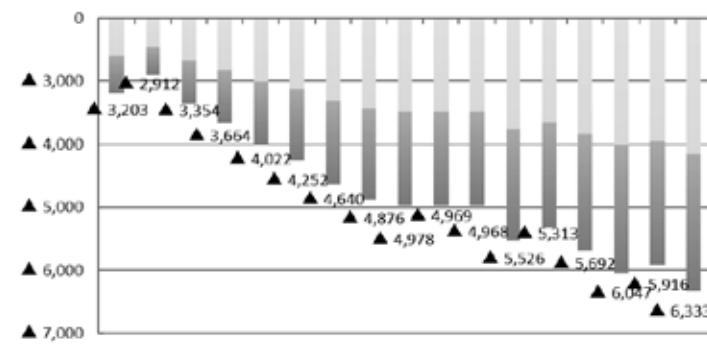
ことを前提とした既婚率と第一子出産年齢の仮定をもとに算出している。



### 3 自然増減の状況

人口の自然増減とは出生数から死亡数を引いた数値である。人口減少の最も大きな（直接的な）原因は出生数の減少である。令和3年の県内出生数は4,090人であり、過去最少であった令和2年をわずかに上回ったものの減少傾向であることには変わりない。その結果、令和3年の自然減は6,333人となった。単純に考えても、年間6,000人以上の人口減少が続ければ、100年ほどで本県人口はゼロになることになる。

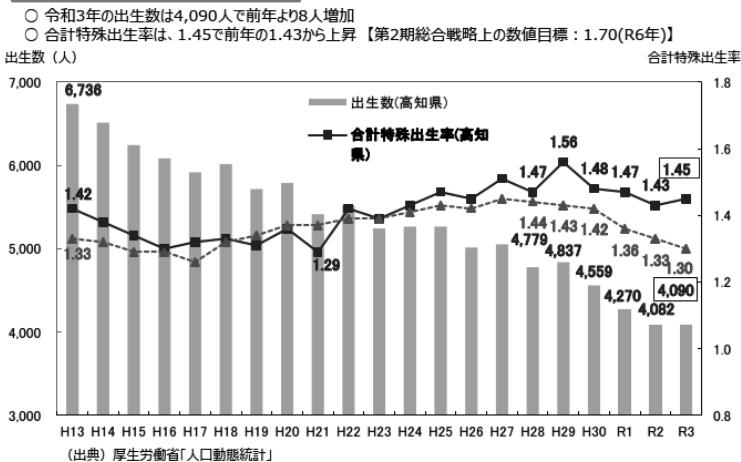
#### 人口の自然増減



合計特殊出生率は、先に述べたように「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。ある死亡の水準の下で、人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準（人口置換水準）は、2.07であり、これを下回れば人口減少を招くことになる。令和3年の県内の合計特殊出生率は1.45であり、令和2年や全国平均（1.30）を上回り、全国14位であった。とはいっても、人口置換水準を下回り推移していることは変わらない。県の戦略は、各種少子化対策事業の効果により、2040年にはこれを2.07、2050年には2.27まで引き上げようとするものである。

なお、令和3年の人口千人あたりの県内出生率は6.0で、全国38位であった（P20第3表-2参照）。

#### 出生数と合計特殊出生率の推移



この出生率の現状、県の目指す目標値が県民の希望を反映しているかどうかは重要な前提である。国立社会保障・人口問題研究所がほぼ5年ごとに実施している出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）の第16回（2021年実施）

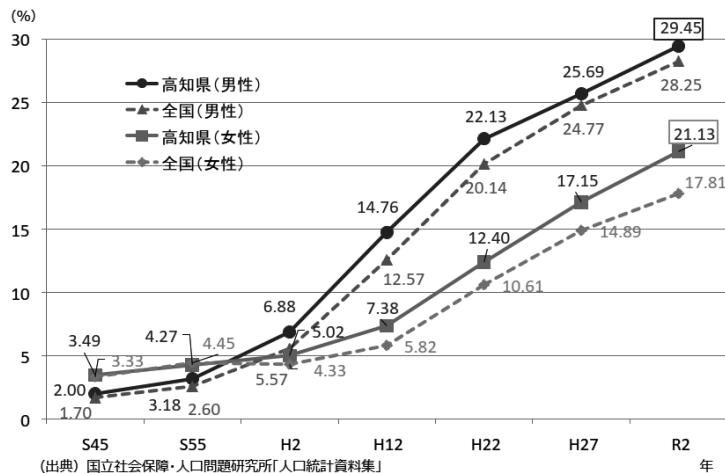
調査結果の概要によれば、夫婦の「理想の子どもの数」は平均 2.25 人（前回調査では 2.32 人）、予定子どもの数は平均 2.01 人（前回 2.01 人）であり、予定する子どもの数が理想の子どもの数を下回る。さらに言えば、現実の出生数は予定する子どもの数をも大きく下回っている（2021 年の合計特殊出生率は 1.30）。これは、本音はもっと多くの子を持ちたいが、それを阻む事情により現実の出生数が抑えられているということを意味している。そして、前記調査結果は、望む数の子どもを持たない（持てない）理由として、①子育てや教育にお金がかかりすぎるから（52.6%）、②高年齢で生むのはいやだから（40.4%）、③ほしいけれどもできないから（23.9%）、④これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから（23.0%）等と回答している。県の少子化対策事業は、これらの弊害を除去することにより、その効果として出生率の増加を目指すということになる。

一組の両親から生まれる子どもの数と同様に重要なのが、両親（夫婦）<sup>2</sup>自体の数を増やすことである。複合的な要因によるものであろうが、未婚割合は大きく上昇し続け、令和2年において、50歳時における男性の3割、女性の2割が未婚であった。

<sup>2</sup> 現時点では婚外子はそれほど多くないため、ここでは一応夫婦を前提とする。

#### 50歳時の未婚割合の推移

○ 50歳時の未婚割合は上昇しており、令和2年では男性の3割、女性の2割が未婚



未婚割合の現状が、当人らの希望を率直に反映しているのであれば致し方ない。しかし、多くは結婚を望みながらも未婚化しているようである。令和2年度に県が実施した県民意識調査では、将来の結婚の希望の有無につき、未婚男性の 78.68%、未婚女性の 79.26%が、いずれは結婚を選択したいと回答している。そして、結婚を望みながらしない（できない）理由として、①適当な相手にまだめぐりあわないから（41.1%）、②今は、仕事（または学業）に打ち込みたいから（26.3%）、③安定した就労状況でないから（24.1%）④結婚を選択するにはまだ若すぎるから（23.8%）、⑤結婚資金が足りないから（20.4%）等が挙がっている。②及び④は個人の選択の問題であるが、その他は外部的な阻害要因が理由となっている。

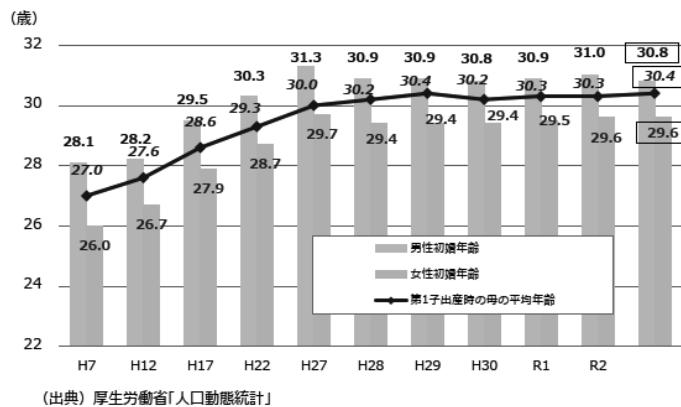
また、同調査において、高知県が「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」できるような社会になっていると考える人の割合は、①結婚している人の 40.7%に対し、結婚したことがない人は 23.3%、②子育て中の人の 42.6%に対し、子どものいない人は 23.9%であった。いずれも高い評価とはいえないが、特に経験の無い人が不安を感じやすいという傾向は明らかである。

県は、各種事業の効果としてこの阻害要因や不安要素を除去することにより、未婚化を抑制し、結果として出生率の増加を目指すことになる。

妊娠適齢期のなるべく早い時期に婚姻することは、妊娠自体の可能性を高めるほか、早い段階での第1子出産が期待でき、さらに第2子以降の出産の可能性が高まる。ここ10年の推移において、平均初婚年齢に大きな変化は見られないようであるが、それに満足するのではなく、少子化解消の観点からは、初婚年齢及び第1子出産年齢の早期化をはかる必要がある。県は、前述の県民意識調査結果を参考に、少子化対策事業の効果としてこれら阻害要因を除去することにより、未婚化を抑制し、第1子出産年齢の早期化を促進し、結果として出生率の増加を目指すことになる。

#### 平均初婚年齢と第1子出産時の母の平均年齢の推移

- 令和3年の平均初婚年齢は、男性が30.8歳、女性が29.6歳
- 第1子出産時の母の平均年齢は、高止まりの傾向にあり、令和3年は30.4歳

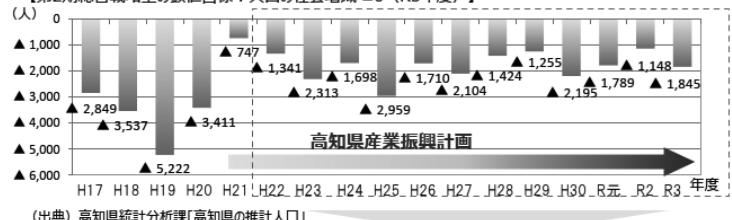


#### 4 社会増減の状況

社会増減とは本県への転入者数と転出者数の差である。県内の高校、大学又は専門学校等を卒業して県外（特に関東や関西の都市圏）に転出する者の数が大きいこと、男性に比べ女性の転出超過が顕著であることが問題となっている。他方、近年は県外からの移住者増等により社会減が一定抑制されている。それでも、自然減と併せると、県全体の1%を超える人口が毎年減少している現状は重く受け止める必要がある。

#### 社会増減の推移

- 令和3年度の社会増減は、△1,845人となり、前年度から697人の拡大（年度集計、国外との移動を含む）  
【第2期総合戦略上の数値目標：人口の社会増減 ±0（R5年度）】



#### ~以下「住民基本台帳人口移動報告」（総務省）による日本人の都道府県間移動者数（暦年）~

- 令和3年の社会増減は、△1,416人となり、コロナ禍前に比べ45.2%縮小（暦年集計、日本人のみ、国外との移動を含まない）

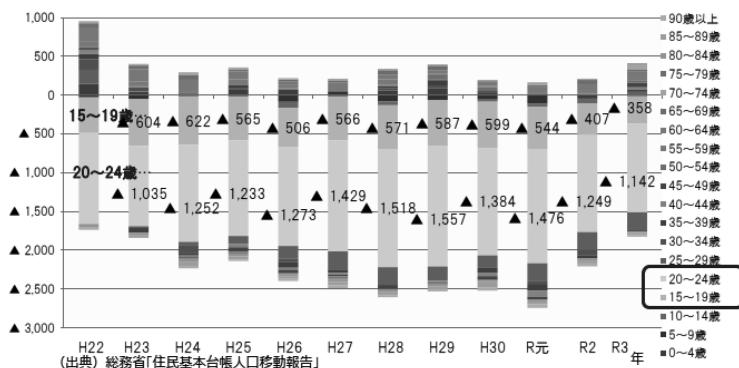
以下に示すグラフから分かる転出者の傾向は次の3点である。

- ① 他の年代より15歳～24歳の転出者が多い
- ② 男性より女性の転出超過が多い
- ③ 多くが大都市圏に転出する

これらを解消する施策は、対象となる年代の人たちに県外に出て行く必要を感じさせないほど魅力ある高等教育機関、魅力ある職場を増やしていくことであろう。ただ、少子化・子育て支援対策事業を対象とする本包括外部監査では取り扱わない。

### 社会増減の推移（年齢階級別）

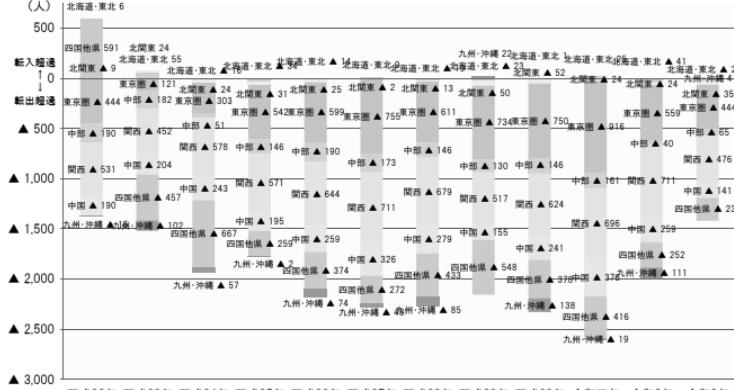
○社会減の割合が大きい年齢階級は「15歳～24歳」であり、令和3年はコロナ禍前（令和元年）に比べ520人縮小したものの社会増減は△1,500人と多数（人）



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

### 社会増減の推移（地域ブロック別）

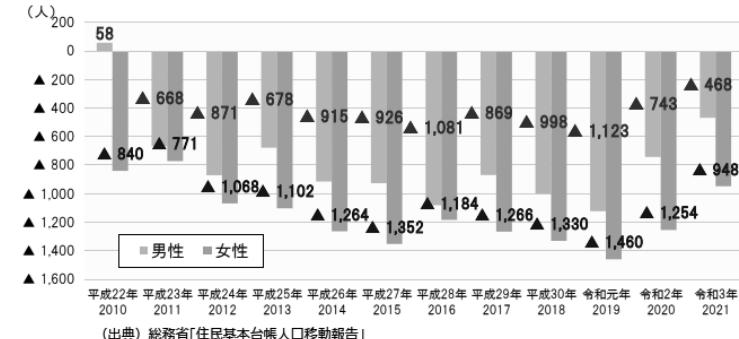
○社会減の割合が大きい地域は東京圏、関西圏、四国・沖縄圏であり、令和3年はコロナ禍前（令和元年）に比べ、都道府県別に東京都、大阪府の順に縮小



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

### 社会増減の推移（男女別）

○県外への転出超過は、一貫して女性の方が男性より多数  
令和2年、令和3年のコロナ禍において、その傾向が特に顕著



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

年 月	1日現在 推計人口 当該月増減 (A+B)	高知県推計人口(日本人+外国人)年度集計							
		自然増減				社会増減			
		出生	死亡	増減(A)	転入等	転出等	増減(B)		
平 成 2 年 度	4月	722,852	322	-372	831	△ 439	4,516	3,747	771
	5月	723,184	△ 338	423	859	△ 436	1,543	1,490	53
	6月	722,801	△ 388	417	744	△ 527	1,395	1,436	△ 41
	7月	722,433	△ 347	328	890	△ 312	1,432	1,467	△ 35
	8月	722,086	△ 438	403	861	△ 358	1,586	1,626	△ 40
	9月	721,549	△ 592	427	790	△ 358	1,462	1,488	△ 26
	10月	721,286	△ 551	395	886	△ 491	1,594	1,584	140
	11月	720,905	△ 431	402	905	△ 504	1,296	1,223	73
	12月	720,474	△ 486	387	884	△ 517	1,404	1,372	31
	1月	719,988	△ 768	355	1,091	△ 738	1,302	1,334	△ 32
	2月	719,220	△ 624	381	860	△ 479	1,458	1,603	△ 145
	3月	718,566	△ 2700	410	387	△ 527	4,325	5,356	△ 2173
	計		△ 6,856	4,780	10,302	△ 5,532	23,207	24,631	△ 1,424
平 成 2 年 度	4月	715,896	217	359	741	△ 372	4,402	3,613	599
	5月	716,113	△ 409	425	859	△ 454	1,326	1,593	△ 65
	6月	715,614	△ 391	447	769	△ 322	1,366	1,415	△ 59
	7月	715,223	△ 354	385	789	△ 409	1,513	1,458	55
	8月	714,869	△ 412	442	817	△ 375	1,463	1,480	△ 37
	9月	714,457	△ 294	380	770	△ 350	1,478	1,382	56
	10月	714,163	△ 268	409	855	△ 448	1,751	1,541	180
	11月	713,697	△ 310	422	852	△ 431	1,316	1,195	121
	12月	713,567	△ 445	395	843	△ 447	1,321	1,318	2
	1月	713,142	△ 904	409	1,190	△ 781	1,391	1,514	△ 123
	2月	712,288	△ 748	375	1,018	△ 842	1,483	1,584	△ 101
	3月	711,495	△ 2,441	375	913	△ 538	3,984	5,887	△ 1903
	計		△ 5,642	4,835	10,417	△ 5,567	22,906	24,181	△ 1,255
平 成 2 年 度	4月	709,054	△ 312	354	787	△ 433	4,315	4,194	121
	5月	708,742	△ 508	389	883	△ 444	1,664	1,726	△ 64
	6月	708,234	△ 180	375	860	△ 295	1,390	1,285	105
	7月	708,054	△ 509	371	659	△ 458	1,505	1,566	△ 21
	8月	707,548	△ 349	414	789	△ 325	1,559	1,583	△ 24
	9月	707,196	△ 258	373	891	△ 318	1,332	1,282	50
	10月	706,929	△ 422	388	872	△ 484	1,625	1,563	62
	11月	706,506	△ 410	394	863	△ 469	1,297	1,236	59
	12月	706,095	△ 416	381	845	△ 484	1,319	1,251	68
	1月	705,660	△ 985	400	1,172	△ 772	1,364	1,562	△ 208
	2月	704,703	△ 576	335	873	△ 543	1,527	1,682	△ 135
	3月	704,022	△ 2,739	338	860	△ 531	4,085	5,293	△ 2,208
	計		△ 7,221	4,482	10,060	△ 5,578	28,032	28,297	△ 2,195

合 計	4月	701,283	122	302	784	△ 482	4,412	3,828	584		
4月	701,405	△ 602	380	958	△ 588	1,621	1,635	△ 14			
5月	700,803	△ 333	343	690	△ 347	1,221	1,207	△ 14			
6月	700,470	△ 516	379	889	△ 490	1,552	1,588	△ 26			
7月	699,954	△ 467	391	800	△ 409	1,439	1,497	△ 56			
8月	699,487	△ 419	374	772	△ 398	1,520	1,541	△ 21			
9月	699,068	△ 367	382	873	△ 491	1,497	1,373	△ 124			
10月	698,701	△ 525	323	848	△ 525	1,319	1,319	0			
11月	698,176	△ 404	334	819	△ 455	1,359	1,278	81			
12月	697,772	△ 858	359	1,132	△ 773	1,320	1,405	△ 85			
1月	697,772	△ 583	356	893	△ 537	1,500	1,546	△ 46			
2月	696,914	△ 2,777	371	806	△ 435	4,353	6,695	△ 2,342			
3月	696,331	△ 2,777	371	806	△ 435	4,353	6,695	△ 2,342			
計		△ 7,725	4,294	10,234	△ 6,940	23,123	24,912	△ 1,789			
合 計	4月	693,554	31	358	886	△ 508	4,109	3,570	539		
合 計	5月	693,585	△ 358	298	719	△ 421	1,168	1,105	63		
合 計	6月	693,227	△ 493	331	731	△ 400	1,373	1,466	△ 93		
合 計	7月	692,734	△ 383	311	797	△ 486	1,459	1,366	103		
合 計	8月	692,351	△ 428	354	739	△ 385	1,357	1,410	△ 43		
合 計	9月	691,923	△ 398	321	815	△ 488	1,386	1,294	92		
合 計	10月	691,527	△ 417	346	806	△ 460	1,252	1,209	43		
合 計	11月	691,110	△ 470	369	892	△ 523	1,157	1,104	53		
合 計	12月	690,840	△ 315	327	828	△ 501	1,328	1,142	188		
合 計	1月	690,325	△ 873	326	1,054	△ 738	1,158	1,303	△ 135		
合 計	2月	689,452	△ 582	303	828	△ 525	1,392	1,449	△ 57		
合 計	3月	688,870	△ 2,496	371	974	△ 597	4,388	6,267	△ 1,899		
合 計	計	△ 7,180	4,027	10,059	△ 6,032	21,537	22,685	△ 1,148			
合 計	4月	686,374	122	382	814	△ 432	3,826	3,272	554		
合 計	5月	686,496	△ 601	342	842	△ 500	1,180	1,281	△ 101		
合 計	6月	685,895	△ 519	302	740	△ 438	1,217	1,298	△ 81		
合 計	7月	685,376	△ 382	316	809	△ 493	1,330	1,219	111		
合 計	8月	684,994	△ 515	418	884	△ 446	1,380	1,449	△ 69		
合 計	9月	684,479	△ 430	369	843	△ 474	1,251	1,207	44		
合 計	10月	684,049	△ 616	299	843	△ 544	1,227	1,299	△ 72		
合 計	11月	683,433	△ 808	343	955	△ 612	1,221	1,215	6		
合 計	12月	682,827	△ 657	346	895	△ 549	1,031	1,139	△ 108		
合 計	1月	682,170	△ 929	309	1,031	△ 772	1,071	1,228	△ 157		
合 計	2月	681,241	△ 793	272	983	△ 691	1,237	1,339	△ 102		
合 計	3月	680,448	△ 2,580	298	985	△ 690	4,304	6,174	△ 1,870		
合 計	計	△ 8,486	3,993	10,634	△ 6,641	20,275	22,120	△ 1,845			
H28	累計		4,790	10,322	△ 5,532	23,207	24,631	△ 1,424			
H29	累計		4,830	10,417	△ 5,587	22,926	24,181	△ 1,255			
H30	累計		4,487	10,063	△ 5,576	23,032	25,227	△ 2,195			
R1	累計		4,294	10,234	△ 5,940	23,123	24,912	△ 1,789			
R2	累計		4,027	10,059	△ 6,032	21,537	22,685	△ 1,148			
R3	累計		3,993	10,634	△ 6,641	20,275	22,120	△ 1,845			

※転入及び転出には、県外だけではなく県内市町村間の移動を含む。

※令和2年国勢調査直後値を基に推計人口を速及及修正。(対象期間:平成27年1月～令和2年9月、令和3年1月以降)

厚生労働省の公表した令和3年の人口動態統計（都道府県別）

第3表-1 人口動態統覧、都道府県（特別区一指定都市再掲）別

都道府県 <sup>1)</sup>	出生数(人)		死亡数(人)		(原地)		新生児 死亡数 (人)
	総数	男	女	総数	男	女	
		乳児 死亡数 (人)	男 死 亡 数 (人)		女 死 亡 数 (人)		
全国	811,622	415,903	395,719	1,439,856	739,141	701,715	1,399
北海道	26,762	14,724	14,035	69,025	34,652	34,371	61
青森県	6,513	3,288	3,127	18,783	9,230	9,555	11
岩手県	6,472	3,290	3,182	17,631	8,686	8,945	10
宮城県	13,761	7,023	6,728	25,997	12,935	12,962	21
秋田県	4,335	2,251	2,084	16,019	7,703	8,316	5
山形県	5,898	3,094	2,894	15,753	7,533	8,220	6
福島県	19,649	5,391	5,258	25,559	12,699	12,969	25
茨城県	16,502	8,512	7,990	33,914	17,752	16,062	37
栃木県	11,475	5,951	5,524	22,712	11,774	10,938	23
群馬県	11,236	5,781	5,455	24,304	12,726	11,578	25
埼玉県	48,424	23,838	21,889	78,164	41,168	33,996	62
千葉県	38,426	19,614	18,812	65,244	35,279	29,965	79
神奈川県	55,614	26,914	26,700	12,975	6,651	6,324	85
新潟県	58,836	30,238	28,588	39,701	17,659	12,942	81
富山県	12,608	6,448	6,160	36,990	15,365	15,625	21
石川県	6,076	3,129	2,947	13,650	6,334	6,316	13
福井県	7,258	3,700	3,528	12,214	6,499	6,716	11
山梨県	5,223	2,712	2,511	9,721	4,743	4,978	6
長野県	4,966	2,493	2,473	10,107	5,097	5,010	5
岐阜県	12,514	6,479	6,035	26,061	12,865	13,193	12
愛知県	11,730	5,921	5,809	24,126	12,363	11,763	17
静岡県	21,871	11,044	10,827	43,194	22,213	20,984	83
三重県	53,918	27,667	26,251	73,769	39,082	34,687	103
滋賀県	10,980	5,684	5,298	6,639	11,041	10,598	18
京都府	10,130	5,258	4,872	13,674	6,915	6,759	16
大阪府	58,818	28,119	27,699	38,316	14,287	14,029	18
兵庫県	59,780	30,195	29,595	51,292	25,987	24,417	92
奈良県	35,111	17,720	17,391	31,559	16,221	15,233	24
和歌山县	7,751	4,005	3,746	15,573	7,893	7,689	17
熊本県	5,514	2,854	2,669	12,930	6,490	6,440	15
鹿児島県	3,708	1,926	1,782	7,605	3,641	3,964	7
大分県	4,415	2,262	2,183	9,851	4,811	5,040	4
宮崎県	13,107	6,743	6,364	22,857	11,471	11,386	20
福岡県	19,626	9,549	9,096	31,774	15,993	15,971	29
大分県	7,978	4,095	3,893	19,406	9,390	10,016	15
鹿児島県	4,337	2,196	2,141	10,465	5,159	5,306	7
宮崎県	6,223	3,152	3,071	12,329	6,168	6,161	11
高知県	8,011	4,053	3,918	18,770	9,252	9,518	12
徳島県	4,090	2,111	1,979	10,423	5,185	5,228	8
香川県	37,540	19,055	18,505	56,410	28,027	29,383	76
愛媛県	4,242	2,141	2,001	7,655	4,001	4,001	1
高知県	37,540	19,055	18,505	56,410	28,027	29,383	76
(西播磨)	37,540	19,055	18,505	56,410	28,027	29,383	76
佐賀県	8,853	4,067	3,534	4,298	19,145	4,895	5,250
福岡県	6,862	3,541	3,321	12,227	9,386	9,324	27
大分県	12,470	6,242	6,237	22,992	10,719	11,374	28
宮崎県	7,327	3,729	3,598	15,104	7,303	7,801	13
鹿児島県	7,590	3,878	3,712	14,520	7,153	7,367	18
鹿児島県	11,618	5,891	5,737	21,979	19,647	11,332	19
沖縄県	14,535	7,567	7,028	13,582	7,256	6,326	23
外	11	7	4	93	65	28	-
不	•	•	•	781	622	189	-
(東京)	69,345	35,615	33,739	85,490	44,544	40,946	115
札幌市	11,988	6,177	5,811	21,931	11,113	10,818	23
仙台市	7,310	3,742	3,568	9,759	4,935	4,819	9
さいたま市	9,720	4,970	4,750	11,987	6,505	5,482	10
千葉市	5,940	3,078	2,862	9,566	5,304	4,262	10
横浜市	12,406	11,727	11,921	18,942	16,979	14,524	24
川崎市	6,150	3,592	3,275	12,275	6,113	5,562	18
横須賀市	4,469	2,207	2,163	7,679	3,934	3,800	9
新潟市	5,132	2,673	2,459	9,595	4,635	4,760	7
静岡市	4,158	2,075	2,088	8,349	4,253	4,096	13
浜松市	5,122	2,665	2,457	8,823	4,524	4,299	14
名古屋市	17,131	8,892	8,319	24,029	12,601	11,628	28
東京都	8,767	4,490	4,297	15,640	7,842	7,798	8
大田区	19,303	9,912	9,399	31,503	17,031	14,472	21
世田谷区	5,493	2,769	2,714	9,258	4,666	4,392	3
神戸市	9,275	4,747	4,528	17,083	8,707	8,376	7
岡山市	5,360	2,764	2,598	7,323	3,655	3,668	5
広島市	8,799	4,529	4,270	10,995	5,694	5,291	13
北九州市	6,364	3,234	3,070	11,945	6,025	5,920	12
福岡市	12,526	6,302	6,224	13,453	6,798	6,655	24
熊本市	6,093	3,069	3,024	7,406	3,656	3,750	11
							5

注：1) 都道府県別の表記は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、母は母の住所、姉妹は別居する姉の住所による。

自然増減数 (人)	死 産 数 (総)			開 業 期 死 亡 数 (総)			離婚件数 (組)	都道府県 <sup>1)</sup>
	死 数	自然死産	人工死産	死 数	妊娠 満 月 数 22 週 以 後 新 生 儿 数	死 亡 率 ‰		
△ 628,234	16,277	8,062	8,195	2,741	2,235	506	501,136	184,384
△ 40,261	646	307	339	113	92	21	19,326	8,662
△ 12,373	150	78	72	25	23	2	3,736	1,783
△ 11,159	129	70	59	19	13	6	3,673	1,459
△ 12,136	299	155	144	45	35	10	3,228	1,228
△ 11,684	100	54	46	14	11	3	2,618	1,043
△ 9,855	98	52	46	17	15	2	3,388	1,240
△ 14,910	227	128	102	44	38	9	6,346	2,703
△ 17,313	355	186	169	76	69	17	10,021	4,059
△ 11,237	253	130	123	45	35	10	7,127	2,942
△ 13,968	247	112	135	36	31	7	6,767	2,842
△ 29,740	929	437	492	126	119	16	28,345	10,626
△ 20,260	744	405	293	124	24	11	21,271	9,111
△ 32,545	1,975	894	1,081	233	49	14	69,813	19,604
△ 30,865	1,237	598	639	196	158	38	38,664	13,169
△ 18,382	262	138	124	59	47	12	7,088	2,617
△ 7,574	118	74	44	27	21	6	3,548	1,164
△ 5,956	130	74	56	23	22	2	4,214	1,380
△ 4,498	103	63	40	17	14	3	2,821	1,018
△ 5,141	68	38	30	13	12	1	2,974	1,155
△ 13,487	195	87	87	43	36	7	7,347	2,667
△ 12,396	197	102	95	36	28	8	6,588	2,578
△ 12,498	316	171	145	56	50	6	9,417	3,658
△ 37,502	1,178	559	619	195	165	30	39,005	14,594
△ 28,399	632	321	311	122	107	15	20,938	8,184
△ 7,822	134	66	68	26	20	6	4,435	1,837
△ 7,416	91	39	62	15	9	3	3,264	1,442
△ 3,844	84	39	31	11	10	1	1,977	788
△ 4,292	109	54	54	29	21	7	2,992	1,187
△ 9,386	168	79	89	35	23	12	4,704	1,825
△ 9,423	294	146	148	38	30	10	6,577	2,677
△ 7,777	141	65	76	28	20	8	4,118	1,736
△ 6,930	148	87	61	23	18	5	3,885	1,780
△ 10,361	263	125	138	47	42	5	5,635	2,455
△ 953	367	200	167	41	41	5	5,620	3,187
△ 82	2	1	1	2	1	1	•	•
△ 333	253	122	131	53	53	12	•	•
△ 11,788	478	227	261	53	53	12	15,746	5,303
△ 333	253	122	131	45	35	10	8,669	2,064
△ 2,639	89	41	48	16	13	3	2,783	1,059
△ 4,463	102	50	52	24	20	4	2,908	1,023
△ 4,191	84	44	49	14	12	3	2,652	937
△ 3,701	95	57	38					

第3表-2 人口動態統観(率), 都道府県(特別区・指定都市再掲)別

都道府県 <sup>1)</sup> (人口千對) <sup>2)</sup>	出生率 (人口千對) <sup>3)</sup>	死亡率 (人口千對) <sup>3)</sup>	乳児死亡率 (出生千對)	新生児死亡率 (出生千對)	自然増減率 (人口千對) <sup>3)</sup>	死産率 <sup>4)</sup> (出産千對)		
						総数	自然死産率	人工死産率
東京都 <sup>5)</sup>	6.6	11.7	1.7	0.8	△ 5.1	19.7	9.8	9.9
北埼玉県	6.6	13.4	2.1	0.9	△ 7.8	22.0	10.4	11.8
青森県	5.4	15.4	1.7	0.5	△ 10.1	22.5	11.7	10.8
岩手県	5.4	14.8	1.5	0.9	△ 9.4	19.5	10.6	8.9
宮城県	6.1	11.4	1.5	0.8	△ 5.3	21.3	11.0	10.2
秋田県	4.6	17.0	1.2	0.7	△ 12.4	22.5	12.2	10.4
山形県	5.6	15.0	1.0	0.5	△ 9.4	16.3	8.7	7.7
福島県	5.9	14.2	2.3	1.2	△ 8.5	20.9	11.5	9.4
茨城県	5.9	12.1	2.2	1.3	△ 6.2	21.1	11.0	10.0
栃木県	6.1	12.1	2.0	1.0	△ 6.0	21.6	11.1	10.5
群馬県	6.0	13.0	2.2	0.6	△ 7.0	21.5	9.8	11.8
埼玉県	6.4	10.5	1.4	0.5	△ 4.2	20.0	9.4	10.6
千葉県	6.3	10.7	2.1	0.8	△ 4.4	19.0	10.3	8.7
東京都	7.1	9.5	1.7	0.7	△ 2.4	20.3	9.2	11.1
神奈川県	6.5	10.0	1.4	0.8	△ 3.4	20.6	10.0	10.6
新潟県	5.8	14.3	1.7	1.0	△ 8.5	20.4	10.7	9.6
富山県	6.0	13.5	2.1	1.2	△ 7.5	19.1	11.9	7.1
石川県	6.5	11.9	1.5	0.7	△ 5.4	17.6	10.0	7.6
福井県	7.0	13.0	1.1	0.8	△ 6.0	19.3	11.8	7.5
山梨県	6.3	12.8	1.6	0.6	△ 6.5	13.5	7.5	6.0
長野県	6.3	13.0	1.0	0.6	△ 6.7	15.3	8.5	6.8
岐阜県	6.2	13.7	1.4	0.9	△ 6.5	16.5	8.6	8.0
愛知県	6.1	12.3	2.5	1.3	△ 6.2	18.6	10.1	8.5
三重県	7.4	10.2	1.9	1.0	△ 2.7	18.1	9.3	8.8
滋賀県	6.4	12.7	1.6	0.9	△ 6.3	19.3	8.4	10.9
京都府	7.4	9.9	1.6	0.6	△ 2.6	16.8	8.2	8.6
大阪府	6.3	11.3	1.1	0.5	△ 5.0	19.6	10.6	9.0
兵庫県	7.0	11.4	1.5	0.7	△ 4.4	19.3	9.2	10.2
奈良県	6.7	11.6	1.5	0.6	△ 5.0	17.5	8.9	8.6
和歌山県	6.0	12.0	2.2	0.9	△ 6.0	17.0	8.4	8.6
鳥取県	6.1	14.3	2.7	0.7	△ 8.2	16.2	7.9	9.3
島根県	6.8	14.0	1.9	0.8	△ 7.2	20.1	11.9	8.2
岡山県	6.7	15.0	0.9	0.2	△ 8.3	17.8	9.6	8.2
広島県	7.1	12.4	1.5	0.7	△ 5.3	18.8	8.5	10.3
山口県	6.8	11.6	1.6	0.6	△ 4.8	18.7	9.5	9.2
徳島県	6.1	14.8	1.9	1.4	△ 8.7	17.7	10.0	7.8
香川県	6.1	14.8	1.6	0.7	△ 8.7	19.7	9.9	9.7
愛媛県	6.7	13.3	1.8	0.8	△ 6.6	20.2	7.6	12.6
高知県	6.1	14.3	1.5	0.6	△ 8.2	21.6	10.0	11.6
鹿児島県	6.0	15.3	2.0	1.2	△ 9.3	19.9	9.3	10.5
宮崎県	7.4	11.2	2.0	1.0	△ 3.7	20.8	10.0	10.9
佐賀県	7.3	12.7	1.9	1.2	△ 5.4	18.1	9.1	9.1
長崎県	6.9	14.2	2.8	1.8	△ 7.3	18.6	8.7	9.9
熊本県	7.4	12.9	2.2	1.0	△ 5.5	22.7	11.3	11.4
大分県	6.6	13.7	1.8	1.1	△ 7.1	19.9	9.7	10.2
宮崎県	7.2	13.8	2.4	0.7	△ 6.6	19.1	11.2	7.9
鹿児島県	7.4	14.0	1.6	0.7	△ 6.6	22.1	10.5	11.6
沖縄県	10.0	9.4	1.6	0.8	△ 0.7	24.6	13.4	11.2
(高鍋)								
東京都市圏	7.2	8.8	1.7	0.7	△ 1.7	20.5	8.9	11.5
丸亀市	6.1	11.1	1.9	0.9	△ 5.0	21.9	11.2	10.8
仙台市	6.7	8.9	1.2	0.7	△ 2.2	20.4	11.3	9.1
さいたま市	7.3	9.0	1.0	0.4	△ 1.7	18.5	7.8	8.7
千葉市	6.1	9.8	1.7	0.7	△ 3.7	16.6	9.4	7.1
横浜市	6.4	9.5	1.0	0.5	△ 3.1	19.4	9.2	10.2
川崎市	7.8	8.0	1.5	0.8	△ 0.2	20.7	10.0	10.7
相模原市	6.1	9.8	2.0	1.4	△ 3.6	19.7	9.1	10.6
新潟市	6.5	12.2	1.4	0.8	△ 5.7	19.5	9.6	9.9
静岡市	6.0	12.1	3.1	0.7	△ 6.1	19.8	10.4	9.4
浜松市	6.5	11.2	2.7	1.4	△ 4.7	18.2	10.9	7.3
名古屋市	7.4	10.3	1.6	0.7	△ 3.0	18.2	8.5	9.7
京都府	6.0	10.8	0.9	0.5	△ 4.7	19.2	10.1	9.2
大阪府	7.0	11.5	1.1	0.4	△ 4.4	20.9	8.6	12.3
堺市	6.7	11.3	0.5	0.4	△ 4.6	16.7	8.8	7.9
神戸市	6.1	11.3	0.8	0.1	△ 5.1	19.2	8.9	10.4
岡山市	7.4	10.1	0.9	0.2	△ 2.7	18.3	8.4	9.9
大島郡	7.4	9.2	1.5	0.6	△ 1.8	18.2	7.6	8.6
北九州市	6.8	12.8	1.9	0.8	△ 6.1	22.2	11.2	11.0
福岡市	7.7	8.3	1.9	0.9	△ 0.6	19.7	8.8	11.0
熊本市	8.3	10.0	1.8	0.8	△ 1.8	22.3	10.3	12.0

注：1) 新進特異別の表示は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、離婚は別居する前の住所による。

2) 全国には住居が外居・暫居を含む。

3) 人口月次調査に用いた人口は、(人口)「調査の基準に用いた人口」(20ページ参照)である。

4) 死産率は死産数を出産数(死産数に出生数を除いたもの)で除したものである。

周産期 <sup>5)</sup> 死亡率 (出産千對)	妊娠満22週 <sup>6)</sup> 以後の死産率 (出産千對)	早期新生児 死亡率 (出生千對)	結婚率 (人口千對) <sup>3)</sup>	離婚率 (人口千對) <sup>3)</sup>	合計特異 <sup>4)</sup> 出生率		都道府県 <sup>1)</sup>	全国 <sup>1)</sup>
					周産期死産率	死産率		
3.4	2.7	0.6	4.1	1.50	1.30	1.32	全国 <sup>1)</sup>	北 海 道
3.9	3.2	0.7	3.8	1.68	1.20	1.36	青 森 県	青 森 県
3.8	3.5	0.3	3.1	1.47	1.31	1.30	岩 手 県	岩 手 県
2.9	2.0	0.9	3.1	1.23	1.30	1.30	宮 岸 原 県	宮 岸 原 県
3.3	2.8	0.7	3.8	1.42	1.18	1.18	福 岐 田 県	福 岐 田 県
3.2	2.5	0.7	2.8	1.11	1.22	1.22	秋 田 県	秋 田 県
2.9	2.5	0.3	3.2	1.18	1.32	1.32	上 信 代 県	上 信 代 県
4.1	3.3	0.8	3.5	1.50	1.36	1.36	群 馬 県	群 馬 県
4.6	3.6	1.0	3.6	1.46	1.30	1.30	栃 木 県	栃 木 県
3.9	3.0	0.9	3.8	1.49	1.31	1.31	新 墨 脱 県	新 墨 脱 県
3.4	2.8	0.6	3.6	1.35	1.35	1.35	東 京 都	東 京 都
2.8	2.4	0.4	4.0	1.49	1.22	1.22	東 京 都	東 京 都
3.3	2.7	0.6	4.0	1.47	1.21	1.21	東 京 都	東 京 都
2.9	2.4	0.5	5.2	1.46	1.08	1.08	東 京 都	東 京 都
3.3	2.7	0.6	4.3	1.46	1.22	1.22	東 京 都	東 京 都
4.7	3.7	1.0	3.3	1.21	1.32	1.32	東 京 都	東 京 都
4.4	3.4	1.0	3.5	1.15	1.42	1.42	東 京 都	東 京 都
3.2	2.9	0.3	3.8	1.38	1.38	1.38	東 京 都	東 京 都
3.2	2.7	0.6	3.8	1.36	1.57	1.57	東 京 都	東 京 都
2.6	2.4	0.2	3.8	1.46	1.43	1.43	東 京 都	東 京 都
3.4	2.9	0.6	3.7	1.33	1.44	1.44	東 京 都	東 京 都
3.4	2.7	0.3	3.6	1.45	1.51	1.51	東 京 都	東 京 都
3.0	2.7	0.2	3.6	1.45	1.51	1.51	東 京 都	東 京 都
2.9	2.7	0.2	3.6	1.32	1.62	1.62	福 岐 田 県	福 岐 田 県
2.9	2.4	0.5	4.9	1.51	1.45	1.45	栃 木 県	栃 木 県
3.2	2.7	0.5	4.1	1.47	1.42	1.42	大 分 県	大 分 県
4.4	3.2	1.1	3.6	1.43	1.49	1.49	宮 岸 原 県	宮 岸 原 県
3.0	2.7	0.3	3.6	1.45	1.51	1.51	高 知 県	高 知 県
3.0	2.7	0.2	3.6	1.32	1.37	1.37	福 岐 田 県	福 岐 田 県
4.8	3.6	1.2	3.7	1.48	1.50	1.50	佐 藤 原 県	佐 藤 原 県
3.9	2.6	1.4	3.7	1.42	1.60	1.60	佐 藤 原 県	佐 藤 原 県
3.8	3.0	0.6	3.8	1.56	1.59	1.59	大 分 県	大 分 県
3.8	2.7	1.1	3.7	1.58	1.64	1.64	宮 岸 原 県	宮 岸 原 県
3.0	2.4	0.7	3.7	1.69	1.64	1.64	大 宮 県	大 宮 県
4.0	3.6	0.4	4.2	1.57	1.65	1.65	鹿 濱 県	鹿 濱 県
3.2	2.8	0.3	4.8	1.80	1.80	1.80	(再掲)	(再掲)
2.8	2.3	0.5	5.6	1.43	1.43	1.43	東 京 都	東 京 都
4.5	3.7	0.8	4.3	1.79	1.79	1.79	九 州 県	九 州 県
3.1	2.5	0.7	4.5	1.37	1.37	1.37	千 叶 県	千 叶 県
2.6	2.3	0.3	4.5	1.35	1.35	1.35	千 叶 県	千 叶 県
3.5	2.9	0.7	4.9	1.43	1.43	1.43	千 叶 県	千 叶 県
2.7	2.2	0.5	4.2	1.40	1.40	1.40	千 叶 県	千 叶 県
3.8	2							

### 第3 包括外部監査の対象～高知県の少子化・子育て支援対策事業

#### 概説

##### 1 はじめに

(1) 本包括外部監査では少子化・子育て支援対策事業を監査対象とする。ところで、ひとことで少子化・子育て支援対策といつても単純ではない。結婚促進、不妊治療補助、学童保育の充実等は少子化・子育て支援対策として理解し易い。しかし、例えば女性の社会進出の機会を創出する、ワークライフバランスの浸透をはかる等の事業については、少子化・子育て支援対策以外の意義も大きく、目的と効果は多面的である。直接、間接を問わず少子化対策になる事業を少子化・子育て支援対策事業と捉えるなら、説明の仕方次第では、県民生活の向上に何らかの意味で役立つ事業の多くが少子化・子育て支援対策事業ということができるであろう。

(2) もっとも、これでは対象が広がりすぎ、事業の評価も曖昧になりかねない。そこで本包括外部監査においては、県が少子化・子育て支援対策事業として位置付けている事業に限定して見ていくこととする。このように限定したとしても、少子化・子育て支援対策各事業にはワークライフバランス推進事業等と同様に少子化対策以外の効果があり、端的に「子どもの数を増やす又は減らさない」という意味では現時点で大きな効果に繋っていないとしても、他の重要な役割を果たしている事業もある。本包括外部監査における各事業の評価は、あくまでも少子化・子育て支援対策の視点からの評価であることをご理解いただきたい。

##### 2 「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」

###### (1) 概要

本県において現在進行中の少子化対策は、第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱の一つとして位置付けられている。

日本全体の人口は、少子化の進展に伴い平成20年をピークとして減少局面に入っていますが、2050年には1億200万人程度に、2100年には6,000万人を割り込む水準になると推計されています。この人口減少の加速化の背景として、比較的出生率の高い地方から出生率の低い東京圏への人口の一極集中が生じていることも要因の一つとして考えられています。このまま人口が急速に減少すれば、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招くなどの社会の大きな重荷となる懸念がある。

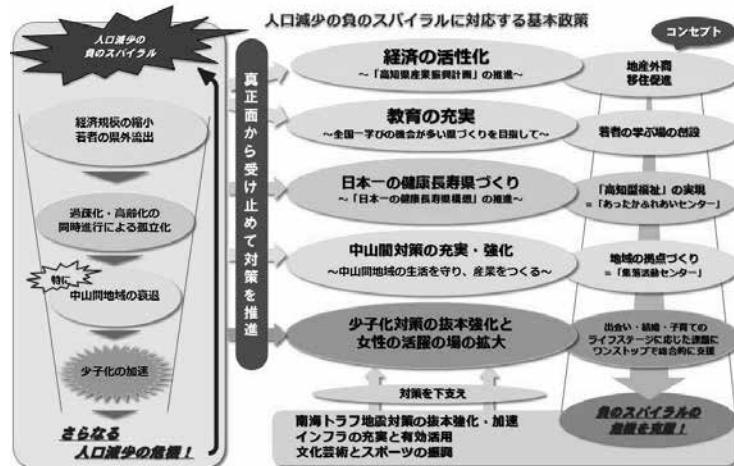
この人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年9月に政府に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方創生の取り組みが始まりました。それ以降、同年11月に施行された地方創生の基本法である「まち・ひと・しごと創生法」や、12月27日に策定された日本全体の人口の将来展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5か年の政策目標や具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、全国で地方創生の取り組みが推進されました。

そして、令和元年12月20日には、「継続は力なり」という姿勢を基本に地方創生の動きを更に加速させていくため、長期ビジョン（令和元年度改訂版）及び第2期の国の総合戦略が閣議決定され、地方創生の取り組みは新たなステージに入った。

高知県は、全国より15年先行して平成2年から、人口が出生数より死亡数が多い自然減の状態に陥り、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出を招き、特にその影響が大きい中山間地域は衰退するとともに少子化が進み、さらに経済が縮むことで県民の暮らししが一層苦しくなるという「人口減少の負のスパイラル」

をたどってきた。

この人口減少の負のスパイラルを断ち切るため、「経済の活性化」「教育の充実」「日本一の健康長寿県づくり」「中山間対策の充実・強化」「少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大」の5つの基本政策と、それらを下支えする「南海トラフ地震対策の抜本強化・加速」「インフラの充実と有効活用」「文化芸術とスポーツの振興」の3つの基本政策を総合的に推進してきた。



そして、国の地方創生の動きも追い風として、高知県の取り組みをさらに加速していくため、「産業振興計画」の取り組みに加え、「中山間地域対策」や「少子化対策」を総合的に組み合わせた「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第1期戦略」という。）を全国の都道府県に先駆けて平成27年3月に策定した。

第1期戦略（平成27年改定版）では、将来展望として2060年の高知県人口を55万7千人にとどめることを目指すこととした。この将来展望を実現するため、

基本目標1：地産外商により安定した雇用を創出する

基本目標2：新しい人の流れをつくる

基本目標3：若い世代の「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する

基本目標4：コンパクトな中心部と小さな拠点との連携により人々の暮らしを守る

という4つの基本目標をかけ、高知県における地方創生の実現に向けて官民協働・市町村との連携協調のもと取り組みを進めた。

この第1期戦略の取り組みを推進した結果、生産年齢人口の減少に関わらず、経済がマイナス成長からプラス成長に転じたほか、第1期戦略で掲げた4つの基本目標に係る施策それぞれで一定の成果が見られた。

しかしながら、社会増減の均衡や出生に関する県民の皆様の希望の実現という高い目標に向けては道半ばであり、人口動態の改善効果が発現するには取り組みの継続が必要である。

そのため、第1期戦略の基本目標の大枠は維持しつつ、各施策群をバージョンアップさせ、高知県の地方創生の実現に向けて取り組みを進めるため、令和2年3月に「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。第2期戦略における基本目標を下記のとおり設定し、人口の将来展望の実現に向けて、官民協働・市町村との連携協調のもと継続して取り組みを推進していく。

基本目標1：地産外商により魅力のある仕事をつくる

基本目標2：新しい人の流れをつくる

基本目標3：「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する

基本目標4：高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域をつくる



(2) 基本目標3～「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する

「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」が掲げる4つの基本目標のうち、本包括外部監査の対象となる少子化関連事業が関係するのは基本目標3である。

この基本目標3の内容として県は、出会い・結婚→妊娠・出産→子育てというライフステージの各段階に応じた少子化対策推進事業及び官民協働による少子化対策事業を行っている。







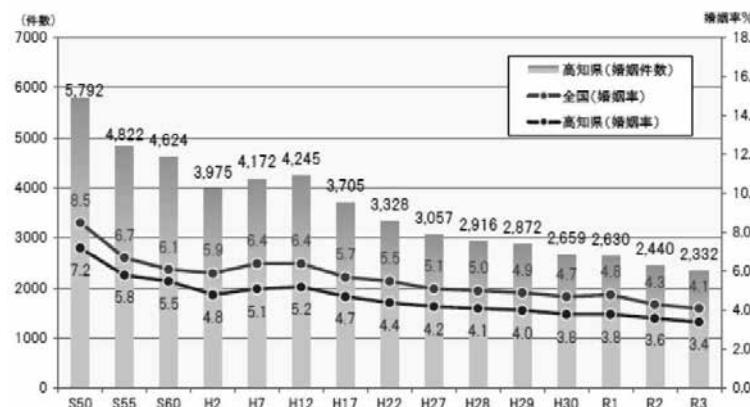
## 第4 包括外部監査の結果

### 1 出会い・結婚～出会いの機会の創出

#### (1) 事業内容

高知県の婚姻率は、昭和50年以降、全国平均を下回り、令和3年で3.4（人口千人対）と全国41位に低迷している。また、令和3年の平均初婚年齢も男性が30.8歳、女性が29.6歳と30歳前後で推移しており、未婚化・晩婚化が進行している。

高知県の婚姻件数と婚姻率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

平成29年度県民意識調査によると、未婚者のうち、82.5%の方が「将来結婚を選択したい」とする一方、これらの方の「現在結婚を選択していない理由」として「適当な相手にまだめぐり合わないから」が46.4%と最も多く挙がっていた。また、交際相手との出会いを求めるにしたら、どのようなことを行いたいかについては、「特に何もしない」が39.3%で最も多く、出会いを求めていても、出会いにつながる行動を起こせていない現状があった。

こうした現状を踏まえ、高知県では、「結婚・妊娠・出産」は、個人の自由であることを大前提に、支援を望む方の希望をより早く叶えることができるよう、民間と行政が協働して、出会いへの支援を望む独身者等に出会いのきっかけ等を提供する事業を行っている。

### (2) 予算

(単位：千円)

出会い支援事業費	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
事業費（予算額計）	48,248	49,233	52,793	52,415
1 出会い・結婚・子育て応援窓口運営業務等委託料	36,801	36,857	35,898	33,758
2 インターネットホームページ保守等委託料	2,863	3,958	9,213	4,819
3 広報委託料				6,994
4 出会いのきっかけ応援事業費補助金	5,800	5,300	4,097	4,097
5 成婚記念品	150	150	150	120
6 プロポーズ審査会委員謝金				45
7 婚活センター講師等謝金	1,174	1,118	1,522	912
8 食糧費	25			
9 その他事務費	1,435	1,850	1,913	1,670
決算額	32,044	35,609	41,161	未確定

### (3) 具体的事業内容

#### ア 出会い・結婚・子育て応援窓口運営業務等委託料

総合的な出会い支援窓口の運営を高知県法人会連合会に委託している。委託方法は随意契約である。委託を受けた高知県法人会連合会は、こうち出会い系サポートセンターを運営している（平成28年1月12日から）。少子化対策重点推進交付金による国庫支出金が約19%（令和4年度予算において）を占めている。こうち出会い系サポートセンターによる出会い・結婚支援の実績は以下の表のとおりである。

こうち出会い系サポートセンターによる出会い・結婚支援の実績

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R2 年度	引き合わせ成立数	14	29	33	22	29	30	29	32	20	32	31	301
	カップル数	4	15	13	13	15	17	11	13	13	13	14	141
	交際継続中	1	5	5	1	3	2	0	1	1	3	1	23
	成婚数	1	0	2	1	3	1	1	0	1	1	0	11
R3 年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月 合計
	引き合わせ成立数	26	36	30	26	16	22	45	29	31	41	30	31 363
	カップル数	13	13	21	13	11	11	17	18	18	18	6	17 176
	交際継続中	2	-7	13	-2	-7	-1	6	-2	0	3	-4	7 8
	成婚数	2	1	0	1	2	3	0	0	2	3	0	0 14

※ H28.1.12～R2.4まで引き合わせ数1605 カップル数673 成婚数54

#### イ インターネットホームページ保守等委託料

「高知で恋しよ!!応援サイト」というマッチングサイトの保守管理及び改修を株式会社愛媛電算に委託している。委託方法は随意契約である。

#### ウ 広報委託料

出会い・結婚支援事業の動画コンテンツ作成及び広報デジタルプロモーションを株式会社高知広告センターに委託している。委託方法は随意契約（プロポーザル）である。

#### エ 出会いのきっかけ応援事業費補助金

「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の市町村や非営利団体、企業及び婚活センターが実施する出会いのきっかけづくりのためのイベント等に対して補助金交付要綱に則り、同補助金を交付している（補助先：市町村や非営利団体、企業等、婚活センター、補助率市町村1/2、その他定額）。補助対象事業及び補助限度額は以下のとおりである。

## (ア) 市町村や非営利団体

地域の独身者向けの出会い系交流会（250千円+（開催回数・規模に応じて100千円を上限に加算））。

## (イ) 企業等

## a 自社従業員向け

- 出会い系交流会（200千円+（開催回数に応じて100千円を上限に加算））
- 企業がCSV活動として行う多様なロールモデルを提示するライフプラン講座（100千円）
- ワークライフバランスや育児休暇・育児休業の取得促進等の推進に関する異業種等交流会（200千円）

## b 地域の独身者向け

- 企業がCSR活動として行う出会い系交流会（200千円）
- 企業がCSV活動として行う多様なロールモデルを提示するライフプラン講座（100千円）

## (ウ) 婚活サポーター

- サポーター同士の情報交換会や独身者交流会（100千円）

令和1年度が22、令和2年度が12、令和3年度が12の団体に補助金が支出されている。支出されているイベントは市町村などの出会い系交流会及び婚活サポーター同士の意見交換会等が多い。

## オ 成婚記念品

成婚した夫妻に対して3,000円を支出

## カ プロポーズ審査会委員謝金

9,000円×5人

## キ 婚活サポーター講師等謝金

## (ア) 婚活サポーター研修会講師謝金

100,000円×1回+旅費88,400円。

## (イ) 独身者個別相談会等講師謝金

100,000円×2回+旅費88,400円×2回。

## (ウ) 婚活サポーター等研修謝金（1,000円×160人分）

## (エ) 独身者相談会謝金（1,000円×3人×6回）

## (オ) 全県協議会委員謝金（9,000円×9人×2回）

## (カ) 婚活サポーター感謝状贈呈式記念品（200円×30人×1回）

## (4) 監査の結果（指摘あり）

ア 法令に則り実施されているものといえる。

イ 少子高齢化対策として若い男女が婚姻することは社会にとっても有用であるものの、最小の経費で最大の効果を実施できているのかという点につき以下で記載する。

ウ これまで出会い系支援事業費において目標として掲げられた数値をまとめたのが以下の表である。

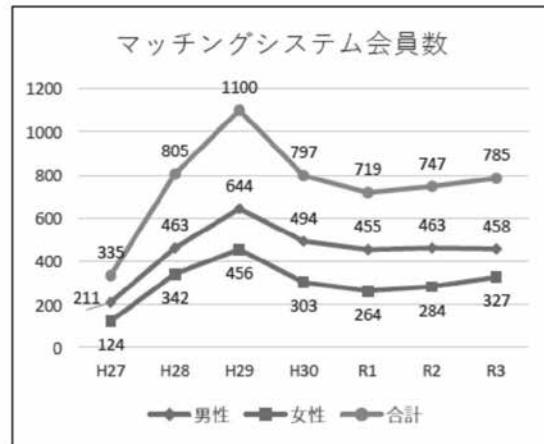
第1期 高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標・KPIの達成状況

	出発点（H26）	目標年次（R1）	R1年度末	客観的評価
マッチングシステムへの登録者数	109名（H28.1時点）	1000名	719名（但しR2.3時点）	A
応援団の実施するイベント数	43回	160回/年	124回	A
独身者の結婚を支援するボランティア数	86名	150名	230名	A+

第2期 高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標・KPIの達成状況（R3年度）

	出発点	R3年度到達目標	R6年度の目標値	R3年度現状	客観的評価
マッチングシステムへの登録者数	725名（R2.2時点）	800名	1,000名	785名	B
高知で恋しよ!!応援サイトアクセス数	128,309件（R2年度） (参考)140,000件	200,000件	152,605件	-	
応援団の実施するイベント参加者	3,168人/年（H30年度）	3,600人/（年間）	3,600人/（年間）	517人	D

高知で恋しよ!!応援サイトアクセス数及びマッチングサイト会員数の推移は以下の表のとおりである。



#### (ア) PDCAサイクルに則り処理していること

前記表のとおり、出会い系支援事業は毎年度PDCAサイクルに則り事業展開している。マッチングシステムへの登録者数が目標に達しなかったことについても、若い世代を対象とした割引キャンペーンや出張登録観覧会により、登録者数が100名前後増加したり、広報デジタルプロモーションとして若者等が利用するYouTube等による広報やInstagramによる情報発信等をするなど、現状を分析し、行動しており、目的に向けた合理的な運営が実施されている。

#### (イ) 業務委託等（指摘）

本事業は、予算額が30,000千円から40,000千円もあり、かつマッチングサイト等は民間企業においても競合他社が多数存在する事業類型である。とりわけ、平成28年当時よりも、スマートフォンから民間企業のマッチングサイトに容易にアクセスできる状況にある。

高知県は、公共事業としての安心感と信頼感の担保、より多くの県民・企業等への効果的なアプローチの実効性、センター窓口の持続性など多面的観点から、他に適当な委託先（又は受託意向のある事業者）が見当たらないとして、高知県法人会連合会に随意契約の方法で業務を委

託している。業務委託をする意義についても、出会いのマッチングのみならず、応援団による出会いイベントの支援（多様なイベントの創出）、ボランティアサポーターの人材確保と育成、高知家の出会い・結婚・子育て応援団の登録拡大、異業種交流会の実施など幅広く含んでいるものとする。また、株式会社愛媛電算にインターネットホームページの保守等を委託している都道府県は、令和5年1月末日時点で21県あるとのことである。

しかし、高知県における少子化対策の意義を踏まえると、多額の費用を費やしている一方、令和2年度においては成婚数11組、令和3年度においても成婚数14組に留まっていることは、重く考慮すべきである。

異性の出会い方等も時代によって大きく変化しており、その変化の情勢に機敏に対応しなければ、流動性の無い、変化の乏しい出会い支援事業に留まってしまう。スマートフォンから容易に利用できるマッチングアプリ等を運営している民間企業が多数ある中で、本事業の意義を考える必要がある。そのため、出会い・結婚・子育て応援窓口運営業務等委託先及びインターネットホームページ保守等の委託先については、公募型プロポーザルや一般競争入札等の競争原理が働く中で選定し、公的な安心感を与え、かつ、民間の活力を利用した出会いの機会の活性化など、より少子化対策となる出会い支援事業となるよう事業内容を慎重に検討していく必要がある。

なお、担当課においては、結婚等まで意識が向いていない20代の交流会を企画するなど、若者の出会いに対する認識の現状を踏まえた企画等も検討しており、そうした取り組みや問題意識は評価できる。

30,000千円から40,000千円の財源を費やす意義や効果を踏まえて、より少子化対策となる実効性のある出会い支援事業の展開を期待したい。

## 2 妊娠・出産～安心して妊娠・出産できる環境づくり

### （1）不妊に悩む方に対する支援の充実

#### ア 事業内容

不妊は、子どもを持ちたい夫婦にとって切実な問題である。不妊治療は、経済的な負担とともに、身体的・精神的な負担も大きいことから、経済的な支援や相談体制、情報提供の充実等が必要になる。

#### イ 予算

(単位：千円)

不妊治療	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
予算額計/補正後 (R4 のみ当初予算)	65,501	87,899	211,683	65,464
1 不妊専門相談センター事業委託費	1,416	1,344	1,255	1,594
2 一般不妊治療助成事業費補助金	1,586	1,290	2,029	-
3 不妊治療費給付金	61,283	66,139	121,265	43,270
4 不妊治療費補助金		4,789	68,976	20,600
決算額	64,285	73,562	193,523	未確定

※ 一般不妊治療助成事業費補助金は R4 年度から保険適用により終了

※ R4 年度の1~4は当初予算

#### ウ 具体的事業内容

##### （ア）不妊専門相談センター事業委託費

平成24年度から設置している不妊専門相談センターに係る業務を高知県・高知市病院企業団に随意契約の方法で業務委託している。令和4年度予算は人件費が1,540千円、事務費等が54千円。

平成24年度から設置されており、不妊症看護認定看護師等による電話相談や面接相談を実施している。平成24年度からの相談実績は以下のとおりである。

## 不妊専門相談センター相談事業実績(電話・面接相談)

H24			H25			H26			H27			H28		
電話	面談	合計	電話	面談	合計	電話	面談	合計	電話	面談	合計	電話	面談	合計
70	18	88	55	28	83	70	30	100	72	30	102	87	6	93
H29			H30			R1			R2			R3		
電話	面談	合計	電話	面談	合計	電話	面談	合計	電話	面談	合計	電話	面談	合計
69	21	90	59	17	76	64	8	72	48	5	53	43	8	51

## (イ)一般不妊治療助成事業費補助金

同補助金交付要綱により、市町村が行う一般不妊治療助成事業に要する経費に対して補助金を交付する（補助金額は夫婦1組当たり1年度につき3万円を限度とする）。なお、令和4年度からの不妊治療の保険適用により終了となった。これまでの実績は以下の表のとおりである。

## 一般不妊治療助成事業費補助金の実績等

年 度	H30 年度 (実績)	R1 年度 (実績)	R2 年度 (実績)	R3 年度 (実績)
当初予算（千円）	3,285	3,390	3,150	2,175
補 正（千円）	—	—	—	—
補正後予算（千円）	—	—	—	—
交付	市町村数	19	19	19
決定	金額（千円）	3,285	3,390	2,945
実績	市町村数	14	12	14
	件数	169	135	108
	金額（千円）	2,175	1,586	1,290
				2,029

## (ウ)不妊治療費補助金

国による特定不妊治療費補助事業の助成対象となる高知市在住の夫婦が体外受精・顕微授精を行った場合の治療に要する費用を補助する（補助対象：高知市、補助率：国2分の1、補助期間：令和2年度から）。なお、当該補助事業についても、令和4年4月から不妊治療の保険適用に伴い、助

成事業は終了するものの、経過措置として、令和3年度以前に治療を開始し、令和4年度中に治療が終了した年度をまたぐ保険適用外の治療費等については、令和4年度中に1回に限り助成するものとしている。

## (エ)不妊治療費給付金

特定不妊治療費以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に判断された法律上の婚姻をしている夫婦（令和3年1月1日～事実婚関係の方も対象）を対象として以下のとおり助成する。

## a 経過措置（24,100千円）

令和4年4月から保険適用となることを踏まえ、年度をまたぐ1回の治療に要する費用の一部を助成する。

## b 保険適用

現行制度と比較して自己負担が増加することや今後の治療計画に支障が生じることがないよう実績から推計して保険適用後に自己負担平均額が増額となる治療に要する費用の一部を助成する（治療C・F：1回の治療につき上限3万円）。

## c 保険適用外

保険適用外となる43歳以上の方に急激な費用負担が生じないよう、令和4年度以降継続して助成する。

図版2 体外受精・胚細胞移植の治療ステージと助成対象範囲

#### 高知県特定不妊治療支援事業の助成額・助成上限等

治療開始の年齢	治療対象範囲	助成回数	助成上限額
40歳未満	C 及び F(保険適用された治療)	6回	3万円
40歳以上43歳未満	C 及び F(保険適用された治療)	3回	3万円
43歳以上	A・B・D・E	3回	30万円
	C 及び F		15万円

特定不妊治療費助成事業 助成回数実績

年度	H30	R1	R2	R3
上半期	105	94	108	146
下半期	186	212	211	374
計	291	306	319	520

## エ 監査の結果（意見あり）

(ア) 補助金交付要綱に則り事業が実施されるなど法令上の問題点は見受け

られない。

(イ) (意見) 不妊専門相談センター相談事業実績(電話・面接相談)のとおり、相談件数が減少傾向にある。高知県においては、前記相談事業について、ホームページ、ラジオ、テレビを用いた広報、医療機関や薬局にチラシを置くなどした広報を行い、広く県民に周知していたとのことであった。もっとも、相談件数自体は減少傾向にあり、減少した原因、不妊を抱える夫婦の年代に沿った周知方法を分析し、分析結果に基づき、不妊を抱える夫婦等により利用されるよう、広報活動等を実施すべきである。なお、不妊症看護認定看護師の資格を有する職員が在籍する県内施設が高知県・高知市病院企業団に限られることから前記企業団と随意契約により実施することは相当かつ必要である。

(ウ) 令和4年4月から不妊治療に保険が適用されているが、以下の表のとおり年齢や回数制限などが設けられている。第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画では、不妊治療の経済的負担を軽減することを目標としており、高知県においては、前述のとおり、令和4年度から高知県特定不妊治療支援事業を実施し、不妊治療の保険適用後も見据えた経済的負担軽減対策を実施している（不妊治療費給付金）。このような対応は、不妊治療が少子化対策として重要であることを踏まえた必要かつ相当な対応として評価できる。

#### 保険適用の条件(体外受精・顕微授精の場合)

年齢制限	回数制限	
	初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること	40歳未満	通算6回まで(1子ごとに)
	40歳以上43歳未満	通算3回まで(1子ごとに)

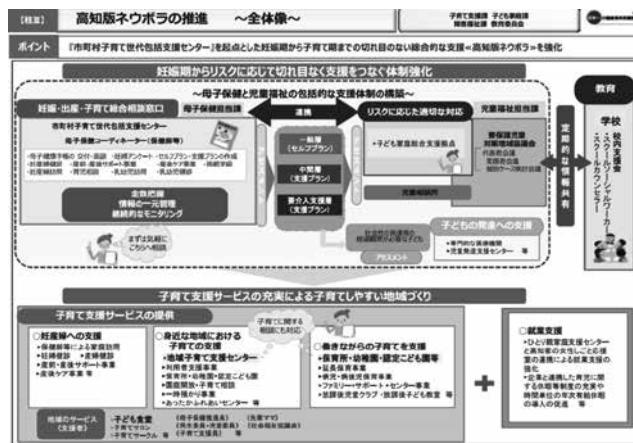
出典：女性のためのラボ健康 MINT+

## (2) 子育てしやすい地域づくりに向けた取組の充実

## ア 高知版ネウボラ

## (ア) 事業内容

高知県では、子育て世代包括支援センターを起点とした妊娠期から子育てまでの切れ目ない総合的な支援「高知版ネウボラ」を推進し、子育て家庭のリスクに応じた適切な対応、子育て家庭の不安の解消や働きながら子育てできる環境づくりを進めている。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスの場所」という意味であり、フィンランドのネウボラは、担当保健師が中心となって子どもやその家庭を支援するための地域拠点となる。高知版ネウボラでは、妊娠期から子育て期までの家庭を対象として、妊娠・出産・子育てに関する関係機関によるネットワークを構築することにより、必要な支援サービスを切れ目なくつなぐ仕組みを意味する。高知版ネウボラは以下の表のとおり、各種機関や制度が関係しているため、本稿では、子育て世代包括支援センターを取り上げる。なお、高知県では、高知版ネウボラを各市町村で実施するよう高知版ネウボラ推進事業費としてネウボラ推進セミナーの開催やアドバイザー派遣等による推進体制の構築を支援している(ネウボラ推進会議)。



## (イ) 予算

(単位:千円)

ネウボラ推進事業	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
事業費(予算額計)	948	317	5,707	1,946
1 高知版ネウボラ推進事業費		224	251	1,946
2 アドバイザー派遣等による推進体制の構築を支援(ネウボラ推進会議)	408	0		
決算額計	408	224	251	未確定

## (ウ) 具体的事業内容

高知版ネウボラ推進事業費及びアドバイザー派遣による推進体制の構築支援(ネウボラ推進会議)の実績は以下のとおりである。

## a 令和1年度

ネウボラ推進会議アドバイザー謝金 199,140円

香南市ネウボラ推進事業に関する勉強会 44,044円

高知の子育てを応援する座談会コーディネーター謝金ほか 76,113円

地域子育て支援センター職員交流会講師謝金 89,098円

## b 令和2年度

香南市ネウボラ推進事業に関する研修会講師謝金 86,168円

地域子育て支援センター勉強会及び交流会講師謝金 138,101円

## c 令和3年度

高知版ネウボラ推進セミナー講師謝金 50,000円

市町村合同ヒアリング市町村訪問旅費 59,490円

地域子育て支援センター市町村個別支援アドバイザー謝金 116,663 円

事務費（コピー代、郵送料） 25,000 円

d 令和4年度（令和4年12月時点）

地域子育て支援センター職員研修講師謝金 43,579 円

(エ)監査の結果

- a 実際の生じた費用等により積算しており、法令に則り適正に実施されている。
- b 高知版ネウボラは高知県の推進する政策である。高知版ネウボラは妊娠期から子育て期までの家庭を対象として、妊娠・出産・子育てに関する関係機関によるネットワークを構築することにより、必要な支援サービスを切れ目なくつなぐ仕組みづくりを目標とするものであり、かかる仕組みづくり構築に向けた各種セミナーや個別支援アドバイザー派遣等は必要かつ相当な支出と評価できる。

イ 子育て世代包括支援センター

(ア)事業内容

妊娠婦・乳幼児等へは、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援が実施される。母子保健法に基づく母子保健事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法に基づく子育て支援事業などである。一方、支援には多くの関係機関が関わるため、関係機関同士の十分な情報共有や連携が難しく、制度や機関により支援が分断されてしまうという課題などがある。そこで、子育て世代包括支援センターが妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない総合的な支援を行う。



### (イ) 予算

(単位:千円)				
地域子ども・子育て支援事業費補助金 (利用者支援事業(母子保健型))	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
予算額計/補正後 (R4 のみ当初予算)	22,892	26,946	20,243	7,938
決算額	20,761	24,015	11,548	未確定

(ウ) 具体的事業内容

子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業（母子保健型））に対して補助する。根拠法令は子ども・子育て支援法、補助先は市町村、補助率は6分の1以内（国3分の2、県6分の1、市町村6分の1）、である。

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子どもも、子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。利用者支援事業は3つの類型があり、その中の母子保健型が子育て世代包括支援センターにある。

子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））は、主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。

## (エ) 監査の結果

- a 補助金交付要綱に則り処理され、法令に基づき適正に実施されている。
  - b 子育て世代包括支援センターの実施主体は市町村である。子育て世代包括支援センターについて高知県は、地域子ども・子育て支援事業費補助金として6分の1を支出し、同補助金などにより市町村における子育て世代

包括支援センターの事業が実施されている。令和3年度の予算額と決算額の差が大きいが、その理由は、市町村における地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の実施、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が国において新設され、一部の市町村が当該事業の活用へと移行したことによるものである。子育て世代包括支援センターの設置は進んでおり、現時点においては、全市町村で設置されている。

(a) 目標 高知県は以下の目標を掲げている。

## 政策目標（第4期　日本一の健康長寿県構想）

高知県が『安心して「結婚」、「妊娠・出産」「子育て」できるような社会』になっている	
R1 年度	目標年度 (R5 年度)
28.1%	45%

#### KPI 第1階層（第4期 日本一の健康長寿県構想）

子育て世代包括支援センターの設置と周知活動を実施する市町村数	
R1 年度	目標年度 (R5 年度)
19 市町村	全市町村

(b) 計画、実行

その他にも、産後、退院してから1カ月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた者の割合（3・4か月児）として、令和6年度に85%の達成目標を掲げている。平成30年度には79%であったため、令和3年度到達目標を82%、令和4年度の到達目標を83.5%に設定していたところ、令和3年度の割合は84%と目標を達成している。また、子育て世代包括支援センターが未設置の3町村にも助言

などを行い、令和4年4月には全市町村で同センターが設置されるに至っている。このような成果を踏まえると地域子ども・子育て支援事業費補助金（利用者支援事業（母子保健型））は、妊娠期からの継続的な切れ目ない支援の実現に資しているものと評価できる。今後も前記日本の健康長寿県構想の政策目標達成に向けたPDCAサイクルの実施を引き続き求めたい。

#### ウ 妊婦健康診査、産婦健康診査等

##### (ア) 事業内容

妊婦健康診査は、母体や胎児の健康保持を図るため、妊婦に対して、妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間をとおして適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業である。

産婦健康診査は、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るために、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を公費負担により実施する事業である。

##### (イ) 予算

(単位：千円)

妊産婦健康診査	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後（R4のみ当初予算）	8,359	9,506	8,342	7,201
1 妊婦健康診査強化事業費補助金	6,192	6,153	5,666	6,509
2 妊婦健康診査普及啓発事業	116	130	119	143
3 産婦健康診査事業	0	235	82	94
4 母子健康手帳別冊改訂	353	337	327	455
決算額計	6,661	6,855	6,194	未確定

##### (ウ) 具体的事業内容

###### a 妊婦健康診査強化事業費補助金

細菌性膿症がある場合には早産のリスクが高まるため、早産予防の一環として、市町村長が行う妊婦健診の検査項目に、県独自で膿分泌物の細菌検査を追加し、追加分に係る必要な経費を補助する（補助先 市町村、補助率1/2、補助期間H25～）。同補助金の支出先は高知市が決算額の半分近くの金額を占めている。

###### b 妊婦健康診査普及啓発事業

妊婦健診の受診勧奨用のチラシを作成・配布し、適正な母体管理を働きかける事業である。

###### c 産婦健康診査事業

令和1年度より令和3年度までは産婦健康診査審査体制整備事業費として、産婦健康診査事業実施に向けて市町村保健師や産婦人科医師、助産師、看護師などで準備検討会を行っていた（令和1年度については新型コロナウイルスの影響により実施していない）。

令和2年度から、産婦健康診査事業として、産婦健診の受診勧奨用のリーフレットを作成・配布し、産後うつの予防や新生児期への虐待防止を図る事業を行っている。

###### d 母子健康手帳別冊改訂

妊婦健診の受診勧奨及び妊娠週数に応じた母体管理の意識啓発等を行うための冊子を母子健康手帳と一緒に配布する。

##### (エ) 監査の結果

###### a 補助金交付要綱に基づく支出等であり、法令上の問題は見られない。

b 高知県は、母体や胎児の健康確保のため、妊娠初期から出産まで定期産（妊娠37週～41週）の場合で概ね14回の定期的な健診を受診している妊婦の増加と未受診のまま出産に至る妊婦の減少を目標としている（第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画36頁）。

令和1年度から同3年度までの妊婦健診の受診券の発行を受けた者の中で回数別に割り付けたのが以下の表である。表から分かるとおり、

11回から14回までの回数が70%近くに留まっている。

	妊婦健診の受診券を発行した人数	出産までの受診券使用回数						
		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回
R1 年度	4518人	4,115	4,066	4,083	4,081	4,055	4,083	4,061
	受診人数/母親	91.0%	90.0%	90.4%	90.3%	89.8%	90.4%	89.9%
R2 年度	4339人	4,179	4,070	4,022	3,988	3,951	3,939	3,901
	受診人数/母親	96.3%	93.8%	92.7%	92.1%	91.1%	90.8%	89.6%
R3 年度	3948人	4,237	4,221	4,151	4,115	4,135	4,123	4,119
	受診人数/母親	107.0%	106.0%	105.0%	104.0%	104.0%	104.0%	104.0%
	8回	9回	10回	11回	12回	13回	14回	
R1年度	3,975	3,945	3,763	3,451	2,869	2,032	1,226	
	88.0%	87.3%	83.3%	76.4%	63.5%	45.0%	27.1%	
R2年度	3,845	3,697	3,538	3,212	2,612	1,861	1,108	
	88.6%	85.2%	81.5%	74.0%	60.2%	42.9%	25.5%	
R3年度	4,106	3,998	3,856	3,526	2,880	2,053	1,169	
	104.0%	101.0%	97.7%	89.3%	72.9%	52.0%	29.6%	

担当課によれば、11回以降の回数が減少するのは、11回目以前に出産しており、妊婦健診を受診していないため、とのことであった。そうすると、現状において、高知県が掲げた前述の目標は概ね達成していると評価できる。また、妊婦健診は、各市町村が妊娠届け出時から、子育て世代包括支援センターにおいて面談を行い、妊婦健診を公費で実施し、出産まで各時期に応じて適切な時期に妊婦健診を受診するよう取り組む事業である。高知県としては、市町村の取り組みを妊婦健診強化事業費補助金や受診勧奨用リーフレットの作成・配布により支援をするという立ち位置に照らせば、より具体的目標を設定することが困難であることも理解できる。

よって、現在の妊婦健診の受診者数からして、高知県が掲げた目標は達成しており、目標を設定し、目標に向けた効果測定・分析も適正

に実施されているものといえる。

#### エ 乳幼児健診の受診促進

##### (ア) 事業内容

母子保健法第12条では、市町村は、「満一歳六か月を超えて満二歳に達しない幼児」(1歳6か月児健康診査)および「満三歳を超えて満四歳に達しない幼児」(3歳児健康診査)に対し、健康診査を行わなければならないものと定めている(以下、これら2つの健診を「乳幼児健診」という)。高知県では、市町村長が実施する乳幼児健診の受診促進に関する取り組み(人材育成含む)に対し、補助金を交付する形での支援を行っている。この事業は、後述する産後サービス事業で挙げる母子保健支援事業費補助金に含まれている。

##### (イ) 予算

(単位:千円)

母体管理支援事業費	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後(R4のみ 当初予算)	4,505	3,814	3,512	1,866
母子保健支援事業費 補助金	2,889	2,440	1,810	1,866
決算額計	2,889	2,440	1,810	未確定

##### (ウ) 具体的事業内容

補助先は市町村、補助率は定額、補助限度額は以下のとおりである(補助事業開始年度:平成25年度~)。なお、母子保健支援事業費補助金については交付要綱として策定されている。

###### a 受診勧奨(対象:1歳6か月児・3歳児健診未受診者)

1歳6か月児健診及び3歳児健診の未受診児に対する健診の実施日の通知及び受診勧奨用啓発資材の配布を行う事業であって、保健師及び助産師等の専門職が、児の保護者などに対して面接による受診勧奨を行うものである。面接1回あたり3,000円を補助する。

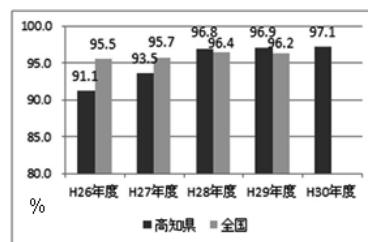
## b 人材育成事業

1歳6か月児健診及び3歳児健診の実施にあたり、受診勧奨事業の訪問面接員及び健診スタッフとして従事する者に対して研修を行う。補助の上限は100万円である。

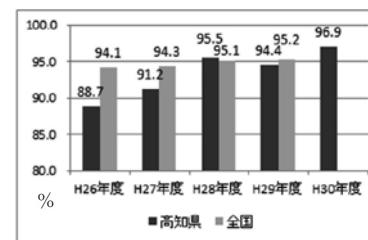
## (エ) 監査の結果

- a 高知県補助金等交付規則及び要綱に基づき交付されており、法令に基づき適正に実施されている。
- b 以下のとおり、乳幼児健診は全国平均より低い水準で推移していたが全国平均を超えて推移している。

## 【1歳6か月児健診】



## 【3歳児健診】



資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

c 第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画では、令和6年度に受診率を98%にするとの目標を掲げており、平成30年度以後の乳幼児健診の受診率につき、1歳6か月児健診は、令和1年度96.5%、令和2年度97.7%、令和3年度94.7%と推移している。3歳児健診は、令和1年度94.7%、令和2年度97.8%、令和3年度94.7%と推移している。

本事業における補助金の交付先の市町村においては、専ら受診勧奨に充てられている。令和1年度においては、6市町村（決算額1,310千円）、令和2年度においては、4市町村（決算額1,016千円）、令和3年度においては、4市町村（決算額674千円）を交付している。交付を受けた市町村において、健診未受診児に受診勧奨を実施することで受診に繋がっていることも確認できた。担当課においては、令和3年度については、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響による健診の一時的な中止や受診控えなどにより受診率が低下したものと分析している。今後については、受診促進と併せて保健師の資質向上に向けた研修会の実施を行うものとしている。

また、担当課において、市町村の受診率に差があり、受診率の低い市町村における未受診児への受診勧奨を強化する必要があるとしている。実際に、受診勧奨に関して本補助金の交付を受けているのは、前述のとおり限られており、かかる強化の必要性は認められる。

以上のとおり、乳幼児健診の受診促進事業に関しては目標が設定されており、目標に向けた効果測定・分析も適正に行われている。

## オ 人材育成事業（高知家の産前・産後ケア体制づくり）

## (ア) 事業内容

地域の特性に応じた産前・産後ケアサービスの提供体制を構築することに向け、産前・産後ケアを推進する人材育成のための研修会の開催及び子育て世代包括支援センター連絡調整会議等をアドバイザー招聘により実施する。

## (イ)予算

(単位:千円)

人材育成事業	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
予算額計/補正後(R4のみ当初予算)	1,121	1,258	742	768
1 母子保健コーディネーター研修会講師謝金	148	136	50	
2 スキルアップ研修会講師謝金	338	204	124	
3 子育て世代包括支援センター連絡調整会議アドバイザー謝金	114	104	30	768
4 ネウボラ推進会議アドバイザー謝金	199	0	0	
5 産後ママサポーター等養成講師謝金	0	0	0	
決算額計	799	444	204	未確定

## (ウ)具体的事業内容(参考:令和3年度予算)

- a 母子保健コーディネーター研修会講師謝金として、講師1人1回につき50千円+一回の旅費86千円を計上。
- b スキルアップ研修会謝金として講師1人1回につき50千円+1回の旅費98千円を計上。
- c ネウボラ推進会議アドバイザー謝金として、講師1人1回につき30千円+旅費77千円を計上。なお、同推進会議は新型コロナウィルスの影響により、令和2年度以降は実施していない。
- d 産後ママサポーター等養成講師謝金として、1回につき50千円+旅費25千円を計上。なお、産後ママサポーター等養成講座は新型コロナウィルスの影響などにより令和1年度以降は実施していない。
- e 子育て世代包括支援センター連絡調整会議アドバイザー謝金として講師1人1回につき30千円+旅費97千円を計上。

## (エ)監査の結果

本事業に基づく研修等の平成30年以降のものは以下のとおりである。

母子保健コーディネーター養成研修等			
日付	演題	講師	参加人数
R1.5.27	身近な地域で子育てしやすい環境の仕組みづくり～母子保健コーディネーターの基礎知識～	高知県立大学看護学部畠山典子助教	32人(市町村25名、福祉保健所7名)
R2.2.14	フィンランドのネウボラおよびそこから学び取り入れた日本の自治体での取り組み	大阪市立大学大学院横山美江教授他1名	32人(市町村26名、福祉保健所6名)
R2.9.4	切れ目ない支援のための基礎的知識	大阪市立大学大学院看護研究科畠山典子講師	48人(市町村41名、福祉保健所7名)
R3.9.14	妊娠期からのポビューレーションアプローチ～COVID-19禍における母子保健～	大阪市立大学大学院看護研究科畠山典子講師	47人(市町村41名、福祉保健所6名)
子育て世代包括支援センター連絡調整会議			
日付	アドバイザー	参加人数	
R1.12.11	東邦大学看護学部福島富子学部長	50人(市町村43名、福祉保健所7名)	
R2.10.16	東邦大学看護学部福島富子学部長	56人(市町村37名、福祉保健所5名、助産師14名)	
R3.8.24	東邦大学看護学部福島富子学部長	37人(市町村36名、福祉保健所1名)	
スキルアップ研修会			
日付	演題	講師	参加人数
H30.6.13	母子保健の基本的な考え方について	徳永雅子氏	49人(市町村41名、福祉保健所8名)
H30.12.17	妊娠届け出面接のスキルとアセスメントについて	徳永雅子氏	44人(市町村36名、福祉保健所8名)
R1.6.18	特定妊婦支援のためのアセスメント・リスクアセスメントについて	徳永雅子氏	61人(市町村51名、福祉保健所10名)
R2.9.4	相談支援に必要な情報収集力とアセスメント力の向上について	徳永雅子氏	45人(市町村40名、福祉保健所5名)
R3.11.9	妊娠婦等の支援に必要なアセスメントと支援について	徳永雅子氏	35人(市町村30名、福祉保健所5名)

- a　個々の講師等の謝金や旅費交通費の支出であり、法令上適正に実施されている。
- b　市町村職員や福祉保健所職員が前述の演題の研修会等に参加することは地域で暮らす妊産婦等の支援のために必要知識を獲得するものであり、かつ、高知県の規定により支給される謝金及び旅費であることを踏まえると最小の経費で最大の効果を求めているものと評価できる。
- c　本事業について、事業の目標管理、効果測定及び分析等のPDCAサイクルに則った事業運用は確認できなかった。担当課によれば、研修会ごとにアンケートを取り、同アンケートにおいて理解度、次年度への研修の要望等を募り、次の研修等に活かしているとのことであった。このようなアンケートを用いて、研修毎における受講者の理解度等を確認しているのは評価できる。産前・産後ケアを推進する人材育成のための研修会として高知版ネウボラの意義に沿った重要なものであり、公金が支出されていることを踏まえれば、なおいっそう、参加者目線で分かりやすい講師の人選・内容であるのか等の確認をしていく必要がある（例えば、研修会後のアンケートにおいて、参加者の内、80%が「よく理解できた」「理解できた」にチェックを付けることを目標にするなどの設定も考えられる）。

#### カ 産後ケア事業等市町村の実施する母子保健事業への支援

##### (ア) 事業内容

産後ケア事業とは、母子保健法第17条の2第2項に基づき、市町村が、分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、自治体が設置する場所（保健センター等）又は対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに育児ができるよう支援することを目的とするものである。

令和元年12月6日に公布された母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法第69号）において、出産後1年を超えない女子及び乳児に対する

産後ケア事業の実施が市町村の努力義務として法定された。

市町村においては、母子保健衛生費国庫補助金により、病院、助産所等の空きベッドの活用等により、短期入所による休養の機会の提供をするショートステイ型、個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施するデイサービス型、実施担当者が利用者の自宅に赴き実施するアウトリーチ型の事業を産後ケア事業として実施している。

高知県においては、市町村が行う事業のうち、国費の補助対象外となる多様な母子保健事業に対して支援を行っている。

##### (イ) 予算

（単位：千円）

母体管理支援事業費	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後 (R4のみ当初予算)	4,505	3,814	3,512	1,946
1 パンフレット作成等 委託料				400
2 母子保健支援事業費 補助金	2,889	2,440	1,810	1,546
決算額計	2,889	2,440	1,810	未確定

##### (ウ) 具体的事業内容

###### a パンフレット作成等委託料

令和4年度から実施されたものである。産後ケア事業の制度周知を図るパンフレット作成等業務であり、委託先は民間企業で、委託方法は随意契約である。

###### b 母子保健支援事業費補助金

産前産後の不安な妊産婦や育児不安を抱える保護者等の負担軽減を目的とし、多様な母子保健サービスが展開できるように市町村の実施する母子保健事業に対して支援を行うものである。補助先は市町村であり、補助率は2分の1である。

(a) 育児等援助訪問 上限400千円

産前・産後、心身の不調や育児に困難さを抱えているとともに、家族等からの支援を受けられない母親への家事・育児支援に対応する。

(b) 両親学級等支援事業 上限200千円

平日や昼間は仕事で集団指導等に参加できない父親を含めた家族に対し、保健師や助産師等の専門職及び子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援及び産前・産後の健康管理や育児への理解を深めてもらうための両親学級などを行う。

(c) 体制づくりのための人材育成事業 上限100千円

産前・産後支援体制づくり事業の実施に当たり、母子保健推進員、子育て経験者等に対して産前・産後ケアに必要な知識を学ぶ研修等を行うもの。

(エ) 監査の結果

- a 法令に則り適正に実施されているものといえる。
- b 母子保健支援事業は、令和1年度においては、9市町村が利用し（決算額1,579千円、集団指導5市町村、個別訪問7市町村）、令和2年度においても10市町村が利用し（決算額1,424千円、集団指導5市町村、個別訪問9市町村）、令和3年度においては、12市町村が利用している（決算額1,136千円、集団指導6市町村、個別訪問7市町村、両親学級4市町村）。各年度決算額は減少傾向にあるものの、利用する市町村は増加している。また、市町村からの実績報告書を踏まえると、母子とその家族が健やかに育児ができるよう創意工夫し、本事業による補助金を用いていることも確認できた。

高知県においては市町村の取り組みを取りまとめ、未実施の市町村を含めた他の自治体に共有化するなどし、本事業を有意義に展開する

ことを期待したい。

- c 他方、現状、高知県内の市町村における産後ケアの利用者が少なく、産後の心身の不調の緩和や育児負担の軽減につながっているとは言い難い現状にある。

**【利用者の状況】**

	R1	R2	R3
産後ケア利用者数	176	285	392
利用率	4.1%	7.0%	9.6%
要支援妊婦の割合	18.3%	17.2%	14.9%

**【事業実施市町村数】**

	R2	R3	R4(予定)
訪問型	33	33	33
通所型	4	4	9 (5)
宿泊型	8	8	13 (5)

### 【利用が進まない理由】

R4市町村ヒアリング(複数回答)	市町村数
周知しても利用されない	11
ニーズが不明	11
委託先の確保が困難	9
利用料の負担が大きい	8

令和1年度から令和3年度にかけて各市町村が実施する産後ケアの利用者数は増加傾向にあるが、未だ少ない現状にある。また、通所型・宿泊型のサービスを提供できる委託先が高知市内に集中しており、高知市から距離がある市町村では通所・宿泊型サービスの提供が困難となっている。このような現状を踏まえ、高知県においては、前記市町村ヒアリングなどを踏まえて、①産後ケア事業をイメージできる広報の展開、②産後ケアの効果を実感してもらうための取組、③産後ケア事業拡大意向の市町村への支援（委託先の開拓、実施に向けた調整支援）を行っている。この観点から、前述の課題等を踏まえた目標設定を行い、ヒアリングなどから効果測定・効果分析も行われているものと評価できる。

### （3）周産期医療体制の確保・充実

#### ア 周産期医療体制整備事業（医師確保事業含む）

##### （ア）事業内容

「周産期」とは、妊娠22週から出生後7日未満までの期間を言い、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる期間を言い、周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、「周産期医療」と表現され、本県でも周産期医療体制整備事業を実施している。

##### （イ）予算

（単位：千円）

周産期医療体制整備事業	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後（R4のみ当初予算）	72,159	71,234	44,571	68,596
1 周産期医療研修委託料	803	0	184	884
2 新生児集中治療室入院児支援事業委託料	2,781	4,411	4,367	4,331
3 総合周産期母子医療センター運営費補助金	3,721	3,735	3,932	4,224
4 地域周産期母子医療センター運営費補助金	19,034	20,464	1,740	30,197
5 産科医等確保支援事業費補助金	27,871	25,922	25,392	26,640
6 新生児医療担当医確保事業費補助金	1,026	1,036	873	1,126
7 事務費				1,194
決算額計	55,236	55,568	36,488	未確定

##### （ウ）具体的事業内容

###### a 周産期医療研修委託料

周産期医療施設等の医師、助産師、看護師等の資質の向上を図るとと

もに、保健師など地域母子保健担当者との連携の強化を図ることを目的とした研修を行う費用である。周産期医療対策事業等実施要綱に基づく事業である。委託先は高知県・高知市病院企業団であり、委託方法は随意契約である。年度末には、委託先よりどのような研修を実施したのかについて、受講者の氏名等が記載された事業実績報告書及び収支報告書の提出を受けている。

b 新生児集中治療室入院児支援事業委託料

NICU（新生児集中治療室）やGCU（回復期治療室）等に長期入院している児について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るために、支援コーディネーターを配置し、同コーディネーターにより在宅又は施設での療養に円滑に移行できるように退院調整をするとともに、退院後も継続した支援を提供できるよう、地域や関係機関と連携を取っていく。周産期医療対策事業等実施要綱に基づくもので、委託先は高知県・高知市病院企業団であり、契約方法は随意契約である。医療提供体制推進事業費補助金に基づく国庫支出金が総予算の約4分の1を占めている。なお、年度末には個別ケースごとにどのような支援をコーディネートしたのかが記載された実績報告書及び収支報告書の提出を受けている。

c 総合周産期母子医療センター運営費補助金

総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図るもので、総合周産期母子医療センターの機能を有する施設を県が指定し、その事業の運営に対し補助する事業である。周産期医療対策事業等実施要綱に基づく事業である。医療提供体制推進事業費補助金に基づく国庫支出金が総予算の全額を占めている。補助先は高知県・高知市病院企業団であり、補助率は国が3分の1、補助基準額が6,708千円(2,236千円×3床)。臨床心理技術者配置加算基準額が5,966千円×配置月数/12月。補助期間が平成16年度から。

d 地域周産期母子医療センター運営費補助金

安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図るもので、地域周産期母子医療センターの機能を有する施設を県が認定し、

その事業の運営に対し補助をする事業である。周産期医療対策事業等実施要綱に基づく事業である。補助先は国立大学法人高知大学であり、補助率は国が3分の1、補助基準額はNICU（新生児集中治療室）81,594千円(9,066千円×9床)、GCU（回復期治療室）30,156千円(2,513千円×12床)。臨床心理技術者配置加算基準額が5,966千円×配置月数/12月。補助期間が令和1年度から。

e 産科医等確保支援事業費補助金

産科医等の待遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱施設に対して財政支援を行う事業である。補助先は分娩手当を支給する分娩取扱施設であり、補助率は3分の2(国立大学法人、独立行政法人は3分の1)。補助基準額は43,750千円(@10千円×4,389(分娩件数))。補助期間が平成21年度から。

f 新生児医療担当医確保事業費補助金

NICU（新生児集中治療室）を担当する小児科医の待遇を改善し、その確保を図るため、出生後NICU（新生児集中治療室）へ入室する新生児を担当する医師に新生児担当手当等を支給する医療機関に対して財政支援を行う。補助先は新生児担当手当等を支給するNICU（新生児集中治療室）を併設する医療機関。補助率は3分の2(国立大学法人は3分の1)。補助基準額は2,030千円(@10千円×218(出生後NICU入室の新生児数))。補助期間は平成22年度から。

(エ)監査の結果

a 補助金を支出している事業に関しては補助金交付要綱に基づき実施し、交付要綱に基づく実績報告も受けしており、適正に実施されている。委託事業（周産期医療研修委託料、新生児集中治療室入院児支援事業委託料）についても事業実績報告書及び収支報告書を受けており適正に実施されているものといえる。

- b 周産期医療に関し、高知県が第7期高知県保健医療計画に定めた計画及び進捗状況は以下の表とおりである。

第7期 高知県保健医療計画の進捗状況

	計画策定期	R1年度	R2年度	R5年度（目標）
周産期死亡率（出産千人当たり）	(H28) 2.9 (全国平均 3.6)	(R1) 4.0 (全国平均 3.4)	(R2) 3.4 (全国平均 3.2)	全国平均以下を維持
新生児死亡率（出生千人当たり）	(H28) 0.4 (全国平均 0.9)	(R1) 1.4 (全国平均 0.9)	(R2) 1.0 (全国平均 0.8)	全国平均以下を維持
妊娠婦死亡数	(H28) 0件	(R1) 0件	(R2) 0件	0件
NICU 満床を理由とする県外緊急搬送件数	(H28) 0件	(R1) 0件	(R2) 0件	0件
出生数に対する超低出生体重児の占める割合	(H28) 0.3% (全国平均 0.3)	(R1) 0.4% (全国平均 0.3)	(R2) 0.3% (全国平均 0.3)	全国水準を維持

周産期死亡率、新生児死亡率、妊娠婦死亡数、NICU 満床を理由とする県外緊急搬送件数、出生数に対する超低出生体重児の占める割合は目標に近似する数値まで達成しており、成果が出ている。安心・安全な周産期医療体制の充実・実現には、医療機関の協力が不可欠であることを踏まえれば、総合周産期母子医療センター運営費補助金等が役割を果たしているものと評価できる。

また、前記計画の達成状況についても、担当課において、毎年度、PDCAサイクルに則り、現状、課題、対策を検討し、目標達成に向けた合理的な運営がなされているものといえる。高知県においても、高知県周産期医療協議会において、医療機関と周産期医療の現状や課題を共有化し、対応している。医療機関に委ねがちとなる医療の分野における「周産期医療体制の充実」という政策を医療機関と連携し、対処していることは評価できる。

#### イ 小児救急医療

##### （ア）事業内容

小児医療を安心して受けられる環境は、子どもやその保護者にとって重要である。もっとも、保護者の小児科専門志向や、核家族化及び少子化による子どもの病気に対する家庭での対応力の低下、また、共働き夫婦の割合が高いことから医療機関の診療時間外受診が多く、医療機関の負担となっている。加えて、全国同様に高知県でも医師不足が深刻化しており、特に小児救急を担う医師不足が深刻になっている。この要因として、度重なる休日夜間の勤務など過酷な勤務環境が挙げられる。このことから、小児救急医療としては、医師の負担軽減に繋がる取り組みが必要であり、365日、24時間、小児救急医療が受けられる治療体制（以下で述べる5病院の輪番制体制）を維持することが本事業の目標である。

##### （イ）予算

(単位:千円)

小児医療費	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後（R4のみ当初予算）	37,346	37,386	38,576	38,403
1 平日夜間小児急救センター等運営事業費補助金	7,000	7,000	7,000	7,000
2 小児救急医療支援事業費補助金	12,232	12,117	12,170	12,152
3 輪番制小児救急勤務医支援事業費補助金	4,020	3,970	4,080	4,870
4 小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業費補助金	3,399	4,266	4,266	4,357
5 小児救急電話相談事業委託料	8,395	8,279	9,031	9,129
6 小児救急医療啓発事業講師会講師報酬費	138	108	160	160
7 小児救急医療啓発事業その他事務費(旅費、需用費、役務費、使用料)	408	87	487	731
8 小児救急啓発事業講習会託児保険料	0	0	2	4
決算額計	35,592	35,827	37,196	未確定

## (ウ) 具体的事業内容

## a 平日夜間小児急救センター等運営事業費補助金

## (a) 平日夜間小児急救センター運営事業

平日夜間ににおける小児救急患者の医療の確保のため、高知市が実施する事業を補助する（補助先 高知市、補助率3分の1、補助基準額9,000千円、補助期間H11～）。

## (b) 平日夜間調剤施設運営事業

平日夜間小児急救センターを受診する小児救急患者に対する薬の調剤のため、高知市が実施する事業を補助する（補助先 高知市、補助率3分の1、補助基準額12,000千円、補助期間H11～）。

## b 小児救急医療支援事業費補助金

休日又は夜間ににおける入院治療を必要とする小児重症救急患者の医療確保のために、高知市が補助する事業に対して補助する（補助先 高知市、補助率3分の2、輪番制事業においては、事業実施主体は小児科病院群輪番制病院 補助基準額は日額26,310円×実施延日数 補助期間H11～。小児電話加算として、補助対象事業である小児救急電話相談事業に対し、補助基準額は日額14,838円×実施延日数 補助期間 小児電話加算H20～）。

## c 輪番制小児救急勤務医支援事業費補助金

小児科病院群輪番制病院が行う救急勤務医師に対する手当の支給を支援する（補助先 小児科病院群輪番制病院、補助率 10/10、補助基準額4,870千円、補助期間H24.1～）。

## d 小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業費補助金

小児救急患者のトリアージを担当する看護師を設置する医療機関に対して、看護師設置に必要な経費を補助する（補助先 小児科病院群輪番制病院、補助率2/3、補助基準額4,357千円、補助期間H22～）。

## e 小児救急電話相談事業委託料

夜間ににおける小児患者の保護者などを対象とした小児救急電話相談への対応を公益社団法人高知県看護協会に委託する（委託方法は随意契約）。

## f 小児救急医療啓発事業

小児救急医療啓発事業として講習会を実施しており、同講習会の講師報酬費（15,000円×16回）、その他事務費（旅費、需用費、役務費、講習会託児保険料）を支出している。なお、医療提供体制推進事業費補助金により、半分近くの金額が国庫補助金による。

## (エ) 監査の結果（意見あり）

a 補助金を交付する事業等について補助金交付要綱に則り交付されており、法令に基づき適正に実施されている。また、その他事業についても問題は見受けられなかった。

b 平日夜間小児急救センター等運営事業補助金、小児救急医療支援事業費補助金は平日夜間や救急医療を支援する費用であり、県民が安心して医療を受けるために必要なことは明らかである。高知県においても、対応した患者数についても、医療機関より報告を受け、適宜、医療機関と協議検討しており、適正に実施している。

c 小児科病院群輪番制病院が行う救急勤務医師に対する手当の支給は、前述のとおり、小児救急医療が高知県において維持するために、医師に対する手当として支給されるものである。そして、令和1年度においては、中央保健医療圏の小児科病院群輪番制の救急勤務医を設置する医療機関、5病院に4,020千円の補助金を交付し、令和2年度においては、5病院に3,970千円の補助金を交付している。令和1年度、令和2年度における勤務医師、輪番当直医師数は以下のとおりである。

	H25年度	R1年度	R2年度
勤務医師	38人	42人	43人
輪番当直医師数	27人	25人	24人

前ページの表のとおり、輪番当直医師数は維持することが出来ており、本事業の目標は達成しているものと評価できる。

d 小児救急患者のトリアージを担当できる看護師を設置する医療機関に対し、令和1年度においては4病院に合計3,399千円、令和2年度においては、5病院に合計4,266千円の補助金を交付している。

なお、小児救急トリアージとは、多数来院する小児の救急患者の中から、生命を脅かす病態にある患者を迅速に見分け、適切な治療場所へ誘導することを言う。救急医療相談センター等に小児救急患者の受け入れ要請の架電が入った際、看護師によるトリアージは不可欠である。よって、小児救急患者の対応としての医療体制を構築・維持するにあたってトリアージを担当できる看護師は不可欠であり、小児救急トリアージ担当看護師設置支援事業として、5病院による輪番体制維持に向け、看護師設置に対する必要な経費を支出する意義は大きいものと評価できる。

e （意見）小児救急電話相談事業である「こうちこども救急ダイヤル」の相談件数の推移は以下のとおりである。

こうちこども救急ダイヤル 一日当たりの平均相談件数			
H25年度	H28年度	R1年度	R2年度
11.6 件	12.2 件	11.5 件	7.2 件

こうちこども救急ダイヤルについて小児保護者等への周知として、高知県ホームページ、「小児救急対応ガイドブック」や市町村広報誌に情報を記載し周知を図っているほか（令和3年度において、「小児救急対応ガイドブック」は、市町村3,665部、子育て支援センター336部、病院、診療所等2,034部、保育園・幼稚園・託児所9,952部、合計15,987部を配布している）、相談件数が見込まれるゴールデンウィークや年末年始の直前時期に新聞広告を掲出するなどを行っており、かかる活動自体は評価できる。

本事業については、その性質上、毎年度又は毎月当たりの相談件数の設定が適さない分野といえる。もっとも、前記広報活動の結果、どの程度、県民に（特に子どもを養育する父母等）に認知されているのか等は不明であり、アンケート等により定期的に確認し、県民の認識

に沿った広報活動を実施すべきである（例えば、以下で述べる小児科医師による保護者を対象とした講演時にアンケートを実施する等）。

f 救急搬送患者や夜間の小児救急病院の受診者に軽症者が多いことから、適正受診の啓発が必要として、新聞、テレビ等のメディアを通じた広報及び小児科医師による保護者等を対象とした講習会を実施している。第7期高知県保健医療計画評価調査において下記の表のとおり、平成35年度（令和5年度）において小児救急搬送の軽症者割合を70%以下にすること、輪番病院深夜帯受診者（一日当たり）を6人以下とするという目標を設定している。

第7期高知県保健医療計画の進捗状況

	H28年度 (目標設定時)	R1年度	R2年度	H35年/R5年度 (目標)
小児救急搬送の 軽症者割合	75.3 %	76.4 %	73.6 %	70 %以下
輪番病院深夜帯 受診者（一日当 たり）		6.5人	5.7人	2.4人
				6人以下

前記目標達成に向けた広報として、令和1年度においては、①小児の急病時の対応などに関するDVDについて県内の保育園、幼稚園等へ活用の依頼、②保育所等へ厚生労働省作成の救急の日ポスターを配布、③急病対応あんしんカード等をイベント等で配布（合計約2,000枚）、④「必携！お子さんの急病対応ガイドブック」を保育園、幼稚園、子育て支援センター、市町村等で配布を実施し、令和2年度においては①、②、④の広報を実施している。

また、小児の急病時の対応などについての小児科医師による保護者を対象とした講演会については平成25年度から令和2年度まで以下のとおり実施している（実施年度は不明）。安芸福祉保健所管内9回、中央東福祉保健所管内24回、高知市内（医療政策課）28回、中央西福祉保健所管内13回、須崎福祉保健所管内22回、幡多福祉保健所管内2回。

上記広報活動の成果から、輪番病院深夜帯受診者（一日当たり）を

6人以下とするという目標については令和1年度に達成し、令和2年度については4.8人（882人）にまで減少している。

また、小児救急搬送の軽症者割合については、70%には至っていないが、令和1年度が76.4%、令和2年度が73.6%と減少傾向にある。

このように、広報活動の成果は出ており、今後も、講演活動等の広報を実施していくという計画は賛同できる。

#### ウ 助産師活用推進事業

##### (ア) 事業内容

医療機関で勤務する助産師が、周産期母子医療センターなどのリスクの高い分娩を扱う施設と正常分娩を多く扱う施設との間で交流することにより、助産実践能力を強化することを目的とし、双方のマッチングを図るものである。

##### (イ) 予算

（単位：千円）

助産師活用推進事業	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後（R4のみ当初予算）	435	156	342	342
1 助産師出向支援事業 (報償費)	117	0	54	216
2 助産師出向支援事業 (事務費)	15	10	19	126
決算額計	132	10	73	未確定

なお、医療提供体制推進事業費補助金により、国庫支出金が大半を占めている（令和4年度予算の内、国庫支出金が271千円、一般財源が71千円である）。

##### (ウ) 具体的事業内容

高知県助産師出向支援協議会等の運営会議に対する参加する謝金（一人1回につき9千円）及び出向元・出向先との調整、出向後の助産師の活動を支援するコーディネーター謝金（一人1回につき9千円）からなる報償費及び同事業を行うにあたっての事務費が計上されている。

#### (エ) 監査の結果

a 本事業は、平成27年度より厚生労働省が実施する「助産師出向支援導入事業」に基づく事業であり、法令に則り実施されている。

b これまでの実績は以下のとおりである。

平成30年度 1名出向 4カ月10日間（34名の介助）

令和1年度 3名出向 1人目 1カ月 4件の介助  
2人目 2カ月 8件の介助

3人目 3カ月 15名の介助

令和2年度 1名出向 13件の介助

令和3年度 1名出向予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響と出向元のスケジュールの都合によりキャンセル

助産師出向支援事業の意義は、①正常分娩の介助経験を積み重ねるのが困難な要因として、助産師が充足している病院では、若手助産師の分娩介助の教育的機会が助産学生の実習受入れにより減少する場合があり、その機会を確保する必要があったこと、②実習施設の確保のため、県内診療所においても、病院と同様の助産・母性看護学実習が受けられる体制の構築が必要のこと、③助産実践能力の評価認証制度である CLoCMI の認証等、助産師のキャリア形成に必要な分娩介助数が経験可能となる環境整備を推進することにあり、前述のとおり出向により正常分娩の介助経験を積み重ねることができておらず、介助能力の向上に資しているといえる。

本事業においては、出向元・出向先の医療機関等の意向が大きく左右される。高知県においても、毎年度、出向元・出向先等の医療機関に確認し、予算計上をしており、本事業の特殊性を踏まえた合理的な事業運営をしているものと評価できる。なお、本事業は、令和4年度から助産師の教育体制、質向上に関しては、周産期医療協議会等で検討できる仕組みがあることから、本事業は令和5年度に廃止される予定になっている。もっとも、子どもが安全に生まれるために助産師の存在意義は大きい。担当課にお

けるヒアリングにおいても、助産師の高知県内における偏在を確認できた。かかる観点から、助産師の県内における充足等の課題等に対応をしていく必要がある。

### 3 安心して子育てできる環境づくり、子育て家庭のリスクに応じた適切な支援

#### (1) 子ども・子育て支援事業

##### ア 事業の目的、内容

(ア) 「子ども・子育て支援新制度」は、我が国の子ども達や子育てをめぐる様々な課題を解決するために平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援などの量的拡充・質の向上を計画的に進めていく制度であり、平成27年4月より本格的に始まった。この制度への移行によって、保育所待機児童の解消に向けた取組や認定こども園制度の改善、地域の子育て支援の充実などを図っている。具体的な事業は市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付事業を実施している。

##### (イ) 教育・保育事業の給付の概要と仕組み

a 新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、この2つの給付制度に基づいて、各制度間で異なっていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等に対する財政支援の仕組みが共通化された。概要は以下のとおりである。



b 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

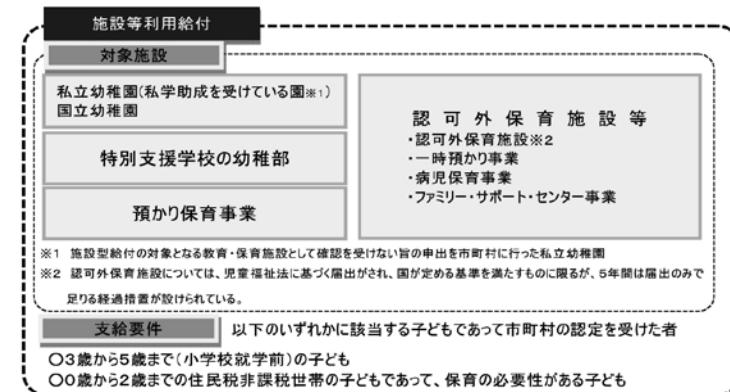
「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（※施設・事業者が代理受領）が行われる。

認定区分	給付内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども <small>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第1号〕</small>	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
2号認定子ども <small>満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第2号〕</small>	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
3号認定子ども <small>満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 〔子ども・子育て支援法第19条第1項第3号〕</small>	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

\* 教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

(ウ) 子育てのための施設等利用給付の概要

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園や認可外保育施設等であって市町村の確認を受けた施設を対象に、要件を満たした子どもが利用した際に費用が支給され、子育て家庭の経済的負担の軽減が図られている。



(エ) 子育てのための施設等利用給付の支援を受ける子どもの認定区分

「幼稚園（国立及び私学助成を受けている園）」「幼稚園の預かり保育」「認可外保育施設」等を利用してしている場合、施設等利用給付の対象となるため、以下の3つの認定区分が設けられている。

認定区分	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの（新1号認定子ども） <small>（第30条の4第1号）</small>	幼稚園 特別支援学校等
満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（新2号認定子ども） <small>（第30条の4第2号）</small>	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの（新3号認定子ども） <small>（第30条の4第3号）</small>	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(オ) 地域子ども・子育て支援事業

各市町村が地域の実情に応じて実施する次の事業についても新制度に

位置付けられ、市町村が主体となり、地域のニーズに応じた妊娠期から子育て支援の確保に向けて、計画的な取組が進められている。各事業の概要は以下のとおりである。

#### a 利用者支援事業

(a) 子ども又はその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

(b) この事業は、①基本型、②特定型、③母子保健型のいずれかの類型を選択して実施される。

①基本型とは、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する形態である。県内3市で実施されている。

②特定型とは、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する形態である。県内1市で実施されている。

③母子保健型は、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育儿に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する形態である。県内全ての市町村37カ所で実施されている。

#### b 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。具体的な内容としては、①子育て親子の交流の場の提供と交流促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）がある。

令和4年12月末時点での設置状況は、25市町村1広域連合50カ所

（うち休止中2カ所）である。同拠点が設置されていない4町村においては、子育て中の親子が身近に集うことのできる場として、あったかふれあいセンターなどの子育て支援の取組が行われている。

#### c 妊婦健康診査

母体や胎児の健康確保を図るために、妊婦に対して、a 妊娠週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、b 検査計測、c 保健指導を実施するとともに、妊娠期間を通して適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業である。母子健康手帳交付の際にあわせて交付される妊婦健康診査の受診券（公費負担14回分）により、「標準的な妊婦健診のスケジュール」に示される妊娠初期～23週、24週～35週、36週～出産までという期間ごとの望ましい時期に医学的な検査等が行われる。

#### d 乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育について相談に応じ、助言その他の援助を行う事業である。

具体的な支援内容としては、①育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、②子育て支援に関する情報提供、③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握、④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整がある。

同事業は、現在、独自で取り組んでいる市町村も含め県内全ての市町村において実施されている。

#### e 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業である。具体的には、家庭を訪問した上で、①妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援、②出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援、

③不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援、④児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援を行う。

同事業は、現在、独自で取り組んでいる市町村も含め県内全ての市町村において実施されている。

#### f 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業である。

具体的には、①保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、原則7日以内で児童の養育・保護を行うという短期入所生活援助（ショートステイ事業）と、②保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合や、その他の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるという夜間養護等（トワイライトステイ）事業がある。

令和3年度末時点で、県内の21市町村がショートステイ事業を実施している（但し、令和3年度に実施実績があるのは4市町のみ）。トワイライトステイ事業について実施があるのは高知市のみである。

#### g ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業である。

もっとも、ファミリー・サポート・センターの認知度はいまだ低く、また、提供会員側の預かりに対する不安感が先行しているという面も見受けられるところである。そのため、PR活動を通じて一層周知していくことと

もに、登録会員向けの講習会によって援助技術の向上を図ることが必要である。

令和4年12月末時点で、県内13カ所で実施されている。

#### h 一時預かり事業

(a) 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業である。第2種社会福祉事業として位置付けられ、以下の4つの事業類型がある。

①一般型：保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を預かる事業

②余裕活用型：保育所や認定こども園等で利用定員に達していない場合に、乳幼児を定員で受け入れる事業

③幼稚園型：幼稚園又は認定こども園において、1号認定の在籍園児の教育標準時間以上の利用の実施（園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可能）

④訪問型：児童の居宅において実施（障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合等、一定の要件に該当する者）

(b) 令和4年12月末時点で25市町村110カ所で一時預かりが実施されている。市町村のニーズ調査結果からは、子どもを一時的に預けた経験について「利用していない」との回答が約9割と多いものの、利用していない理由として「利用手続がわからない」との意見が約2割あることから、市町村には丁寧な周知が求められている。

#### i 延長保育事業

(a) 保育の必要性の認定を受けた子どもについて、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外において、認定こども園や保育所等で保育を実施する事業である。次の2つの事業類型がある。

- ①一般型：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施
- ②訪問型：居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超える時間や保育所等における延長保育の利用児童数が1名となった場合に、児童の居宅に訪問して事業を実施
- (b) 令和4年4月時点で、県内14市町村143カ所の保育所等で11時間を超える乳幼児の受け入れが実施されている。同143カ所のうち、閉所時間が19時以降は117カ所となっている。
- (c) 保育の必要な乳幼児に対する保育所等の利用時間については、「保育標準時間（11時間）」、「保育短時間（8時間）」の2通りの支給認定が行われており、いずれの場合も認定を受けた時間を超えて利用する場合には延長保育事業の対象となる。
- j 病児保育事業
- (a) 保育を必要としている乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの又は、病気の回復期ではあるものの集団保育が困難と認められるものを、病院や保育所等に付設された専門スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業である。以下の3類型による事業実施が可能である。
- ①病児・病後児対応型：病院・保育所に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施
- ②体調不良児対応型：児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応などを図る
- ③非施設型（訪問型）：地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅を訪問し、一時的に保育を実施
- (b) 令和4年12月末時点で、①病児・病後児対応型は9市町村21カ所

で、②体調不良児対応型は6市町76カ所で、③非施設型（訪問型）は実施されていない。

保護者のニーズが高い事業ではあるが、小児科医の不足などにより実施個所数が広がりにくい現状がある。また、感染症等の流行時期と利用者数が密接に関連するため、時期によって利用者が大きく増減し安定的な経営が難しいという側面がある。

#### k 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

(a) 労働等により昼間保護者が家庭にいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業時などに、小学校の余裕教室等を利用して発達段階に応じた適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業である。平成30年9月14日に策定された「新・放課後子ども総合プラン」を受け、一体型を中心とした放課後健全育成事業及び放課後子ども教室の計画的な整備が進められている。

(b) 令和4年4月時点で、放課後児童クラブは、高知市で90カ所、高知市以外の市町村1学校組合で96カ所と、計186カ所で実施されている。小学校における放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率は97.3%である。

#### l 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業である。

具体的には、①生活保護世帯に対して「日用品・文房具等に要する費用」が、②新制度に移行していない幼稚園の低所得世帯（第1～第3階層）及び第3子以降に対して「副食材料費に要する費用」が助成される。

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が開始したことにより、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助へと一部対象者の変更があったため、令和3年末時点では3市町にて実施されている。

## m 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ体制を構築する事業である。

具体的には、①市町村が新規参入事業者に対して、保育士 OB など事業経験のある者を活用した巡回支援等を行ったり、②健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助したりする。

令和3年度末時点では2市にて実施されている。

## イ 予算、目標等

## (ア) 予算

## a 令和4年度の事業全体予算額

35億6510万1000円

## 【過去3年度との対比】

・令和3年度予算：36億5177万5000円

(※同決算額は34億4409万9000円)

・令和2年度予算：36億4738万4000円

(※同決算額は35億6301万3000円)

・令和1年度予算：38億4426万4000円

(※同決算額は33億3694万2000円)

## b 個別の事業毎の予算内訳

## (a) 子どものための教育・保育給付費負担金(31億7565万円)

(cf 令和3年度予算：32億4425万9000円)

## i 施設型給付費等負担金(29億7221万3000円)

(cf 令和3年度予算：30億2897万8000円)

子ども・子育て支援法第67条第1項の規定により、特定教育・保育施設(国及び市町村が設置するものを除く)に係る施設型給付費及び特

例施設型給付費の支給に要する費用のおおむね 1/4 を負担する(負担先は市町村で、私立保育所、私立幼稚園、私立認定こども園分。公立分は一般財源化。)。

- ・根拠法令：子ども・子育て支援法第67条第1項
- ・予定対象経費：公定価格－国基準の利用者負担額
- ・予定徴収金：国基準の利用者負担額(私立保育所のみ)
- ・負担対象額：対象経費総額－徴収金
- ・負担割合：3歳以上⇒国1/2、県1/4、市町村1/4

満3歳未満⇒国 57.72/100、県 21.14/100、

市町村 21.14/100

## ii 地域型保育給付費等負担金(2億343万7,000円)

(cf 令和3年度予算：2億1528万1000円)

## (i) 地域型保育給付費等負担金(2億214万円)

(cf 令和3年度予算：2億1376万3000円)

子ども・子育て支援法第67条第1項の規定により、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用のおおむね 1/4 を負担する(負担先は市町村で、小規模保育事業・事業所内保育事業等分)。

- ・根拠法令：子ども・子育て支援法第67条第1項
- ・予定対象経費：公定価格－国基準の利用者負担額=負担対象額
- ・負担割合：3歳以上⇒国1/2、県1/4、市町村1/4

満3歳未満⇒国 57.72/100、県 21.14/100、

市町村 21.14/100

## (ii) 特例地域型保育給付費負担金(特例保育)(129万7,000円)

(cf 令和3年度予算：151万8000円)

へき地保育事業であり、子ども・子育て支援法第67条第1項の規定により、特例地域型保育給付費の支給に要する費用のおおむね 1/4 を負担する(負担先は市町村で、へき地保育所分)。

- ・根拠法令：子ども・子育て支援法第67条第1項
- ・予定対象経費：公定価格－国基準の利用者負担額=負担対象額

・負担割合：3歳以上⇒国1/2、県1/4、市町村1/4  
満3歳未満⇒国57.72/100、県21.14/100、  
市町村21.14/100

(b) 施設型給付費等補助金（1億8323万9000円）  
(cf 令和3年度予算：1億9147万6000円)  
子ども・子育て支援新制度へ移行する私立幼稚園及び私立認定こども園等の1号認定の子どもについての地方単独費用部分について補助する。  
・根拠法令：子ども・子育て支援法附則第9条第4項  
・補助先：市町村  
・補助率：県1/2、市町村1/2  
・補助対象経費：1号認定子どもに係る施設型給付費等のうち地方単独費用部分  
(公定価格の26.2%)  
公定価格×26.2%＝366,491,113円  
 $366,491,113 \times 1/2 = 183,246$ 千円  
⇒ ●私立幼稚園 55,318千円  
●私立認定こども園 127,921千円  
●私立保育所(特別利用保育) 0千円  
※上記3つの合計額は183,239千円となり、予算額183,246千円とは差額が生じるが、これは予算額が市町村への補助について千円未満を切り捨てとしているために生じる数字上の誤差である。

(c) 地域子ども・子育て支援事業費補助金（1億6,755万円）  
(cf 令和3年度予算：1億7005万4000円)

i 病児保育事業（1億2047万2000円）  
(cf 令和3年度予算：1億1963万6000円)  
・根拠法令：子ども子育て支援法  
・補助先：市町村  
・補助対象事業：病児保育事業の実施に要する経費  
・補助率：1/3(国1/3、県1/3、市町村1/3)

・補助基準額：  
(i) 病児対応型(利用児童数による比例計算)  
基本年額 7,041千円/1か所(うち改善年額 2,538千円/1か所)  
加算額 1,000～38,000千円/1か所  
(ii) 病後児対応型(利用児童数による比例計算)  
基本年額 5,189千円/1か所(うち年額 2,225千円/1か所)  
加算額 1,300～35,720千円/1か所  
(iii) 体調不良児対応型  
年額 4,499千円/1か所  
(iv) 非施設型(訪問型)  
基本年額 7,280千円/1か所  
(v) 普及定着促進費(病児対応型・病後児対応型)  
改修費 4,000千円/1か所  
礼金及び賃借料:600千円/1か所  
\*事業開始の前年度又は事業開始年度1回限り  
ii 延長保育事業（816万円）  
(cf 令和3年度予算：811万8000円)  
・根拠法令：子ども子育て支援法  
・補助先：市町村  
・補助対象事業：延長保育事業の実施に要する経費  
・補助率：1/3(国1/3、県1/3、市町村1/3)  
・補助基準額  
標準時間認定年額 300～6,465千円/1か所  
短時間認定年額 12.1～249.3千円/人  
iii 一時預かり事業（3800万6000円）  
(令和3年度予算：4135万1000円)  
・根拠法令：子ども子育て支援法  
・補助先：市町村

- ・補助対象事業：一時預かり事業の実施に要する経費
- ・補助率：1/3(国1/3、県1/3、市町村1/3)
- ・補助基準額：利用児童数による
  - (i)一般型
    - 1か所あたり 2,676千円 12か所
    - 3,024千円 17か所
    - 3,240千円 2か所
  - (ii)余裕活用型（日額）
    - @2,400円/人日
  - (iii)幼稚園型（日額）
    - 4H@400円/人日 99,195人
    - 8H@800円/人日 6,458人
    - 長時間 @100円/人日 4,684人
      - @150円/人日 33,366人
      - @200円/人日 1,179人
      - @300円/人日 11,773人
      - @450円/人日 4,880人
  - (iv)開設準備経費
    - 改修費等1か所あたり 4,000,000円
- iv 実費徴収に係る補足給付を行う事業（89万1000円）
  - (cf 令和3年度予算：92万8000円)
- ・根拠法令：子ども子育て支援法
- ・補助先：市町村
- ・補助率：1/3(国1/3、県1/3、市町村1/3)
- ・補助基準額：給食費4,500円/月、教材費・行事費等2,500円/月
- v 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)（2万1,000円）
  - (cf 令和3年度予算：2万1,000円)

- ・根拠法令：子ども子育て支援法
- ・補助先：市町村
- ・補助率：1/3(国1/3、県1/3、市町村1/3)
- ・補助基準額：対象児1名当たり 65,300円/月
- vi 子どものための教育・保育給付費過年度精算負担金（396万円）
  - (cf 令和3年度予算：413万1000円)
- ・根拠法令：子ども・子育て支援法第67条第1項
- ・負担先：市町村（私立保育所・私立幼稚園・私立認定こども園、小規模保育事業等分）
- ・負担割合：3歳以上国1/2、県1/4、市町村1/4
  - 満3歳未満国 56,835/100、県・市町村 21,5825/100
- vii 子育て支援施設等利用給付費負担金（2951万1000円）
  - (cf 令和3年度予算：3372万2000円)
- 子ども・子育て支援法第67条第2項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園、特別支援学校にあっては、国及び市町村が設置するものを除く。)に係る施設等利用費の支給に要する費用の1/4を負担する。
  - ・根拠法令：子ども・子育て支援法第67条第2項
  - ・負担先：市町村（認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業分）
  - ・予定対象経費：保護者の支払った利用料
    - (上限月額)
      - 認定こども園、幼稚園：25,700円
      - 預かり保育事業：11,300円
        - (3歳児未満にあっては 16,300円)
      - 認可外保育施設等：37,000円
        - (3歳児未満にあっては 42,000円)
    - ・負担対象額=予定対象経費

- ・負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4
- viii 子育て支援施設等利用給付費過年度精算負担金（294万1000円）
  - (cf 令和3年度予算：587万6000円)
  - ・根拠法令：子ども・子育て支援法第67条第2項
  - ・負担先：市町村（認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業分）
  - ・負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4
- ix 事務費（225万円）
  - (cf 令和3年度予算：225万7000円)
  - 幼児教育・保育の無償化に伴う事務費
  - ・根拠法令：安心こども基金条例
  - 【細目】
    - (i)健康診断委託料（1万円）
    - (ii)事務費（224万円）
      - 会計年度任用職員報酬（12月→12月）  
@126,000円×1人×12月
      - 会計年度任用職員職員手当等
      - 会計年度任用職員共済費
      - 会計年度任用職員通勤手当相当(旅費)
    - (iii)その他事務費（0円）
  - c 令和1年度から令和4年度までの予算並びに令和1年度から令和3年度までの決算額について一覧化すると次頁のとおりとなる。

	子ども・子育て支援事業	R1年度	R2年度	R3年度	(単位：千円) R4年度
1	全体事業費（予算額計/決定額）	3,844,264	3,647,384	3,651,775	3,565,101
2	子どものための教育・保育給付費負担金（施設型給付費等負担金）	2,923,907	2,942,285	3,028,978	2,972,213
3	子どものための教育・保育給付費負担金（地域型保育給付費等負担金）	215,512	206,591	215,281	203,437
4	施設型給付費等補助金	192,443	188,500	191,476	183,239
5	地域子ども・子育て支援事業費補助金（病児保育事業）	94,200	118,458	119,636	120,472
6	地域子ども・子育て支援事業費補助金（延長保育事業）	10,323	7,368	8,118	8,160
7	地域子ども・子育て支援事業費補助金（一時預かり事業）	33,920	36,558	41,351	38,006
8	地域子ども・子育て支援事業費補助金（実費徴収に係る補足給付を行う事業）	921	806	928	891
9	地域子ども・子育て支援事業費補助金（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）	43	0	21	21
10	子どものための教育・保育給付費過年度精算負担金	5,927	3,667	4,131	3,960
11	子育て支援施設等利用給付費負担金	19,003	51,486	33,722	29,511
12	子育て支援施設等利用給付費過年度精算負担金	—	—	5,876	2,941
13	子ども・子育て支援事業費補助金	348,065	88,883	—	—
14	事務費	0	2,782	2,257	2,250
	事業費（決算額計）	3,336,942	3,563,013	3,444,087	

#### (イ) 目標等

##### a 病児保育事業について

令和3年度時点で11市町村25カ所での実施となっている。平成31年4月時点では9市町村16カ所での実施であったため、拡大傾向にあるといえる。令和1年度時点で掲げられていた令和3年度到達目標は達成されている。

県の取組としては、①補助金による財政的支援及び②事業実施に必要な

人材の育成が行われてきた。後者については、子育て支援員研修や家庭的保育者認定研修などが実施されている。保護者のニーズに応じたサービスを提供する施設が増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。

#### b 延長保育事業について

令和3年度時点で14市町村140カ所での実施となっている。平成31年4月時点では13市町村136カ所での実施であったため、漸増している。令和1年度時点で掲げられていた令和3年度到達目標は達成されている。

県の取組としては、①補助金による財政的支援及び②事業実施に必要な人材の育成であり、この点は病児保育事業におけるものと異なるところはない。

令和4年度到達目標である14市町村140カ所も達成されている。

#### c 一時預かり事業について

令和3年度時点で25市町村110カ所での実施となっている。平成31年4月時点では24市町村100カ所での実施であったため、拡大傾向にあるといえる。令和1年度時点で掲げられていた令和3年度到達目標は達成されている。

県の取組については、前二者と異なるところはない。

令和4年度到達目標は26市町村110カ所であり、実施市町村数の達成は目前である。

#### ウ 監査の結果（意見あり）

- (ア) 事業実施状況について問題点は見受けられない。
- (イ) 最も事業費が大きい施設型給付費等負担金について、過去6年度の推移は次のとおりとなる。

○施設型給付費等負担金の推移(過去6年度)

H28年度	カ所数	年間延べ人 数(人・月)	対象経費 ①	利用者負担額 ②	差引負担基本額 (①-②)③	要国費負担額 ③×1/2	要県費負担額 ③×1/4
当初	202	168,719	11,564,965,457	3,331,210,064	8,233,755,393	4,116,877,696	2,058,438,848
実績		169,311	12,241,285,993	3,020,193,200	9,221,092,793	4,610,546,396	2,305,273,198
差引き (実績-当初)		592	676,320,536	▲ 311,016,864	987,337,400	493,668,700	246,834,350

H29年度	カ所数	年間延べ人 数(人・月)	対象経費 ①	利用者負担額 ②	差引負担基本額 (①-②)③	要国費負担額 ③×1/2	要県費負担額 ③×1/4
当初	241	170,324	11,800,693,295	3,320,913,969	8,479,779,326	4,239,889,663	2,119,944,831
実績		171,702	12,862,107,935	3,053,559,325	9,808,548,610	4,904,274,305	2,452,137,152
差引き (実績-当初)		1,378	1,061,414,640	▲ 267,354,644	1,328,769,284	664,384,642	332,192,321

H30年度	カ所数	年間延べ人 数(人・月)	対象経費 ①	利用者負担額 ②	差引負担基本額 (①-②)③	要国費負担額 ③×1/2 ③×0.52875/100	要県費負担額 ③×1/4 ③×0.235625
当初	221	171,282	12,897,063,266	3,076,924,196	9,820,139,070	4,910,069,535	2,455,034,767
実績		171,111	13,080,351,575	3,096,689,645	9,983,661,930	5,189,788,820	2,396,936,555
差引き (実績-当初)		▲ 171	183,288,309	19,765,449	163,522,860	279,719,285	▲ 58,098,212

R1年度	カ所数	年間延べ人 数(人・月)	対象経費 ①	利用者負担額 ②	差引負担基本額 (①-②)③	要国費負担額 ③×1/2 ③×0.552	要県費負担額 ③×1/4 ③×0.224
当初※	224	175,195	13,517,353,681	2,185,409,705	11,331,943,976	5,861,469,968	2,930,734,977
当初(本来額)							2,735,236,985
実績		167,803	13,459,460,836	2,215,771,430	11,243,689,406	5,976,765,036	2,633,462,185
差引き (実績-当初)		▲ 7,392	▲ 57,892,845	30,361,725	▲ 88,254,570	115,295,068	▲ 101,774,800

※当初予算編成時に、要県費負担額の算定(割合)が誤っていた。

R2年度	カ所数	年間延べ人 数(人・月)	対象経費 ①	利用者負担額 ②	差引負担基本額 (①-②)③	要国費負担額 ③×1/2 ③×0.56835	要県費負担額 ③×1/4 ③×0.215825
当初	222	170,832	13,764,468,059	1,283,459,885	12,481,008,174	6,596,438,936	2,942,284,599
実績		165,741	13,777,740,223	1,257,356,790	12,520,383,433	6,724,252,474	2,898,065,470
差引き (実績-当初)		▲ 5,091	13,272,164	▲ 26,103,095	39,375,259	127,813,538	▲ 44,219,129

R3年度 ※精査中	カ所数	年間延べ人 数(人・月)	対象経費 ①	利用者負担額 ②	差引負担基本額 (①-②)③	要国費負担額 ③×1/2 ③×0.5772/100	要県費負担額 ③×1/4 ③×0.2114
当初	214	174,825	14,381,499,156	1,312,668,460	13,068,830,696	7,010,876,207	3,028,977,223
実績							
差引き (実績-当初)							

毎年、人事院勧告により公定価格が増額しており、それに伴い対象経費も増額している。他方で、ひとり親世帯等の低所得世帯に対する段階的無償化の影響もあり、利用者負担額は減額傾向にある。利用者負担額については、多子減額制度（第2子半額、第3子無料）もあり、県民が利用しや

すい制度設計となっている。施設型給付の重要性に鑑みれば、経費の削減を目指すべき事業分野とは思われない。むしろ、多子減額制度については、第2子以降の保育料を完全無料化している他の市町村（たとえば、兵庫県明石市）もあるところであり、第2子半額を第2子以降完全無償化する方向性へ進むことが望ましい。

（ウ）（意見）病児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業などでは、KPIとしてこれら事業の「実施箇所数」という指標が用いられている。

確かに、実施箇所数が多いことは県民の側からすればこれら事業へのアクセス可能性を高めるものであるため、有用な指標といえる。

しかし、他方で、実施箇所数のみ拡大したものの県民の利用数が伸びないなどの事態が生じないよう、県民の利用実態の側面に着目した目標管理・効果測定も行われてよいのではないかと思われる。

## （2）地域子育て支援推進事業

### ア 事業の目的、内容

（ア）妊娠・出産・子育てのための環境整備や子育ての負担軽減など、地域における妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を実施する。

（イ）具体的な事業内容は以下のとおりである。

a パパ・ママの妊娠・出産・子育て応援サイトである「こうちプレマnet」の保守等

#### （a）子育て支援ポータルサイト保守委託

・委託内容：こうちプレマnetの保守

・委託先：(株)シティネット

・契約方法：随意契約（プレマnetの保守・運営には、同事業者が有する独自プログラムが必要であり、同プログラムの著作権の関係により随意契約となっている。）

#### （b）子育て支援ポータルサイト改修等委託

・委託内容：こうちプレマnetの改修及びチラシ・ポスターの印刷発送

・委託先：改修⇒(株)シティネット

印刷発送⇒川北印刷（株）

・契約方法：プロポーザル、随意契約

・財源：地域少子化対策重点推進交付金

#### （c）子育て支援ポータルサイト相談等委託

・委託内容：こうちプレマnet「プレママ相談」でのメール、電話相談への対応及びコンテンツの修正

・委託先：(一社)高知県助産師会

- ・契約方法：随意契約
- ・財 源：母子保健医療対策等総合支援事業費補助金、地域少子化対策重点推進交付金
- b 子育て支援員の能力向上に資する研修等の実施
  - (a) 子育て支援員研修
    - ・委託内容：子育て支援員専門研修(地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、ファミリー・サポート・センター事業)、地域子育て支援センター施設長研修及び地域子育て支援センター職員へのフォローアップ研修
    - ・委託先：(福)高知県社会福祉協議会
    - ・委託方法：随意契約
  - (b) 子育て支援員フォローアップ研修
    - ・委託内容：利用者支援事業の専任職員等を対象とした子育て支援員フォローアップ研修の実施
    - ・委託先：NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
    - ・委託方法：随意契約
    - ・財 源：子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金
- c 地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施
  - ・委託内容：子育てサークル等の地域資源を活用し、地域で気軽に不安や悩みを相談できる支援者の育成や交流の場づくりなど、子育て支援サービスの充実を図るための子育て講座等の実施を図るための子育て講座等の実施
  - ・委託方法：随意契約
  - ・財 源：地域少子化対策重点推進交付金

- d パパが子育てをするときに参考になるような内容を掲載した啓発冊子である父子手帳の作成等
  - ・委託内容：高知県版父子手帳の増刷及び発送
  - ・委託先：(株) 高知新聞総合印刷
  - ・委託方法：随意契約
  - ・財 源：地域少子化対策重点推進交付金
- e 本県における子育て支援事業（子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター等）を紹介する動画を作成し、シネコン CM、SNS、デジタルサイネージ等を利用した広報活動
  - ・委託内容：子育て支援事業(子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター等)を紹介する動画を作成し、シネコン CM や SNS、デジタルサイネージ等による広報により、広く県民に周知する。
  - ・委託先：(株) 高知広告センター
  - ・委託方法：プロポーザル
  - ・財 源：地域少子化対策重点推進交付金
- f-1 地域子ども・子育て支援事業費補助金の支出
  - 子ども・子育て支援法に規定する以下の地域子ども・子育て支援事業に對して補助を行う（補助先は市町村）。
    - ①地域子育て支援拠点事業
    - ②利用者支援事業
    - ③子育て短期支援事業
    - ④乳児家庭全戸訪問事業
    - ⑤養育支援訪問事業

- ⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  
 ⑦特例措置分（新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮した相談支援体制強化事業、新型コロナウイルス感染症対策支援事業、ICT化推進事業）

上記事業に対する補助率は、利用者支援事業が1/6以内（国2/3、県1/6、市町村1/6）であり、他の事業が1/3以内（国1/3、県1/3、市町村1/3）である。

⇒ 根拠法令：子ども・子育て支援法

#### f-2 地域子育て支援拠点環境改善事業費補助金の支出

地域子育て支援拠点の環境改善を図る事業に対して補助する（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）。

・補助率：3/4以内（国1/2、県1/4、市町村1/4）。但し高知市は1/2以内（国1/2、市1/2）

・補助先：市町村

・財源：児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金

#### g 地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金の支出

全ての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めるために市町村や団体・企業等が行う以下の子育て支援の取組みに対して補助する（補助先は市町村等）。

- ①利用者支援専門員育成事業
- ②施設整備事業
- ③環境整備事業
- ④高知版地域子育て支援センター事業
- ⑤市町村等が民間団体等と連携したネウボラ推進事業
- ⑥子育て支援センターによるネウボラ推進事業

- ⑦スキルアップ及び人材育成事業  
 ⑧市町村等が地域の実情に応じて実施する子育て支援に資する事業  
 ⑨高知家の出会い・結婚・子育て応援団が行う子育て支援に資する事業  
 ⇒ 上記事業に対する補助率は、1/2～10/10以内である。

イ 事業費（予算）、決算

##### （ア）地域子育て支援推進事業の全体事業費

a 令和4年度予算額

1億4487万7000円

##### 【過去3年度との対比】

・令和3年度予算：2億1932万6000円

（※同決算額は1億3987万9000円）

・令和2年度予算：1億5814万1000円

（※同決算額は1億4482万2000円）

・令和1年度予算：1億4623万4000円

（※同決算額は1億2920万6000円）

##### b 個別の事業毎の予算内訳

(a) インターネットホームページ保守等委託料

1112万2000円（cf 令和3年度予算：233万6000円）

(b) 子育て支援員等研修事業委託料

177万1000円（cf 令和3年度予算：177万5000円）

(c) 子育て講座等実施委託料

618万2000円（cf 令和3年度予算：579万3000円）

- (d) 父子手帳作成等委託料  
30万3000円 (cf 令和3年度予算：44万9000円)
- (e) 広報委託料  
566万9000円 (cf 令和3年度は予算計上なし)
- (f) 地域子ども・子育て支援事業費補助金  
9408万3000円 (cf 令和3年度予算：1億5925万7000円)
- (g) 地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金  
2107万3000円 (cf 令和3年度予算：4208万7000円)
- (h) 事務費  
467万4000円 (cf 令和3年度予算：936万7000円)

## ウ 目標

(ア) こうちプレマ netへの年間アクセス数は、令和2年度時点では8万2514件であった（※Google アナリティクスによるモニタリング）。令和3年度の年間アクセス数は9万3666件であり増加傾向にある。令和4年度は年間アクセス数12万件が到達目標とされている。

なお、こうちプレマ net内では、公式LINEも運営されているところ、令和5年1月時点で同LINE登録者数は200人程度にとどまっている。

(イ) 地域子育て支援センターの機能強化に関して、妊婦の利用がある地域子育て支援センターの割合は、令和3年度時点では「59.2%」であり、同年度の到達目標である「60%」には至っていない。妊婦の利用がある地域子育て支援センターは、コロナ禍の影響もあり、令和3年度時点で29カ所であり令和2年度から横ばいとなっている。しかし、妊婦の利用者数自体は前年度から100人程度増加している。

令和4年度は「70%」が到達目標として掲げられており、子育て支援サービスの認知度向上に向けたデジタルプロモーションの実施など地域子育て支援センターの一層の機能強化を目指されている。

## エ 監査の結果（意見あり）

- (ア) 平成29年度までは、利用者支援事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業については、要望額調査が行われていなかったため、当初予算額と交付決定額に乖離が生じる傾向があったが、平成30年度からは要望額調査が実施されることになったため問題は解消された。
- (イ) 子育て短期支援事業は、交付決定額に対して執行率が低い事業であるが、これは事業の性質が緊急時対応であり必ずしも事業が実施されるわけではないためである。例年、執行率は他の事業に比べて低めに推移している。
- (ウ) 乳児家庭全戸訪問事業は、実施市町村の中で高知市が圧倒的に事業規模が大きいため、高知市の実績によって執行率が左右される傾向がある。
- (エ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、実施市町村の全てが少額の事業展開を行っているため、少しの金額でも交付決定額及び執行率が変化しやすい。
- (オ) 地域子育て支援拠点事業は、令和2年以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域子育て支援センターのような場所の利用自体が控えられていた。そのため、目標数値に到達しなかったことはやむを得ない面がある。
- (カ) (意見) 令和2年度高知県民意識調査において、高知県の少子化対策の取組についての認知度や関心度は非常に低いことが確認されている。具体的には、高知県が行っている少子化対策の取組についての情報発信に関しては、「知らない」が61.3%と最も高く、「知っている」の24.3%より37ポイント高くなっている。子育て情報についての情報発信を担うべきこうちプレマ netですら、「関心がない」が46.2%、「関心がある」が活用したことがないが11%であり、これら合計は57.2%にも上る。

先に見たとおり、令和3年度のこうちプレマ netの年間アクセス数は9万3666件にとどまっており、令和4年度は年間アクセス数12万件

が到達目標とされている。月間に引き直すと1万PV以下ということになるが、月間1万PV以下の閲覧数というのは、アマチュアブログレベルの数字である。単純に比較できるものではないが、民間のママ向け情報サイトには月間1億PVを超えているものもある中で、こうちプレマnetの年間アクセス数は伸び悩んでいると見ざるを得ない。少子化対策・子育て支援において、対策事業の内容面の充実はもちろんあるが、事業の存在自体を認知してもらうための対策は不可欠であり、この点の一層の充実が求められる。また、こうちプレマnetでしか得ることができない情報の発信量を増やすなど、地域密着の方向性を強く打ち出すことにより他サイトとの積極的差別化を図っていくことも有益である。

### (3) 保育サービス促進事業

#### ア 事業の目的、内容

##### (ア) 保育サービス等推進総合補助金

子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援推進行動計画等の地域計画を円滑に推進するため、地域のニーズに応じた保育サービスの充実に関する事業に要する経費を補助する。具体的には、次の2事業がある。

###### a 低年齢児保育促進事業

3歳未満児の保育のための保育士をあらかじめ加配し、待機児童解消のために年度途中の乳幼児の受入れを促進する。

- ・補助先：市町村（高知市除く）
- ・補助率：県1/2、市町村1/2
- ・補助基準額：1,071,840円/1ヵ所
- ・補助要件：(1)年度途中の0～2歳の入所児数が3名以上の見込み

###### (2) 0～2歳児クラスの配置基準にプラス1名配置

###### b 家庭支援推進保育事業

家庭環境等に特別な配慮が必要な児童への家庭訪問や地域連携等を実施するために必要な専任の保育士を配置し、入所児童の処遇向上を図る。

- ・補助先：市町村
- ・補助率：県1/2、市町村1/4以上
- ・補助基準額：2,143,680円/1名
- ・補助要件：(1)事業実施にあたり、日誌等による進捗管理を行うこと

###### (2) 担当保育士が、関連する研修を受講できるよう便宜を図ること

(3)私立施設に対しての補助は、市町村への間接補助の形態で行う。

(イ) 多機能型保育支援事業費

保育所等を中心とした地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、保育所等の子育て支援機能を強化し、子育て家庭を地域で見守り、支えあう、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を推進する。

イ 予算、目標等

(ア) 予算

a 令和4年度の事業全体予算額

6922万0000円

【過去3年度との対比】

・令和3年度予算：6774万1000円

(※同決算額は6503万2560円)

・令和2年度予算：6325万3000円

・令和1年度予算：8014万0000円

b 個別の事業毎の予算内訳

(a) 保育サービス等推進総合補助金（5948万8000円）

(cf 令和3年度予算：5680万8000円)

(b) 多機能型保育支援事業費（973万2000円）

(cf 令和3年度予算：1093万3000円)

i 多機能型保育支援事業費補助金

・補助先：保育所、小規模保育事業者

・補助率：(私立)定額、(公立)1/2

・補助基準額

保育所：10千円、50千円、150千円/月

小規模保育事業所：8千円、40千円、100千円/月

ii 多機能型保育支援事業委託料

・委託内容：多機能型保育支援事業全体の業務支援を行う。

・委託先：特定非営利活動法人NPO高知市民会議

・契約方法：随意契約

(イ) 目標等

a 保育サービス等推進総合補助金のうち、①低年齢児保育促進事業については、低年齢児の保護者が年度途中に保育所等への入所を必要とする場合に、スムーズに保育所に受け入れられることが事業目標であり、②家庭支援推進保育事業については、家庭支援推進保育士による個別の支援を充実させることにより、配慮が必要な子どもの処遇及び保護者の子育て力が向上することが事業目標とされている。いずれの事業についても、具体的な数字がKPIとして設定されたりはしていない。

b 多機能型保育支援事業については、就園・未就園にかかわらず、身近な場所で子育て支援が受けられるよう環境を整備するため、園庭開放や子育て相談の取組を一定回数以上実施する保育所を「多機能型保育事業所」として支援する。具体的には、①補助金による財政的支援、②NPO法人による補助事業全般への支援、③全園を対象にした園庭開放及び子育て相談の実施状況の調査を行う。

令和1年時点での「園庭開放又は子育て相談の実施率」についての令和3年度到達目標は97%に設定されていたが、令和3年度の実績は96.2%であり、到達目標にはやや届いていない。もっとも、大多数の保育所において、園庭開放や子育て相談の場が提供されているといえる。

「多機能型保育支援事業の実施箇所数」については、令和3年度到達目標は25カ所に設定されていたが、令和3年度の実績は17カ所にとどまり、目標達成には至っていない。

#### ウ 監査の結果

(ア) 県内の待機児童数は、平成29年度以降おおよそ次のとおり推移している。全体としての県内の子どもの数自体減少しているという現状もあるため、「児童数」という尺度のみで必ずしも全体を評価することはできないが、待機児童の絶対数が減少していることは間違いない、低年齢児保育促進事業については一定成果が上がっていると評価できる。

	4/1時点待機児童数	1/1時点待機児童数
H29年度	73	353
H30年度	51	267
R1年度	35	243
R2年度	28	127
R3年度	12	96
R4年度	4	

(イ) 家庭支援推進保育事業については、県内の家庭支援推進保育士設置状況はここ3年ほど横ばいの状況にある。

#### 県単独補助事業による配置状況

県単	R2	R3	R4(予算ベース)
	42名(13市町・41施設)	44名(13市町・43施設)	43名(13市町・42施設)

(ウ) 多機能型保育支援事業については、事業の必要性についての理解は進んでいるものの、従来の補助要件がクリアできない保育所があつたり、あるいは、施設の本来業務の多忙等から実施を見送るケースなども多いようであり、目標達成が必ずしも容易ではないように見受けられる。

しかし、令和3年度に目標到達しえなかつた原因についての分析を受け、令和4年度には①補助要件の緩和、②必要性の高い保育所等での事業実施について、市町村や保育所等への個別訪問により働きかけを行うなどの具体的対策が掲げられており、適正な実施が試みられているといつてよい。

#### (4) ファミリー・サポート・センター事業

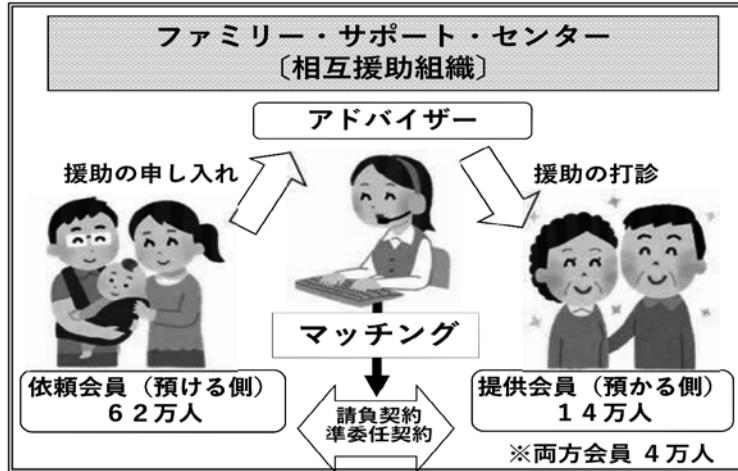
##### ア 事業の目的、内容

働きながら子育てができる環境の整備、特に仕事の都合による一時預かりなどのニーズに柔軟に対応できる子育て支援の充実は、女性の活躍・少子化対策の両面で有効と考えられる。ファミリー・サポート・センター事業は、こうしたニーズに対応するための地域の支え合いによる子育て支援の仕組みである。乳幼児や小学生等の児童の子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関して、連絡・調整を行う事業である。

事業の実施主体は市町村であり、県は、市町村によるファミリー・サポート・センターの設置及び運営を財政的に支援するとともに、利用会員の増加に向けて同センターの広報や支援員の研修を実施している。

現在は、高知市(H16.10～)、佐川町(H28.2～)、香南市(H28.11～)、南国市(H29.10～)、安芸市(H29.12～)、香美市(H30.8～)、いの町(H30.10～)、須崎市(H31.3～)、仁淀川町(H31.4～)、四万十市(R1.7～)、四万十町(R2.7～)、大月町(R3.1～)、土佐清水市(R3.10～)の計13カ所にセンターが設置されている。

サービス提供会員数は、令和2年度 858人⇒令和3年度 906人⇒令和4年12月末時点 940人と、確実に増加している。



注) 会員数は、R3年度の国々の状況

イ 事業費

(ア) 全体事業費

令和4年度予算：3663万8000円

(cf 令和3年度予算：3654万7000円)

(イ) 個別事業毎の事業費

a ファミリー・サポート・センター広報事業

ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るため、テレビ・新聞・イベント等を利用した広報を実施

令和4年度予算：332万3000円

(cf 令和3年度予算：327万9000円)

b 職員研修負担金（ファミリー・サポート・センター全国アドバイザー研修参加費負担）

令和4年度予算：3万円

(cf 令和3年度予算：3万円)

c ファミリー・サポート・センター運営費補助金

令和4年度予算：3199万9000円

(cf 令和3年度予算：3193万6000円)

・根拠法令：子ども・子育て支援法附則第10条

・補助先：市町村

・補助率：1/3(県)(国は1/3を直接補助)

高知版取組加算2/3

預かり場所施設整備等1/2

提供会員活動促進定額(5千円)

・補助期間：令和4年度

d 事務費

128万6000円

ウ 目標等

目標達成の指標は、「ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数」とされ、令和3年度到達目標は840人であったところ、令和3年度は906人と、提供会員数は目標を超えており順調に推移している。令和6年度までの目標としては提供会員数1200人が設定されている。

エ 監査の結果（意見）

ファミリー・サポート・センター事業に賛同し、サービスを提供したいと考える提供会員数は、上記のとおり順調に増加しているといえる。

しかしながら、同事業については利用実態面からの検討も行われるべきである。すなわち、過去3年のファミリー・サポート・センター活動件数は、

令和2年度6,877件⇒令和3年度9,740件⇒令和4年12月末時点5,996件と推移しており、令和4年度は前年の利用件数を下回る見込みが高い。現在同事業について各種広報が進められているところではあるが、いまだファミリー・サポート・センターの認知度自体は決して高いとはいえない。また、提供会員の資質向上に向けた手当はなされているものの、利用ニーズはあるものの不安感が先行して利用を控えるという事態が生じないよう、適切な広報の充実や、提供会員に対する教育機会の一層の充実が求められよう。

## (5) 新・放課後子ども総合プラン推進事業

#### ア 事業の目的、内容

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う子どもたちを育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう子どもたちの活動拠点（居場所）を設け、支援員等による育成支援や幅広い地域住民等の参画により、生活習慣の獲得や学習習慣の定着、社会性の習得など子どもたちの成長を支える活動を推進する。

県としては、実施主体である市町村等に対し、市町村の計画や国・県の実施状況調査結果を踏まえて、市町村等への財政支援、人材育成研修の実施等を行っている。



#### イ 事業費（予算）、決算

(ア) 全体事業費

令和4年度予算：6億0920万7000円

(cf 令和3年度予算：6億6319万8000円)

(決算額)

- ・令和3年度決算：5億8200万2000円
- ・令和2年度決算：5億3663万円
- (イ) 個別の事業費
  - a 放課後子ども教室推進事業費補助金
    - 令和4年度予算：1億6721万7000円
      - (cf 令和3年度予算：1億6306万4000円)
    - (内訳)
      - (a) 放課後子ども教室推進事業（※R4は小学生対象147ヵ所）
        - 1億6434万6000円
          - ・補助先：市町村
          - ・補助率：2/3(国1/3、県1/3)、1/3(県1/3)
        - (b) 放課後学びの場充実事業
          - 254万2000円
            - ・補助先：市町村
            - ・補助率：次の①②③④は1/2
            - ・上限：①は900千円、②③④は600千円
            - ・補助対象：①学習支援者謝金
              - ②食育学習経費
              - ③発達障害児等支援
              - ④防災対策経費
          - (c) 放課後子ども総合プラン利用促進事業
            - 32万9000円
              - ・補助先：市町村(中核市を除く)
              - ・補助率：1/2
              - ・補助対象：就学援助を受けている児童等の保護者利用料を減免した場合の経費
      - b 放課後児童クラブ推進事業費補助金
        - 令和4年度予算：4億4199万円
          - (cf 令和3年度予算：4億4834万5000円)
        - ・根拠法令：児童福祉法第6条の3、子ども・子育て支援法第59条
        - (内訳)
          - (a) 放課後児童クラブ推進事業

- 4億2821万8000円
- ・補助先：市町村
- ・補助率：1/3
- ・補助基準額：2,031千円～4,672千円
- (b) 放課後学びの場充実事業
  - 525万円
    - ・補助先：市町村(中核市を除く)
    - ・補助率：次の①②は1/2
    - ・上限：①600千円、②200千円
    - ・補助対象：①発達障害児等支援、②防災対策経費
  - (c) 放課後子ども総合プラン利用促進事業
    - 774万1000円
      - ・補助先：市町村(中核市を除く)
      - ・補助率：1/2
      - ・補助対象：就学援助を受けている児童等の保護者利用料を減免した場合の経費(上限：月6,000円/人)
  - (d) 放課後児童クラブ開設時間延長支援事業
    - 78万1000円
      - ・補助先：市町村(中核市を除く)
      - ・補助率：1/2
      - ・補助対象：開設時間を延長した場合に必要となる運営費等
  - (e) 放課後児童対策支援事業
    - 終了廃止

#### ウ 目標等

- (ア) 令和5年度までに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の設置校率（小学校）：100%
  - ⇒ 令和4年度時点で達成率97.3%
- (イ) 令和5年度までに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室における学習支援の実施率（小学校）：100%
  - ⇒ 令和4年度時点で達成率97.2%

**エ 監査の結果（意見）**

本報告書前半で触れている、子どもを持たない（持てない）理由について、子育てや教育に対する金銭的負担が第1位となっていた。この問題を解消するためには、子育てや教育に要する費用を減らす方向性と、子育て世帯の収入を増やす方向性が考えられる。現状の当該事業は、このうち主に後者に資するものといえる。子育てのために仕事を時短にせざるを得ない結果収入の減少につながるなど、子どもを持つことによって生じ得る経済的負担を回避する上で、当該事業の有用性は相当程度高い。

ここに、前者の視点（子育てや教育に要する費用を減らす方向性）を加味できないであろうか。県民に「子どもを育てながら働くことができる」という実感をより効果的に持たせるため、県は、放課後子ども総合プラン推進事業の利用を市町村に対して積極的に促し、放課後児童クラブの保護者負担軽減を図っていく必要がある。そして、将来的には、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の双方につき、利用料にとどまらず飲食物代などの実費も含めた全面無償化を実現することが理想であろう。

**(6) 子どもの居場所づくり推進事業****ア 事業の目的、内容**

子ども食堂等の開設及び運営に関する経費の助成や手引書の作成・配布などを通じて、子どもの居場所づくりを推進する。

**(ア) 子ども食堂支援事業委託料の支出**

- ・委託内容：子どもの居場所づくり推進コーディネーターを配置し、

- 以下の業務を実施

- ①立ち上げ・運営支援

- ②人材の確保(スタッフ養成講座の開催 4回)

- ③食材提供支援の仕組みづくり、食材支援情報の提供、  
食材配送の調整

- ④子ども食堂相互が情報交換する場の提供(子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催 4回)

- ⑤居場所を必要とする子どもをつなげる取組

- ⑥子ども食堂シンポジウムの開催(1回)

- ・委託先：(福)高知県社会福祉協議会

- ・契約方法：随意契約

- ・財 源：地域子供の未来応援交付金

**(イ) 子ども食堂支援事業費補助金の支出**

- ・補助先：民間団体等

- ・補助率：定額

- ・補助対象事業：子ども食堂の立ち上げ・運営事業費

- ・財 源：高知県子ども食堂支援基金

**イ 事業費****(ア) 全体事業費**

令和4年度予算：2285万2000円

(cf 令和3年度予算：1790万7000円)

**(イ) 個別事業費****a 子ども食堂支援事業委託料**

令和4年度予算：858万円

(cf 令和3年度予算：814万1000円)

**b 子ども食堂支援事業費補助金**

令和4年度予算：1399万3000円  
 (cf 令和3年度予算：949万8000円)

c 事務費  
 (a) 報償費（寄附感謝状用額縁）  
 1万5000円  
 (b) その他事務費  
 26万4000円

ウ 目標等  
 令和3年度時点でこども食堂設置数は95が目標値とされていたところ、同年度の到達数は88であった。  
 令和4年度到達目標としては設置数110が掲げられている。

エ 監査の結果  
 特になし。

#### 4 働きながら子育てできる環境づくり～ワークライフバランスの推進

##### (1) ワークライフバランス推進事業

###### ア 事業の目的、内容

労働者が、「仕事」と育児、介護、趣味、学習、地域活動など「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方の実現に向け、ワークライフバランスの推進に積極的に取り組む企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証する「ワークライフバランス推進企業認証制度」を普及させる事業である。認証の対象部門は以下の5部門。

- (ア) 次世代育成支援部門（子育て支援に取り組む企業を認証）H19新設、少子化対策につながる部門
- (イ) 介護支援部門（介護と仕事の両立支援に取り組む企業を認証）H29新設
- (ウ) 年次有給休暇の取得促進部門（年休の取りやすい職場環境づくりなどに取り組む企業を認証）H30新設、少子化対策につながる部門
- (エ) 女性の活躍推進部門（女性がいきいきと働く職場環境づくりに取り組む企業を認証）H30新設、少子化対策につながる部門
- (オ) 健康経営部門（従業員の健康増進に取り組む企業を認証）H30新設

部門毎に認証要件を定めている。例えば次世代育成支援部門であれば過去5年間に一定数の育児休業を取得し業務に復帰していること等である。

なお、労働者の側だけでなく使用者たる企業側にも、①企業イメージアップになり、人材確保の面で有利に働く、②高知県の建設工事の入札参加資格審査で評価点が加算される、③認証企業を対象とした低利の県融資制度がある。商工中金では認証された中小企業を対象とした融資制度がある、④労働局発行の企業情報誌「WANT」に掲載される場合には、認証企業である旨の表示ができる、等のメリットを用意し、広報することで認証企業数の増加を図っている。

多くの企業の認証取得を促すため、「高知県ワークライフバランス推進アドバイザー」（社会保険労務士）を配置し、認証制度の説明、認証企業のPR、企業内の規定整備の助言、認証にかかる申請書類の審査、一般事業主行動計画策定の支援等を行う。

イ 事業費（予算額）、決算

（単位：千円）

ワークライフバランス推進事業 (雇用労働政策課)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後（R4のみ当初予算）	11,614	12,494	10,448	14,648
ワークライフバランス推進事業 委託料	11,614	12,494	10,448	14,648
決算額計	11,017	12,076	9,597	未確定

ウ 委託先、契約方法その他

（ア）委託先

- ① 令和2年度 （公財）高知県産業振興センター（随意契約）
- ② 令和3年度 （公財）高知県産業振興センター（随意契約）
- ③ 令和4年度 （株）タスクール Plus。香川、岐阜、福岡労働局で働き方改革推進支援センター事業等関連事業の受託実績あり。
- ④ 令和4年度よりプロポーザル方式に変更（4月、5月は県直営で、6月より委託）。応募は2者であった。

（イ）契約方法

- a. 随意契約

エ 目標、結果、評価等

（ア）目標と結果

	R1	R2	R3	R4
累計（社）	288	356	425	441
新規（社）	71	69	73	17
更新（社）	76	62	76	37
部門追加（新規除く）	28	21	24	14
部 H19.4 次世代育成支援	223	234	238	242
門 H29.6 介護支援	11	15	21	23
創 年次有給休暇の取得促進	12	20	30	37
設 H30.4 女性の活躍推進	14	23	32	37
時 健康経営	84	149	222	236
期 部門数 合計	344	441	543	575
部 部門数 合計（目標）	400	375	480	570

\* R4 は 7/1 時点

（イ）結果の把握方法

- a 毎月の認証企業数により把握している。
- b 令和4年9月に認定企業に対するアンケート調査を実施した。回答企業のうち半数以上の企業で、認証の取得・活用による効果事例について、なんらかの効果があると回答。効果事例としては、回答数の多い順に①「企業のイメージアップ」、②「ワークライフバランスに関する意識の向上」、③「従業員のモチベーションの向上」となっている。また、1割程度の企業において、人材確保や求人エントリーの増加に繋がった。以上から、当該事業は認証企業に対して制度活用の効果が出ているといえる。

（ウ）結果の分析及び対策

認証企業数は順調に増加しているが、約半数は建設業であり、他業種への広がりが課題。そのため、令和4年度は、医療・福祉等の重点業種を設定し、業界団体への訪問、総会等での周知を実施している。

## オ 監査の結果（意見あり）

- (ア) 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されている。また、高知県ワークライフバランス推進企業の認証については高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱を設け、これに従って認証処理がされている。以上から手続上の問題はない。
- (イ) 予算額は、令和3年度で約1,050万円、令和4年度で約1,500万円と比較的高額であるが、費用のほとんどがアドバイザー（社会保険労務士）の人事費であり、受託者の事務管理収益は大きいわけではない。
- (ウ) 令和3年度までは高知県産業振興センターとの随意契約であったところ、令和4年度からはプロポーザル方式に変更になり、2者からの応募があった。審査、評価時の資料からも慎重かつ的確な審査が行われたことがうかがわれ、競争原理による事業内容の更なる改善が期待できる。
- (エ) 委託先は各アドバイザーの日単位の活動記録、企業訪問アンケート等も微収、チェックのうえ県に報告しており、方法、内容ともに問題はない。
- (オ) 本事業の主目的が県内企業のワークライフバランスの推進であることからすれば、認証企業数が順調に増加しており、目標数を達成していることは評価できる。もっとも、少子化対策の視点からは、創設時期が遅かったとはいえ、女性の活躍推進部門の認証企業数の増加ベースアップを期待したいところである。少子化問題は喫緊の課題であり、解決のためには事業者の理解と取組みが必要であることの再認識が必要である。
- (カ) （意見）アドバイザーは企業訪問時にアンケートを取っているが、この中に、「(高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得するかどうか)すぐに考えていない、又は、取得の意向がない理由を教えてください」という質問項目がある。回答選択肢は、①手続きの準備をする余裕がない、②取得によるメリットを感じない、③手続きが煩雑、④その他の4択である。認定を受けるという立場からは比較的選択を

ためらうことが想定される②を選択した企業が一定数見受けられた。県としては、厳しいが率直なこれら意見を受け止め、更なる魅力発信に努めるべきである。

(キ) また、県は、認証企業数による効果測定だけでなく、認証企業に対し「高知県ワークライフバランス推進企業認証制度の活用方法等に関するアンケート」を実施している。本事業の認証企業に対する具体的な効果や感想を把握する仕組みを設けている点は評価できる。これによれば、8割以上の認証企業が、自社ホームページへ掲載したり、認証グッズを活用したりするなど、何らかの形で認証制度を活用しているとのことである。また、認証の取得・活用に関する効果事例について、「効果事例はない」と回答した企業が3割程度を占めたものの、半数近くの企業で「会社のイメージアップにつながった」と回答するなど、半数以上の企業で様々な効果事例があった。また、認証を効果的に活用し、人材確保や求人エントリーの増加につなげている企業もあった。

(ク) 残念ながら認証企業に所属する従業員に対する調査までは行っていない。担当部署によれば、「従業員のモチベーションの向上に繋がった」と回答した企業が1割程度あり、従業員への効果も出ているとのことである。「ワークライフバランス」や「働き方改革」は、企業のためであるとともに企業に所属する従業員のためのものでもあることからすれば、1割程度の評価に満足すべきではないであろう。

(ケ) （意見）また、少子化対策の視点からみて、本事業が少子化対策としてどの程度のプラス効果を生じさせているかは不明である。本事業の効果として直接的に出生数、出生率、既婚率、第一子出産年齢などの実績を把握することは困難であるが、アンケート調査に少子化対策としての効果を確認する項目を加える等して、参加企業に対し、県は本事業を少子化対策としても位置付けており、その効果をも期待していることをアピールすることが必要と考える。企業別出生率という考え方もあり、子どもを産み育てられる環境があることは企業にとって職場の魅力として発信できる情報の一つであることを認識してもらうきっかけにもなると思われる。

## (2) 働き方改革推進事業

## ア 事業の目的、内容、(総合戦略から見た位置付け等)

県内の働き方改革推進の機運醸成を図るとともに、多様な人材が能力を発揮できる職場環境づくりを推進することにより、企業等の生産性向上と人材確保を支援する。

## イ 事業費（予算額）、決算

(単位：千円)

働き方改革推進事業費 (雇用労働政策課)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後（R4のみ当初予算）	13,970	23,517	23,747	21,053
1 働き方改革推進キャンペーン実施委託料	3,305	3,315	2,509	2,614
2 働き方改革推進事業委託料	4,783	5,083	5,383	6,297
3 職場リーダー養成事業委託料	2,882	4に組替	—	—
4 働き方改革実践支援事業委託料	—	12,142	12,142	12,142
5 働き方改革冊子作成等委託料 (R1は、働き方改革マニュアル作成委託料)	3,000	2,977	—	—
6 啓発冊子作成委託料	—	—	3,713	—
決算額計	13,712	20,661	20,810	未確定

## ウ 事業細目

## (ア) 働き方改革推進キャンペーン実施委託料

## a 事業の内容

(a) 育児休暇取得率…国の2025年までの目標30%。全国実績7.5%→12.65%（令和2年度雇用均等基本調査）。高知県実績7.6%→15.8%（令和3年度労働環境等実態調査）。取得率伸び悩みの要因として「職場が育児休業を取得できるような雰囲気ではない」、「上司の理解が進まない」点にあると分析し、以下のキャンペーンを実施する。

(b) 男性の育児取得キャンペーン…県内企業・団体が男性の育児休業に積極的に取り組み、男性が育児休業を取得しやすい企業風土をつくることを目的とした「僕らの子育てキャンペーン」を11月に開催した。令和4年度は、サブタイトルを「会社のファーストペンギンを生みだそう」として実施する。

(c) 具体的な業務は、チラシ作成、広報及び企業等への参加推奨、参加申込受付及び状況報告その他である。

## b ①委託先、②契約方法

① 令和2年度、3年度は県内民間事業者、令和4年度は別の県内民間事業者である。

② 令和2年度は、プロポーザル方式にて実施。令和3年度、4年度は指名競争入札にて実施。

## c 目標、結果

目標は、安心して子育てできる環境づくり～働きながら子育てしやすい環境づくり（ワークライフバランスの推進）～育児に関する休暇等の取得しやすい環境づくり、県内企業等の働き方改革の推進である。具体的な数値目標及び結果は以下のとおり。

	R1	R2	R3	R4
①僕らの子育て キャンペーン		110 社 (目標 100)	105 社・団体 (目標 120)	91 社・団体 (目標 130)
②ノー残業デー キャンペーン	66 社 (目標 100*)	コロナの影響 で中止	—	—
③有給休暇取得 キャンペーン	54 社 (*②③合計)	—	—	—
予算額	3,305 千円	3,315 千円	2,509 千円	2,614 千円

結果の把握方法・・・養成講座参加者・企業を集計

#### d 監査の結果

- (a) 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており手続き上の問題はない。
- (b) 受託者は複数者からのプロポーザルを経て選定されており、競争原理が働いているといえる。
- (c) 少子化対策の視点からみると、僕らの子育てキャンペーンへの参加者数、参加企業数による定量的な効果測定はされており、概ね目標通りの参加数を確保している。本事業では、参加者（社）の満足度（子育てへの関心と意欲の向上）が重要であるところ、参加者へのアンケート（参加報告書）を通じて、キャンペーンの効果を集約しており、その回答内容も概ね肯定的で、定量的効果測定から一步深めた効果測定がなされている点は評価できる。
- (d) 令和2年度の男性の育児休暇取得率は、全国12.65%に対し高知県は15.8%（令和3年度労働環境等実態調査における令和2年度実績）であり、本事業の効果もあって全国を上回っている。また、高知県庁（知事部局）では、知事が、部下の仕事と家庭の両立を後押しする「イクボス」宣言をし、「県職員子育てサポートプラン」の改訂、「男性職員の育休等取得支援プログラム」の新設などの仕組み作りにより、育児休暇を取得する男性職員の割合を令和1年度の1割未満から令和3年度は7割超まで押し上げた（令和4年8月10日高知新聞報道に

よる）。身近な成功事例を県全体の仕事を持つ男性の育児休暇取得にも繋げて欲しいところである。

#### (イ) 働き方改革推進事業委託料

##### a 事業の内容

(a) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が順次施行され、特に中小企業・小規模事業者が抱える、①時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援、②正規雇用労働者（無期雇用フルタイム）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の解消に向けた人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善などの課題に対応し、県内の中小企業等における働き方改革を推進する。

(b) 国（厚生労働省）が設置する「働き方改革推進支援センター」の運営に県が費用を追加して幡多地域の相談体制を強化するため出張所を設置する事業。ただし、センター事業の受託者が令和4年度から変更となり、現在幡多地域は出張等での対応とし、受託者や国の意向もあり令和4年度は当該事業を行わない方向となっている。

(c) 具体的な業務は、社会保険労務士の資格を有する専門家（コーディネーター）に委嘱し、窓口相談やセミナー等による支援を行うことにより働き方改革を推進すること、受託者は専門家に対し、専門家業務日誌、相談表、月次活動実績報告書を作成させること、報告書の提出その他事業を実施するうえで必要な業務等である。

##### b 委託先、契約方法等

（公財）高知県産業振興センターに委託。随意契約。

##### c 目標、結果

令和3年度 相談…目標560件に対し結果661件（うち幡多出張所15件）、セミナー…目標30回に対し結果62回（うち幡多出張所6回）、令和4年度は未執行の予定

**d 監査の結果**

- (a) 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており問題はない。実施状況報告書による事業管理も適切に行われている。
- (b) 予算額は、令和3年度で約 540 万円、令和4年度で約 630 万円と比較的の高額の事業であるが、支出の大半が専門家（社会保険労務士）の人物費であり、実績に照らして問題はない。各コーディネーターが実施状況報告書を定期的に提出しており事業管理も適切である。
- (c) 社会保険労務士の資格を有する専門家（コーディネーター）に委嘱し、相談やセミナーを通じて、企業を支援するという仕組みは、ワークライフバランス推進企業認証制度の普及活動と類似している。本事業は令和4年度は未執行で、令和5年度以降の予算化は行わないということであるが、ワークライフバランス推進と働き方改革推進と同じコーディネーターにより並行して進めるなどの効率化を検討してもよかつたのではないかと思われる。

**(ウ) 働き方改革実践支援事業委託料**

本事業は以下 a～c の事業細々目から構成される。

**a 事業細々目）働き方改革推進職場リーダー養成事業****(a) 事業の内容**

自律的に働き方改革を推進できる組織づくりを目指し、企業内の働き方改革の軸となる職場リーダーを養成する。対象は、役員、労務管理担当者など。具体的な業務は、働き方改革推進職場リーダー養成講座の開催

**(b) 委託先、契約方法等**

プロポーザルの審査結果に基づく随意契約。受託者は各年度とも県外の民間事業者である。

**(c) 目標、結果、評価等****i 目標、結果**

	R2	R3	R4
目標	20社40名	20社40名	20社40名
結果	19社26名	13社21名	11社19名
予算額	12,142千円	1,767千円	1,767千円

R2 の予算額はワークライフバランス実践支援事業、働き方改革トップセミナー開催事業と併せた額

ii 参加企業からの満足度は高いが、毎年募集定員に満たない状況が続いていること、県内企業へのすそ野の拡大が課題である。

**(d) 監査の結果**

i 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており手続上の問題はない。

ii 各年度とも複数のプロポーザルの中から審査により委託先が選定されており競争原理が働いているといえる。

**b 事業細々目）ワークライフバランス実践支援事業****(a) 事業の内容**

企業内の働き方改革の好循環を生む組織づくりに向けて、働き方改革推進職場リーダー養成講座に参加した企業を対象に、働き方改革を専門とするコンサルタントが、約半年間（月1回程度）、各企業を個別に訪問し、働き方に関するアドバイスを実施する。

**(b) 委託先、契約方法等**

プロポーザルの審査結果に基づく随意契約（但し令和3年度、4年度のプロポーザルは1社のみ）。受託先は県外の民間企業である。

## (c) 目標、結果

支援企業	R2	R3	R4
目標	4社	4社	4社
結果	3社 印刷業1 建設業1 広告業1	2社 建設業2 (3チーム)	3社 建設業2 小売業1
予算額	12,142千円	7,817千円	7,817千円

R2 の予算額は働き方改革推進職場リーダー養成事業、働き方改革トップセミナー開催事業と併せた金額

## (d) 監査の結果（意見あり）

- i 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており問題はない。
- ii （意見）もともとの目標設定数が4社と少ないにも関わらず参加企業が目標数に届いていないため、単純計算で1社あたり200万円を越える事業費となる。企業が自らの業務改善を図るためにコンサルティング費用として問題のある金額ではないが、公費を投じるについてはさらに厳格な目標管理が必要である。参加企業が建設業に偏っている点も原因分析及び対策が必要である。

## c 事業細々目) 働き方改革トップセミナー開催事業

## (a) 事業内容

- i 県内企業経営者層を対象に、両立支援やワークライフバランスを含む働き方改革に関する機運醸成を目的としたセミナーを高知県経営者協会との共催により年2回開催する。

## (b) 委託先、契約方法その他

令和2年度はプロポーザルの審査結果に基づく随意契約。令和3年度は指名競争入札にて実施。令和4年度は随意契約及び指名競争入札にて実施。民間事業者が受託。

## (c) 目標、結果、評価等

## i 目標、結果

	R2	R3	R4
働き方改革 トップセミナー①	58社 67名 目標150名	113社 150名 目標150名	98社 133名 目標150名
働き方改革 トップセミナー②	84社 92名 目標150名	82社 102名 目標150名	92社 101名 目標150名
予算額	10,336千円	2,558千円	2,558千円

R2 の予算額は働き方改革推進職場リーダー養成事業、ワークライフバランス実践支援事業と併せた金額

## ii 事業細々目 a～c の評価

事業細々目 a～c 全体に対する県の評価は以下のとおりである。県内企業では、国や県からの周知を実施したこともあり、改正された働き方改革関連法への対応は順次行われている。一方、働き方改革関連の県事業について目標（募集定員）に達していないことの原因を次の様に説明する。すなわち、企業は働き方改革に取り組む必要性は理解しているが、人手不足等により本来業務に労働力を集中させ、働き方改革に関する業務に取り組むことが難しいということである。そして、県としてはその対策として、令和5年度には、社会保険労務士などの士業を「働き方改革コンサルタント」として養成し、養成した働き方改革コンサルタントが県内企業の働き方改革に向けて伴走支援を行っていく取り組みを創設することを検討している。この取り組みによって、働き方改革に取り組む企業の増加を図るとともに、継続的に支援を受けることができる体制を整備することを目指すとのことであった。

## (d) 監査の結果（意見あり）

- i 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており手続上の問題はない。
- ii （意見）セミナーは、固定経費が中心となることから、参加人

- 数が目標割れしたとしても費用が減額とはならない。コロナ禍といえども厳格に目標管理を行い目標定員を確保するべきである。
- iii また、セミナー参加者数の集計だけでなく、参加者の満足度や要望の調査を通じて、参加者増及び内容の充実を図るべきである。
- (エ) 人事管理部門の担当者向け交流会の開催（働き方改革担当者向けセミナー・交流会） 令和4年度新規事業
- a 事業の内容
- (a) 働き方改革の個別コンサルティングを受講した企業担当者による事例発表、育休取得男性による座談会、各事業者の人事・労務担当者の取組状況や課題を共有し事業者内での取組につなげることを目標とした交流会を実施する。
- (b) 県内の中堅・中小事業者（製造、建設、医療、運輸）に勤務する男性の育児休業取得者による座談会や、働き方改革に取り組む企業による事例発表ならびに交流会を開催し、取組事例を共有する。地元ケーブルTVによる特集や県HPで当日の概要を掲載し県内企業へ周知する。
- b 委託先、契約方法その他
- 県による企画・運営事業である。
- c 目標、結果、評価等

支援企業	R4
目標	50名
結果	36名 20社
予算額	454千円

- d 監査の結果
- (a) 手続的な問題はない。
- (b) 募集定員を割り込んでいる点は募集の仕方や内容の見直しが必要であろう。
- (オ) 啓発冊子等作成事業（令和3年度単年度事業）
- a 事業の内容
- 令和2年度に実施したワークライフバランス実践支援事業の支援企業3社の成果と、ワークライフバランス推進企業7社の取組をまとめた優良事例集を2万部作成し、県内企業・団体及び高校生等へ配布する。
- b 委託先、契約方法その他
- プロポーザルに基づく随意契約により民間企業に委託。
- c 目標、結果
- 令和3年度の配布実績は12,520部。配布先は以下のとおり。
- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| 県内高校2年生の生徒数+余部               | 計6,210部 |
| 大学・短大・専門学校等在籍者数等を勘案し配分       | 計2,510部 |
| 商工会議所、商工会等各50部をベースに規模等を勘案し配分 | 計3,300部 |
| その他（ワークライフバランス認証企業、取材先）      | 約500部   |
- 令和4年度の配布予定は7,480部。配布先は以下のとおり。
- |                |         |
|----------------|---------|
| 県内高校2年生の生徒数+余部 | 約6,000部 |
| 県主催セミナー等での配布   | 約1,480部 |
- d 監査の結果
- (a) 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており手続上の問題はない。
- (b) 配布先や配付数量に問題はないが、現代の高校生、大学・短大・

専門学校生に啓発冊子という媒体が効果的なのかどうか（YouTube や SNS を利用した方が効果的・効率的なのではないか）等、今後同様の事業を実施する際には検討して欲しいところである。

## 5 官民協働による少子化対策を県民運動として展開

### (1) 事業の目的、内容、（総合戦略から見た位置付け等）

「高知県の出会い・結婚・子育て応援団」の規模を拡大し、応援団と協働して少子化対策に取り組む。

### (2) 事業費（予算額）、決算

（単位：千円）

少子化対策県民運動推進事業費 (子育て支援課)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後（R4のみ当初予算）	15,032	14,141	14,316	15,461
1 少子化対策推進事業実施委託料	4,416	2,078	4,376	3,689
2 高知家の出会い・結婚・子育て応援団連携強化事業委託料	5,963	6,192	6,290	4,676
3 県民意識調査委託料	1,456	2,574	－	3,112
4 事務費	3,197	3,297	3,650	3,984
決算額計	13,713	12,750	11,656	未確定

### (3) 目標、結果、評価等

#### ア 育児休業取得率

	H30		R2	R3
目標	－		男性 16.6% 女性 100%	男性 21% 女性 100%
結果	男性 7.6% 女性 95.7%		男性 15.8%	未 確 定 女性 97.6%

「H30」「R2」の数値は、それぞれ令和1年度、令和3年度に実施した労働環境等実態調査による。

令和3年度に実施した調査では、優良事例の横展開などにより前回調査から倍増し、15.8%と全国平均の12.7%は上回っているが、目標（令和3年度：16.6%）までには届いていない。

イ 時間単位年次有給休暇制度導入率

	R3	R4
目標	33.0%	45.0%
結果	41.8%	未確定

ウ 高知家の出会い・結婚子育て応援団登録団体数

	R1	R2	R3	R4
目標	770 团体	1,100 团体	1,250 団体	1,350 团体
結果	1,000 团体	1,148 团体	1,244 团体	未確定

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、計画どおりに企業訪問活動ができず、登録団体数の目標は未達のことである。

エ 育児休暇・育児休業取得促進宣言企業数

	R1	R2	R3	R4
目標	500 团体	795 团体	900 团体	1,000 团体
結果	694 团体	803 团体	876 团体	未確定

オ 応援団の実施するイベントへの参加者数

	R2	R3	R4
目標	3,600 人	3,600 人	3,600 人
結果	646 人	517 人	未確定

(4) 事業細目

ア 少子化対策県民運動推進事業実施委託料

(ア) 事業の内容

少子化対策について県民の理解を深め、広がりのある県民運動を推進するため、企業等における育休取得促進を図るセミナーや県民への機運醸成のためのフォーラムを開催、新聞広告を実施する。

(イ) 委託先、契約方法その他

- ・令和1～2年度 （株）ユースケー、  
令和3年度 （株）高知広告センター
- ・令和1年度（公募型プロポーザル結果による随意契約）、令和2年度（一般競争入札）、令和3年度（公募型プロポーザル結果による随意契約）。令和1及び2年度の公募型プロポーザルでは複数者から応募があり審査により選定。

(ウ) 目標、結果

	R1	R2	R3	R4
目標	200 名	新聞広告のみ	会場 100 名 配信 100 名	会場 100 名 配信 100 名
結果	159 名 117 团体		91 名（うち 配信 40 名）	76 名（うち 配信 30 名）

(エ) 監査の結果（意見あり）

- a 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており手続上の問題はない。
- b （意見）令和3年度のフォーラムの実施報告書本文にセミナー参加者数（集客人数）が記載されていないのは問題である。別添された参加者リストを見ればわかるところではあるが、大きく目標割れしていることもあり、コロナ禍であったとしても、県としては集客にこだわっているという姿勢を受託者に見せるべきではないだろうか。

イ 高知家の出会い・結婚・子育て応援団連携強化実施委託料

「出会いのきっかけ応援事業費補助金」（第4の1）でも触れる。

(ア) 事業の内容

応援団への情報提供や取組情報の収集など、応援団との連携強化に係る事業

- a 応援団通信簿の作成・送付
  - b 応援団取組事例調査補助業務
  - c 育児休業取得事例の新聞広告 など
- (イ) 委託先、契約方法その他
- a 令和1年度（株）ほっとこうち、令和2年度（株）高知広告センター、令和4年度（株）ほっとこうち
  - b 複数者参加の公募型プロポーザルの審査結果に基づく随意契約
- (ウ) 監査の結果
- a 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており手続上の問題はない。
  - b 複数者が公募型プロポーザルに参加し、受託者の入れ替わりもある。高知県品質管理ガイドラインに基づく評価も年々向上していることから、競争原理が十分に働いているといえる。
- ウ 県民意識調査委託料
- (ア) 事業の内容
- 出会いから結婚、子育てまでの切れ目ない支援を推進していくうえでの基礎資料を得るために、県内の現役子育て世代（令和1年度は2,000人、令和2年度は4,000人）を対象として意識調査を実施し、分析、編集して報告書にまとめるもの。
- (イ) 委託先、契約方法その他
- a 令和1～2年度（株）トミーコーポレーション
  - b 複数参加の指名競争入札の結果委託

## (ウ) 目標と結果

標本数	R1	R2	R3	R4
標本数	2,000	4,000	未実施	4,000
回答数	906	1,386	未実施	1,143

## (エ) 監査の結果

- a 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており手続上の問題はない。
- b 選択された回答のみならず、自由記載欄から様々な意見や要望等を拾うことができており今後の少子化対策事業の展開にとって非常に重要な資料である。報告書を十二分に活用することが期待される。

## エ 事務費

## (ア) 内訳

- a 報償費
  - (a) プロポーザル審査委員
  - (b) 高知県少子化対策推進県民会議総会委員
  - (c) 高知県少子化対策推進県民会議部会委員
  - (d) ライフプランセミナー講師
- b 食糧費（お茶代）
- c その他事務費
  - (a) 旅費
  - (b) 需用費
  - (c) 役務費

- (d) 使用料及び賃貸料  
 (イ) 監査の結果  
 特段問題はない。

## 6 女性の活躍の場の拡大

- (1) 女性活躍推進事業  
 ア 事業内容

本県の女性の活躍の場の拡大に向けて、結婚や出産、育児など、様々なライフステージを迎える女性がそれぞれの希望に応じ働き続けられるように高知家の女性しごと応援室によるきめ細かいワンストップ就労支援や県内企業等における女性の登用等の促進、また、ファミリー・サポート・センターの充実に向けた取り組みを行う。

### イ 事業費（予算額）、決算

（単位：千円）

女性活躍推進事業費	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
予算額計/補正後（R4のみ当初予算）	72,959	71,754	78,597	82,696
1 女性就労支援事業委託料	45,305	44,857	45,146	45,146
2 女性登用等促進事業委託料	1,250	563	727	1,370
3 広報委託料	5,222	2,057	4,492	4,151
4 番組制作放送委託料	—	—	143	—
5 啓発冊子委託料	—	—	500	—
6 職員研修負担金	30	30	30	30
7 ファミリー・サポート・センター運営費補助金	21,152	24,247	27,559	31,999

## (2) 事業細目

## ア 女性就労支援事業委託料

## (ア) 事業の内容

こうち男女共同参画センター「ソーレ」に設置した就労支援窓口「高知家の女性しごと応援室」を運営し、働くことを希望する女性へのきめ細かいワンストップ就労支援や、働きやすい職場づくりにむけた企業へのアドバイスを実施する。具体的な業務は、相談業務、女性が働くために必要な情報の一元的な提供、職業紹介業務、研修・セミナーの企画・実施、潜在的な求職者の掘り起こし、働きやすい職場づくりに向けた企業支援、就職者へのアフターフォロー・キャリア形成支援、運営協議会開催その他の業務である。

## (イ) 委託先、契約方法その他

- a 四国四県に拠点を有する民間人材派遣企業（契約期間令和2.4.1～令和5.3.31）
- b 公募型プロポーザルによる随意契約。説明会には複数者が参加したが、応募は1者のみであった。
- c 令和2年度予算額：44,857千円+債務負担行為額：90,290千円  
(令和3年度 45,146千円、令和4年度 45,146千円)

## (ウ) 目標、結果、評価等

## a 目標と結果（高知家の女性しごと応援室における就職者数）

	R1	R2	R3	R4
目標	200人	200人	200人	200人
結果	127人	117人	114人	84人
相談件数	477件	328件	317件	279件

\* R4結果は令和4年11月30日時点

- (a) 実績は高知家の女性しごと応援室からの事業実績報告による確認（月次）により把握している。

(b) 結果の分析及び対策：R3年度の就職者数は、前年度とほぼ同水準で、目標の約6割に留まる。県はコロナ禍により、来所する相談者数、セミナー参加者、新規登録者等が減少したこと、認知度の低さが原因と分析する。令和4年度は、潜在的な求職者の掘り起こしと多様なニーズに応じた就労支援（きめ細かな就労支援、働きやすい職場づくりと就労後の定着に向けた企業へのアドバイスの実施に加え応援室の知名度向上及び新規相談者数の増加につなげるYouTube広告）を実施する。

## (エ) 監査の結果（意見、指摘あり）

- a プロポーザル応募は1者のみであるが、審査は適正に実施されている。また委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており、手続き上の問題はない。
- b （意見）公募型プロポーザルを実施しても複数応募がなければ競争原理が働かない。説明会には複数参加がありながら応募が1者のみである理由の分析が必要であろう。利益が低すぎるとか要求が過度であるなど事業としての魅力が足りないのであれば見直しが必要である。
- c （指摘）本事業は3年契約で、各年度の予算額は、約4,500万円という高額事業である。業務内容は必ずしも女性の就労支援のみに留まるものではないが、評価は本事業を通じた女性就職者の数であるべきである。同事業を通じた令和3年度の就職者数は目標200人に對し実績は114人であるから、女性ひとりの就職に約40万円の公費を投じたことになる。単純に比較はできないが民間の求人サイトへの掲載料は無料～10万円台の場合もあるうえ、本来この費用は求人募集する事業者の側が負担するものであるから、就職あっせんの費用対効果という点では疑問を感じる。令和4年度はYouTube広告を通じて応援室の知名度向上や新規相談者増加を目指すことであるが、既に民間業者やハローワーク等が面談やインターネット等で様々な就職あっせん事業を行っているところでもあり、本事業により女性の活躍の場を増やしたことにはならないであろう。セミナ

ーにおいて実施しているアンケートや実際に受けた相談内容から得られる対象者のニーズをも踏まえたうえで、事業内容や規模等を再考する余地がある。

#### イ 女性登用等促進事業委託料

##### (ア) 事業の内容

男女がともに働きやすい職場づくりセミナー（管理職、人事担当者向けセミナー、キャリアデザインセミナー、トップセミナー）

##### (イ) 委託先、契約方法その他

随意契約。受託者は高知商工会議所

##### (ウ) 目標、結果

( ) 内は目標	R1	R2	R3	R4
管理職・人事担当者向けセミナー	30名 (20)	42名 (20)	6名 (20)	2~3月実施 (20)
働く男性・女性向けセミナー	14名 (20)	—	—	—
キャリアデザインセミナー	13名 (20)	—	—	—
トップセミナー	—	—	—	2~3月実施 (20)

##### (エ) 監査の結果（意見あり）

a 随意契約であることに合理的な理由があり、委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており問題はない。

b （意見）コロナ禍の影響で令和3年度のセミナーはオンラインに切り替えたとのことであるが目標を大きく割り込んだ。予算は多額とはいえないが、年1回のみのセミナーで、参加者数も多数とはいえない反面、担当部署の人的負担は一定発生することになるため、

目標割れが続くようであれば本事業の存続自体見直しが必要である。

#### ウ 広報委託料

##### (ア) 事業の内容

a ファミリー・サポート・センター広報事業（ファミリー・サポート・センター事業の周知を図るため、テレビ・新聞・イベント等を利用した広報を実施する。）

b 女性就労支援広報事業（高知家の女性しごと応援室の周知を図るため、テレビ等を利用した広報を実施する。）

c 令和4年度は女性活躍推進事業広報等委託業務

##### (イ) 委託先、契約方法その他

令和1~4年度 随意契約により県内民間広告代理店が受託。

##### (ウ) 目標、結果

以下の活動を計画・実施した。

令和1年度 子育て応援団すこやか2019へのブース出展、CM、新聞広告

令和2年度 フリーぺーパー広告

令和3年度 子育て応援団すこやか2021へのブース出展、CM、シネマド上映、新聞広告

令和4年度 CM、YouTube広告

##### (エ) 監査の結果

a 委託先とは適切に契約を締結したうえで、仕様書に基づき事業が実施されており問題はない。

b 予算額は、令和3年度で約450万円、令和4年度で約420万円と比較的高額の事業であるが、費用の中心は媒体掲載費用である。随意契約で、複数年度に渡り1事業者が継続受託している理由につい

ては説明がなされており、内容として問題はない。

エ 職員研修負担金、ファミリー・サポート・センター運営費補助金  
ファミリー・サポート・センター関連のためファミリー・サポート・センター事業（第4の3）で扱う。

## 第5 指摘及び意見

コロナ禍中で社会情勢が刻々変化する昨今にあって、参加型の事業において参加者数が目標割れとなつたとしても、コロナ禍の影響を無視することはできない。もっとも、コロナ禍も3年を経過し、オンライン併用などこの現状を前提とした対応策も一定程度浸透しつつある。そこで、本項では、コロナ禍であることを意識し過ぎることなく述べることとする。

### 1 民間事業者が現に提供しているサービスについては、まず新規事業としての立ち上げとその継続ありきではなく、現有の民間サービスの活用可能性について検討すべきである（指摘）

第6の総括的な提言1で述べる「事業の選択と集中」にも関連するが、大きな公費を投じて民間事業者において現に提供されているサービスと重複する部分の大きい事業を新設する意義については、まず事業開始前には未開拓の大きな需要が見込めるのかどうかを慎重に判断すべきである。次に事業開始後一定期間経過後には、その需要が現実化しているのかを、実績、アンケート調査、実施内容等から検討し、事業を継続すべきかどうか、継続するとしても事業内容や規模等見直すべき点がないかどうか慎重に判断すべきである。

(1) こうち出会い系サポートセンター等による婚活支援事業については、予算額が比較的大きく、かつマッチングサイト等は民間企業においても競合他社が多数存在する事業類型である。平成28年と現在の異性の出会い系は大きく変わっており、業務委託をするにしても、プロポーザルや一般競争入札等の競争原理が働く中で、慎重に事業内容を検討していく必要がある。

(2) 女性就労支援事業においては、民間の人材派遣事業者に委託し、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に設置した就労支援窓口「高知家の女性しごと応援室」を運営し、働くことを希望する女性へのきめ細かいワンストップ就労支援や、働きやすい職場づくりにむけた企業へのアドバイスを実施している。社会参加に困難さを感じる女性を支援するという観点からは意義のある事業であるが、最重要目標である女性の就労支援では十分な成果があがっているとはいえない。就労支援に関しては現に民間業者やハローワーク等が面談やインターネット等で様々な就職あっせん事業を行っているところでもあり、費用対効果の観点からは、事業内容や規模等を再考する必要がある。

## 2 事業の目標設定や効果測定方法を更に工夫すべきである（意見）

- (1) 病児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業などでは、事業評価 KPI に「実施箇所数」という指標が用いられておりこれ自体に問題はない。しかし、他方で、実施箇所数のみ拡大したものの県民の利用数が伸びないなどの事態が生じないよう、県民の利用実態の側面に着目した目標管理・効果測定も必要である。
- (2) また、ファミリー・サポート・センター事業についても、指標とする事業の提供会員数が順調に伸びていることは評価に値するが、もう一步踏み込んで、会員数に比例して利用者数が伸びているかまでの分析が必要である。また、利用者の意見をきくことにより、広報が足りないのか、内容に改善が必要なのか等の問題点も見えてくるものと思われる。受け皿を広げる段階をクリアしたら次は利用率の向上がポイントである。
- (3) 少子化対策県民運動推進事業、女性登用等促進事業等において実施されるセミナー等については、そもそも参加者の目標数が設定されていなかったり、設定されていたとしても目標を大きく割り込んでいたりするものが目立つ。県として、セミナー等の内容はもちろんのこと、参加者数の実績にもこだわる姿勢を受託者に伝えていく必要がある。
- (4) そもそも少子化・子育て支援対策は、最終的にどの程度出生率の改善に繋がっているかなど直接的な定量的評価が困難なものが多いのは確かである。そうだとしても、利用者や参加者の声を集約する等して適正に事業評価を行い、事業の改善に繋げるべきである。例えばワークライフバランス推進関連事業、働き方改革関連事業、女性就労支援事業など、少子化対策に位置付けながら少子化対策としての効果測定に配慮がされていないようと思われる事業がある。困難であっても可能な限り定量的な効果測定を行い、それが困難な事業についても対象者に対し少子化対策としての意見・感想を求めるアンケートを実施する等して効果を測定し、次年度以降の事業改善に繋げることは必要である。少子化・人口減少問題が県民の大きな関心事であることが各種報道等により伝えられるところであり、県としても少子化対策事業として位置付けて実施しながら、事業の対象者にはその意図がまったく伝わっていないという事態は避けなければならない。

## 3 事業の広報手段を更に工夫すべきである（意見）

現代においては、何か情報を得ようとする時にはまずインターネットによる検索が行われる。高知県が実施する妊娠・出産・子育ての各種支援施策についても、対象年齢層はまずインターネットによる検索を行うと思われる。しかし、こうちプレマ net をはじめとする各事業は、それ自体の認知度の低さ、県民の関心のなさが懸念される。「高知版ネウボラ」という理念についても、そもそも一見してこれが何を意味しているのかが理解できず、県民一般に浸透しているとは到底思われない。より直接的でわかりやすいメッセージを発出しなければ、高知県が少子化対策・子育て支援に注力していること自体が県民に伝わらないのではないかと考えられる。インターネットによる発信内容の更なる工夫に加え、SNS や新聞広告など、他の広報手段についても検討すべきではないか。

## 第6 総括的な提言

本項では、個別の事業やその担当部門に対して対応を求めるものではなく本監査テーマに関し今後の県の施策に是非取り入れていただきたい事項を述べる。

### 1 効果を上げている他国や他自治体の取り組みを参考にし、必要に応じた事業の選択と集中を進めるべきである

- (1) 少子化対策事業は実際の効果が出るまでに一定期間を要するといわれる。効果が出るのを待って事業評価していたのでは自治体の存続維持に間に合わないおそれもある。地域毎の特殊性の考慮は必要だとしても、他所において既に効果の上がっている取り組みを参考にすることが、最も有効かつ効率的といえる。
- (2) この点、県はフィンランドのネウボラの発想を取り入れた高知版ネウボラを事業として取り入れ実行中である。またハンガリーの取り組みも注目に値する。同国では、GDP の 4.7%を少子化対策にあて、所得税減免、3 年間の育児休暇、結婚奨励金、マイホーム補助金、学生ローン返済減免、体外受精無料化など様々な対策を実施した結果、子どもを望むハンガリー人は 10 年で 2 割増加し、婚姻数は 43 年ぶりの高水準で 2020 年には前年比で 6.7%増え、離婚数は 60 年前の水準まで下がり、3 歳未満の子どもがいる女性の就業率が上がったとのことである。これらは国策の問題であるため導入の難しいものもあるが、全国より 15 年先行して人口が自然減の状態に陥っている本県としては、子どもを複数持つことを躊躇させない、国の政策よりも一歩先んじた施策及び事業展開が必要である。
- (3) 厚生労働省の発表した令和 3 年の都道府県別的人口動態統計（P20）によれば、人口千人あたりの出生率は全国平均が 6.6 に対し本県は 6.0 である。年齢別構成比等が大きく異なる東京（7.1）、愛知（7.4）、大阪（7.0）などの大都市圏との比較は難しいとしても、石川県（6.5）、福井県（7.0）、滋賀県（7.4）、鳥取県（6.8）、島根県（6.7）、香川県（6.7）、佐賀県（7.3）、長崎県（6.9）、熊本県（7.4）、大分県（6.6）、宮崎県（7.2）等が比較的高い数値を示している理由や取組を研究することは必要である。
- (4) 市町村レベルの例にはなるが、たとえば、近時、合計特殊出生率

2.95 という驚異的な数値を記録した岡山県奈義町では、①在宅育児支援手当（月額 1 万円）、②高等学校等就学支援（年額 9 万円）、③医療費を高校生まで無料化、④出産祝い金交付（最大 40 万円）、⑤ワクチン接種の無料化、⑥不妊治療助成（年額 20 万円）、⑦不育治療助成（年額 30 万円）、⑧新築住宅普及促進事業補助金や近隣価格より 3 割ほど家賃の低い若者向け住宅や定住促進住宅の整備などの移住支援策の強化など、可能な限りの踏み込んだ財政支援策を講じている。

また、子育て支援で著名な兵庫県明石市においても、①医療費を高校生まで無償化、②第 2 子以降の保育料完全無償化（兄弟姉妹の年齢制限なし、親の所得制限なし）、③3 歳～5 歳の副食費の無償化、④中学校の給食費の無償化、⑤高校生まで公共施設の入場料無料化など、やはり踏み込んだ財政支援策が講じられている。

少子化対策について財政支援面から効果を上げるためにには、一定の「踏み込み」が必要であるように思われる。つまり、重要なのは「程度」であり、支援のラインナップを増やすという横方向の充実に加え、各支援の内容を深めるという縦方向の充実が必要であろう。もちろん予算ありきの問題ではあるが、県の存亡に直結する少子化問題について、十分な予算が割けないという理由で対策の深化が見送られてよいはずがない。そのための事業の選択と集中を検討することも必要である。

(5) また、いくら行政による財政支援があったとしても、それだけでは子どもを持とうというインセンティブとしては不十分である。

この点、沖縄県や鹿児島県の離島では総じて合計特殊出生率が高い傾向にあるが、その理由の分析として、親元に住んでいることが多く、子育てについて親からのサポートがあるほか、働きながらでも子どもを見てくれる安心感があることが挙げられている。ここには、核家族化と複雑化が進む現代社会が子どもを産み育てやすい社会に転換するための示唆があるようと思われる。

## 2 仮に人口減少に歯止めがかからない場合でも自治体を維持していくためのシナリオを準備すべきである

- (1) 少子化対策事業はその効果が見えるまでに一定の期間を要する。とはいえ、国に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置される契機となった日本創生会議による日本の人口の将来推計（通称「増田レポート」）が発表され国民・県民の関心が高まる中、県は「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、出生に関する目標を設定し、それを実現するために様々な少子化対策事業を実施してきた。本外部監査を通じて、県の関係各部門が県民の期待に応えるべく問題意識をもって真摯に取り組んでいることは感じられた。
- (2) それでも、少子化及び人口減は、想定を超える速度で進行しているという現実がある。政策の問題とも絡むが、全国に先駆けて人口減少社会に突入した高知県であるからこそ、少子化対策事業を効果的・効率的に進める努力を継続しながらも、万一それが奏功しない場合でも自治体を維持していくための第2のシナリオを準備しておくことが、翻って県民に対し、本県で産み、育て、暮らしていくことへの信頼感を醸成するのではないかであろうか。

以上